

(第一部分)

第六十八回
國會參議院内閣委員會會議

昭和四十七年六月八日(木曜日)
于前寺四十二分開

午前十時四十七分開會

卷之三

六月
丙子

中村 利次君 向井 長年君

出席者は左のとおり

理
事

委
員

- 防衛廳設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（第六十七回国会内閣提出、第六十八回国会衆議院送付）
- 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

事務局側
議官
文部大臣官房審
常任委員会専門
員
相原 奥田 真丈君
桂次君

柳田樹太郎君
町村 金五君
安田 隆明君
鈴木 力君
水口 宏三君
黒住 忠行君
源田 実君

| | |
|-----------------|--------|
| 人事院事務総局 職員局長 | 島 四男雄君 |
| 綜理府人事局長 | 宮崎 清文君 |
| 警察庁長官官房 長官 | 土金 賢三君 |
| 防衛庁參事官 | 高瀬 忠雄君 |
| 防衛庁參事官 | 鶴崎 敏君 |
| 防衛庁參事官 | 岡本 直君 |
| 防衛庁長官官房 長官 | 久保 駿也君 |
| 防衛庁防衛局長 | 宍戸 基男君 |

政府委員

○櫻痴長(柳田桃太郎君)

ただいまから内閣委員

○鈴木力君 そこで、いまわれわれが防衛問題を

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

○鈴木力君 そこで、いまわれわれが防衛問題題を議論をしているわけですがれどもその三次防、四次防、五次防という、五次防ということばがし

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。
御質疑のある方は順次発言を願います。
○鈴木力君 最初に伺いますが、先週の何日でしたか、ちょっと新聞で見たんですけども、久保たか、では足りないので第五次防を考えておると、こういう趣旨の御発言があつたことを新聞記事で伺いましたけれども、その内容を少し具体的にまず御ましたけれども、答弁いただきたいと思います。
○政府委員(久保卓也君) 先週でしたが、衆議院の外務委員会で自民党の石井委員の御質問に応じまして――質問の内容は、防衛庁では三次防、あるいは四次防で防衛力の增强は終わるのかという御質問でございました。それに対しまして私の答弁は、不十分であれば補足いたしますけれども、答弁の内容といたしましては、三次防、四次防でとまるものではありません、四次防から五次防にかけてさらに足らざるところを補強、整備していくなければなりません、しかしながら大体五次防程度でかっこうがつくでしょうという趣旨のことを申し上げました。これはわれわれとしましては、五次防であれ、六次防であれ、いすれ長期計画をつくる以上は、そういうふた何次防といったものがあるのが適当であろう、しかし、それはイコール增强といふこととは、必ずしも同じものではないのですから、ついそういうかっこうが大体できるふたります。

○鈴木力君 草案は、そこで、いまわれわれが防衛問題題を議論をしているわけですけれども、その三次防、四次防、五次防といふのは、数字で人為的に区切ることだけができますけれども、これはもうずっと続いているわけですね。ですから、久保局長の御発言はそういう御意図だと理解申上げますけれども、ただそのときになつたらこうするのだとしていることで、五次防といふ名前だけあげておいてしま議論するというのはどうも不適当なような気がするのです。そこで、まだ四次防もいろいろのいきさつがあつて正式的にきまらないんですけど、私も、きょうは、国際會議にかかつたからわからないかというような、そんな手続問題は抜きにして、一体、いまの防衛廳――防衛廳といふのを具体的にどう持つておるのか、これをやつぱりはつきりしたいと思うし、はつきりしないと、正直言いまして、いま審議しているこの法案だつて簡単だとかいろんな説がありますけれども、五次防まで必ずつながっていくんですから、こういう点をきょうこの委員会で私は明らかにしてもらいたいと、こう思うんです。それで、まず最初に、防衛廳から、抽象的でなしに五次防までを含んだはつきりした数字で、最終的には飛行機が何というやつが幾らという数字はなんちろん出せないと思いますから、そこまで出せば申し上げませんけれども、構想をひとつ述べていただきたいと思います。

○政府委員(久保卓也君) 防衛廳の原案が昨年四月に出来まして、その際の内容につきましては、従来からある御説明しておったところであります。ところで、その場合に、八〇年代初期、つまり今日から言えば十年後の脅威の対象を日本

にしながら、それにある程度の意味で対応し得るもの、それを一応長期目標として出したわけあります。その内容については、具体的な数字について中曾根長官が私見として申されたことがあります。そのいわば前段階としての四次防として意義つけたわけありますが、そういうふうな発想が、はたして今後の国際情勢の中で、特に日本の置かれている立場で適当であろうかということを私自身はいまのところ考え方直しているわけでありまして、そうすると、今日置かれている情勢のもとに、四次防の――というよりも将来の防衛力の性格を描いて、そういうふうなことを背景にして四次防というものを考えてみるということであります。

私自身、いろいろのことを考えながら構想をまとめておるんすれども、まだまとまっておりませんので、ここで具体的に防衛庁の政府委員として申し述べるのは少し適当ではない。しかしながら、やはりこの国際情勢の緩和されたという背景、それから、国民が平和を望み、また今日緊張感といふものが、あるいは対外的な友好関係、これは日米はもとよりでありますが、日ソ、日中あるいは他のアジアの諸国との平和状況、そういうふうなものの背景にして、諸国民及び日本の国民に受け入れられるような防衛構想があるべきであろう。それを背景にして四次防というものをつくるまいりたい、こういう構想を持っています。

○國務大臣(江崎眞澄君) ちょっと、誤解があるといけませんから、私補足しておきたいと思います。四次防で要するに自衛隊の武器の更新とか備え充実とか、そういう面は終わるのかと、こういう質問に対しても、久保局長が、四次防で十分な形とはましませんと、要するに五次防といふこともあり得るということをまあ言つた。これはさつき本人からお答えをしたとおりでございます。

私は、ものの考え方として、たとえばこれが六

次防であり七次防であり八次防であるということであつてまあ差しつかえないということを、この委員会でも申し上げた記憶がございます。それで、それは、たとえば防衛力を充実するのがいわゆる第何次防衛計画というのではなくて、防衛力が全く武器の更新だけ、あるいは逆に防衛力を減らすという場合も、これは第何次防衛計画というもので表示していいのではなくろうか。将来日本の武装が一応のめどに到達したと、でこれをもっと減らしていくんだと、世界の情勢等から見て。そういう場合には、やはり兵力を減らす計画も何次防といふ中に含めて、国民にわかりやすく説明していくべきではないか、こういう説明をしたことがあります。

それで、いま久保防衛局長が申しておりますのは、これは衆参両院を通じまして、一体防衛力、防衛力というが防衛力の限界は何かと。これが、従来は、G.N.P.の1%以下で、○・八七ぐらいというようなことで来ておったわけですが、このG.N.P.自体が伸びたりあるいはスローダウンしたりするというになれば、これだけでもいけない。大筋ではもう、鈴木議員御承知のとおり、海外派兵はしないとか、微兵制はとらないとか、いろんな制約があります。政策的には非核三原則があるとか、こう言つておりますが、もう少し、防衛局長という責任の立場においてこの限界等について詰められるものなら詰めてみたい、これが久保局長の従来の主張であります。これは私、ひとつ旺盛にねばり強く努力をして、結論を得ることが必要だと言つておるわけござります。まだいま結論には至つてない。申したとおりであります。

○鈴木力君 そこで、どうもわかつたようなわからないような、私の設問も妥当なのか妥当でないのかわからぬみたいたることでありますけれども、やはりいま局長のお答えになられたことが私は重要なポイントだとと思うんですね。三次防、四次防までは相手の脅威に対抗するものとして設定されなければいけないと、そこで、今までのところどうも私はこの相手の脅威というものが明確になつてないんで、何となく相手というものはあるかないかのごとくにしておいて、これだけなければいけないと、そこで、三次防は完成するわけではありませんとこの法案の審議のしようがないじゃないかと、そういう立場で聞いています。

○政府委員(久保卓也君) しまの点は、おっしゃるとおりであります。したがいまして、私どもも示されないとこの法案の審議のしようがないじやないかと、そういうふうに私も思つております。

そういう方向で考へているわけであります。十六年度までの予算及び法律については三次防までの考え方、それから四十七年度につきましては四次防の考え方であります。四次防の考え方と申しましても、国防会議で示されたものは三次防の延長である。それからまた、四次防の大綱といふものの大ワクがあるわけであります。ところで、三次防の大綱の中で示されたのがけしからぬなんということを申し上げてい

るつもりは全然ございません。担当として、そういうことを考えておれば考えておると発言なさる方が当然でありますから、私はそういうことを申し上げているわけじゃない。

ただ、これはあまりいい例じゃないと思いますけれども、私はどうも木いじりが好きで、いろんな木をいりますが、そのときに、この木は将来どういう形の木にするかと、小さくと大きい枝の切り方が違うんです、最初から先はどちらいいんだと、世界の情勢等から見て。そういう場合には、やはり兵力を減らす計画も何次防といふ中に含めて、国民にわかりやすく説明していくべきではないか、こういう説明をしたことがあります。

それで、いま久保防衛局長が申しておりますのは、これは衆参両院を通じまして、一体防衛力といふように含めて、国民にわかりやすく説明していくべきではないか、こういう説明をしたことがあります。

そこで、どうもわかつたようなわからないような、私の設問も妥当のか妥当でないのかわからぬみたいたることでありますけれども、やはりいま局長のお答えになられたことが私は重要なポイントだとと思うんですね。三次防、四次防までは相手の脅威に対抗するものとして設定されなければいけないと、そこで、今までのところどうも私はこの相手の脅威といふものが明確になつてないんで、何となく相手といふものはあるかないかのごとくにしておいて、これだけなければいけないと、そこで、三次防は完成するわけではありませんとこの法案の審議のしようがないじやないかと、そういう立場で聞いています。

○政府委員(久保卓也君) しまの点は、おっしゃるとおりであります。したがいまして、私どもも示されないとこの法案の審議のしようがないじやないかと、そういうふうに私も思つております。

そういう方向で考へているわけであります。十六年度までの予算及び法律については三次防までの考え方、それから四十七年度につきましては四次防の考え方であります。四次防の考え方と申しましても、国防会議で示されたものは三次防の延長である。それからまた、四次防の大綱といふものの大ワクがあるわけであります。ところで、三次防の大綱の中で示されたのがけしからぬなんということを申し上げてい

うはこの法案は要らないことなんですかけれども、まあそれはそうは言わないで一応質問いたしますが、いままさに三次防が終わらうとして四次防に移ろうとしておるときに、この時期になつても相手の脅威とということが明確にならないで、議論することがむずかしいんです。したがつてこの相手が、

も、いまの相手国の兵力をこれだけこれだけとおっしゃらないで、ちょっと早口に言われるるわからないんですけれども、できるだけ早く表にして出していただきましょう。

得るもののがどれだけかということを米側と協議してきめておる、そうすると明らかに、まさに米側と協議してきめる場合には台湾から来る脅威といふことは計算はしないわけでしょう。それから韓

あ、あるいは手続論でありまして、どうせこれ
はあるんですから、それは増強という立場でいま
きてるわけです。この辺がどうも私には納得で
きないんですね。そうして、しかも、そういう日
本の方百十画が直接具体的に目次制の発達と、う

ることがむずかしいんです。したがってこの相手の脅威という、まずこれをひとつ明確にしていただきたいと、こう思ふんです。

○政府委員(久保卓也君) 数字を差し上けるのは
あとでまた差し上げますが、簡単に数字をちょっと
と口で申してみますと、極東ソ連軍というのが陸
上で十七個師団の二十四万人、海上艦艇が九十万

○政府委員(久保卓也君) この辺が国会論議でどういうふうにすればよろしいかむしろ教えていたるは計算しておりますか、どうですか。

ものに対置をしておる。相手側の脅威に対しても、米国と相談をしていることであるから国会で言うことができる。そうしてただ対応する兵力はこ

題点が日本の国会での最初問題になつてゐるところでありまして、なかなか具体的な答弁ができるないわけがありますが、ただわれわれが申しておりますことは、万一の事態を考えるわけであります。そこで、その場合に、日本に対する脅威といふのは、一体何であるかと申しますると、日本の周辺にある国、これはソ連から朝鮮半島の二国から台湾、中国、米国もありましょう、そういうたゞうな諸国の軍事的な能力を計算をいたします。これは具体的な数字が出ておりますが、それらの数字の中で日本に振り向けられるであろう兵力といふもの、これは米側の知識もかり、われわれも勉強しまして、大体これぐらいであろうというふうに算定をいたしました。そうして、そういう算定

艦艇が十四万五千トン、航空機が約六百機、それから極東米軍は陸軍が一個師団の約五万人、七艦隊が約五十万トン、約百隻、それから空軍は約三百機、これはもともとベトナム戦争の関係で少し

○鈴木力君 したがつて、もちろんこれは日本の政府なり与党的性格といいますか、本質的には自由主義国と、こうなっていますから、そちらの側に立つということは常識的にみんなわかっていることですから、それをどうこう言うつもありませんけれども、しかし私は、やっぱりまでの国際情勢の動きですね、これは、少なくとも第二次防を設定した時期と今日の国際情勢、特に

あるんでこれが出てくる。こゝへ隠しておいて見せるわけにはまいりません、これだけを何とかしてくれ、こういう審議のしかたでしよう。どうしても私は納得できません。

されたところで、周辺諸国の軍事能力の中では船団機がどれくらい、潜水艦がどれくらいといった上うなものが日本に振り向かれるであろうと、それにある程度の意味で対応できる。たとえば一年も二年も日本が戦争することには耐えられない、なるべく短い期間でがんばっておって、その間に米国との協力やら国際世論の介入を待ちたいとい

いろいろ研究した数字をはじき出すわけがありますが、この点については遺憾ながら米側との関係もありますので国会で申し述べておらない。そういうことを申し述べないところにいろいろ問題があ

敵として、仮想敵として日本の防衛計画が基本につぐられている。これがまず一ついま明らかになったと思うんですね。そういたしますと、この第四次防衛計画というのが――三次防はそういう

力あるいは脅威といふものが、今日直ちに日本に向けられているものではないという前提に立ちますと、そういうた潜在的な脅威といったものを基準にして考えることはどうも適当ではないんですね。よし、ここで、うわうこうこそは考へて、つづけて、

○鈴木力君　どうも私が研究していないのではあります。度によろしい、そういったものの兵力はどれだけであろうという数字を算定をいたします。そういう数字に対して、従来はそれに向けて段階的に整備している、これが二次防であり三次防であり、また四次防の原案であったということであります。

○鈴木力君 ここらあたりにいまの防衛論争の基本があるような気が私はするんです。米側と協議をして、いまのソ連なりあるいは朝鮮民主主義人民共和国なり、それらの兵力を算定をして、このうち日本に侵略といいますか脅威を与え

に第四次防てこそ「漏らす場合」に相当し
いると思う。それが逆に、いまのところまだ四
防といふ確定したものはないにしても、これは

あ批判はあるかもしれません、よかれあしかれ、とにかくできております艦艇とか航空機とか、そういうものがでてくるにつれて、三次防の考え方でそれに乗っける人員をお願いをしておる、こういうことになりますので、一応切り離して、今後の四次防あるいはそれ以降の防衛力整備のあり方について、われわれが意見がまとまつたところでひとつ大きいに御議論いただきたいと思つております。

○鈴木力君 それではその意見がまとまるまで議論を保留しておきます。

摘になる意味は私どももわかるつもりであります
が、今度の四次防といふものが、御承知のとおり、

○鈴木力君 第四次防を、中曾根私案として発表されたものをだんだん少しは縮小する、そういう姿勢であるうといふことはよく私もわかつてゐるつもりです。ただ、そういういじり方の議論でなくして、もと基本的な議論をしなければこの防衛問題の方向といふことが出てこないだらうと私は思う。さつき、相手方の脅威といふ局長の御答弁ですが、これは私はそのとおりだらうと思います、そうでないと防衛といふ議論が出てこないわけではありませんから。その相手方の脅威ということでお表現をされている中身は、要するに相手方といふのは社会主義諸国をさしているわけです。ところが、いま現実はどうかといいますと、たとえば、日中問題にしても、福田外務大臣も日中問題については非常に熱を入れていらっしゃる。政権構想の中でも発表されていらっしゃる。いま、日中問題の解決とすることが日本の國をあげての大きな政治課題の一つになつてゐるわけですね。あるいは朝鮮民主主義人民共和国でも同じです。この朝鮮半島と日本との関係といふのも、従来の関係と大幅に変わっていかなければいけない時期に来ておる。だから、私は、そういう情勢を認めるるとすると、逆に四次防といふのは、先ほど長官もおつしゃいましたよな三防を少し減らすような姿勢を持ってきて、そこで初めていま言つたような諸外国と日本との関係が調整できるであろう。ところが逆にそういう一方では、日中國交回復とかあるいは朝鮮との間の友好とか、いろいろなことが政治的に動いている時点で、なお、防衛だけは、相手はおまえさんの國ですよ、そして私のほうはアメリカとの協議事項だからはつきりは言えないけれども、軍備は三次よりは増強されていくでしょう、こういう意味でしよう。そうすると、三防よりもふえる部分といふのは、相手側に言わせれば相手側に脅威を与える部分になつてくるわけです。この考え方でいいのかどうかといふこと

を私はいま非常に心配している一人です。ほんとうを申しますと、たとえば、私がこの三次防の設定のときからいけないと思ったのは、だいぶ前であります。私が中国に参りましたときに、ベトナムの北爆が、前の北爆が盛んにやられているときであります。私もハノイに行つて爆弾をかぶつたのでありますけれども、そのときに、当時生きておられた、いまなくなられましたけれども、陳毅外務大臣がこういうことをわれわれに言われました。ベトナムの北爆というのも、これはもちろん北京をねらつておるという一連のものである。それから日本の防衛力は、軍備は中国をねらつておる。これはもうよくわかつておる。いつかあるいはやつてくるかもしない。しかし、中国はいまだかつて自分の領土以外に軍に出したという歴史がない。だから、かりに中国の領土内に日本の軍が来ても、それは領土内で戦う。領土内から追い払うということはするけれども、東京に飛行機を派遣するというつもりはさらさらない。そういうことをはつきり言われにたことがある。私は、金日成首相にもおととしお会いしました。そこでも、朝鮮側だつてそういう話です。決して日本側にどうこうというようなことは、前の歴史はともかくとして、もう社会主義諸国はそういう態度をきっちりと打ち出しているわけです。にもかわらず、日本の軍備は相手側をそこに視点を置いておいて、仮想敵といふことばを使うといやがると思ひますけれども、結局いまの説明の筋をはつきりあらうと、これはいまのアジアの情勢の進展といいますか、進んでいく方向にはまさに逆方向に日本の防衛が動いておる、こう見ざるを得ないと思ひます。その辺についての御見解はいかがですか。

に行って、王道樂土といつて滿州国をつくってみたり、非常に侵略的な性格を持つておったわけであります。すると、戦争後の自衛隊というのはそういう性格のものではない。これは憲法上の問題もちろんあります。いわゆる政策もするが守りもするという従来の軍隊とは違つて、侵略を受けたときにだけ守りに立つと、このことは必ずと貫して自衛隊の性格ということで、国民的にもだんだん認識をされておると思います。私は、もつと国連の場などにおいても、外務大臣なり首相なりが出てまいりまして大いにそのことを喧伝したりたいと思うんです。やっぱり日本のかつての侵略性というものはまだ世界の年長者の頭から去らないのですから、若い者には歴史としてやはり残つておるわけですから、日本の平和方途といいうものをもっと強く打ち出していく、そしてほんとうに自分の国に侵略があつたときのみ立つ自衛隊であるということを徹底する外交が必要だということは私まさに痛感いたしております。いま申し上げておる点は、要するに自衛力の整備ということと、それから善隣友好の外交を展開することととは別だと思うんです。日本はもつと今後とも善隣友好の外交を推進し、平和主義を大いに世界に認識してもらうべく主張をすべきだと思います。しかし局地戦とか小ゼリ合いか、御承知のとおり地球上においてはいろんなトラブルがあります。いやそんな雰囲気はいまアジアにはない、非常に私の点は望ましいことだと思っております。したがいまして、いま久保局長も申し上げますように、自衛隊の防衛力の限界と、いうのをどこに置くのか、これは今後の研究題、これはやはり重要な問題だと思います。これは私たちも防衛庁においてもとより十分の検討をいたしてまいりますが、いわゆるシビルコントロールというたまえからいって、こういう質問等を通じ、あるいはまたそれぞの党政策という形で、防衛力の限界について率直にお互いが検討し合うということに持つてくことは全く同感であります。どうぞこれにはもうしばらく日をかけていただき

たいわけです。いま現状において君たちは伸ばそ
うと言ふ、むしろそれは減らすべきだ、これも一
方の意見としてわかりますが、これは見解の分か
れるところでありまするが、極端にこれを伸ばそ
うというかまえでは、自民党政府としてもそうい
う考えはないわけでありまして、その証拠が、さつ
き申し上げたように中曾根案からだいぶん後退を
したものをいま考えておるということに見ていた
だけるかと思ひます。なお、今後この防衛力の限
界については私ほんとうに研究しなければならぬ
と思っております。ひとつこれにはしばらく時間
をおかし願いたいと思います。

さしを示さないで、適当だからと、こう言う。それが今日まで繰り返されてきたことなんです。それが日本の防衛というものに対する国民の疑惑をおっしゃいますけれども、それはなるほど相手の非常に招いてきた一つの根源ではなかろうか。そういう気持ちで、私は三次防なら三次防の問題を見て、いつも結局はわからずじまいだ、そういうことになるだろうと思ひます。

それから、さつき長官がおっしゃいました、自衛力の整備というものと外交とは別だと、こうおっしゃいますけれども、それはなるほど相手の国、相手国といふことばが悪いのですけれども、先ほどから言われました相手と目される、たとえば中国なら中國も、それは一応はそういうたてまえはどると思います。たとえば私は昨年十一月に周恩来首相にお目にかかるつていろいろと政治的な分析もする会談にも加わりました。そのときにも周恩来首相ははつきりとそれは言います。日本で軍備をどれだけつくるかどうかということは日本が問題であつて、けしからぬけしからぬと言えども内政干渉になる。したがつてそういうことを言うつもりはさらさらないという意味のことは、周恩来首相もそうおっしゃつた。しかし軍備が中国を相手にするということになつてくると、いゝ気持ちがしないことだけはわかるだらうと、こういふ言い方ですね。そのとおりだと思う。そうしてしかも、海外派兵をしないのだからそれでいいじゃないか、こう言うのです。海外派兵をしないのだからそれでいいやないかということは、相手国に対しては、たとえば仮想敵国とこう言つてしまふかどうかわからなければ、そういう種類の国はないか、おまえさんのほうは私のほうは信用していないぞといふ表現になるのです。そういうことはどうしても私は外交とは別だということにはならぬ。ならないで、むしろ積極的に日中問題を解決しようとする政治的な動きに対しては、ませんけれども、ブレーク役になることだけは間違ひがない。だから、そういう情勢の変化といふものとそれから日本の防衛計画といふものとが相

当敏感に対応していくことが必要なものではないか。長官はさつき、減らすことにも何次計画の一つだとこうおっしゃった。これはまさにそうだけなんですね。しかし見解の相違ということになってしまふと話がおしまいですけれども、私はあくまでもこの点はどうも納得いきません。したがつてあとで局長さんのほうから、さつきのやつを数字でもう一度お示しをいただきまして、さらにその秘密の部分については秘密の部分なりにてもお伺いすることにして、そのあとにひとつこの議論をもう少し私は続けてまいりたいと、こう思ひます。したがつて、まあこの点についてはこれで終わつておきますが、ただもう一つだけはつきり、もう一つの観点から伺いたいのは、この防衛計画がこれからずっと続けられていく場合に、米軍との関係ですね。言わば日本にある在日米軍の規模とそれから日本の自衛隊の整備計画との相関関係はどういうことになりますか。

○政府委員(久保卓也君) 非常に大ざっぱな言い方を申しますと、過去における自衛隊の整備と過去においては二万、一万というような大幅な増強もありました。それで、いろいろな種の関係があるといったと申せようと思います。というのは、たとえば陸上自衛隊の整備に伴つて過去においては二万、一万というような大幅な増強もありましたが、そういう整備に伴いましてかつては二十数万ありました米軍はほとんど撤退をいたしております。それからまた、航空自衛隊の成長に伴いまして、防空関係、たとえばレーダーのサイトがまず最初にありましたし、次いで防空空間係の要撃機、米軍の航空機が漸次撤退をいたしました。今日はほとんど残っておらないといふようなことは、ある種の相関関係というものはあります。たろうと思ひます。ところで、今日置かれている米陸軍と今後の問題など、必ずしもそれはほど密接ではない。と申しますのは、たとえば第七艦隊にかかるような海上自衛隊が整備されるはずはございませんし、補給その他の能力は、これは米

軍のためのものであつて、それを日本側が引き受けるほどのものはない。ただ部分的に申せば、たゞえ佐世保がそうでありましたが、横須賀についても、米軍の海上艦艇の修理を日本側、これは自衛隊が民間かは問いませんけれども、日本側が担当するというようなことはあるうと思います。したがいまして、部分的にはまだ米軍の撤退に伴つて日本側が引き受けるというようなものはあると思しますけれども、きわめて顕著な代替をするような対象が今日はほとんどなくなってきたというふうには言えるんではないだらうか。

○鈴木力君 そうするとあれですか。今後は、日本の米軍が撤退をして軍事基地がなくなる場合には、それに肩がわりして日本の自衛隊がそれに入ることになりますまい。そういうことはまずない、そう伺つてよろしくんですか。

○政府委員(久保卓也君) 一般的な意味で申し上げたわけですけれども、個々の場合には、全部ないとは申し上げません。部分的にはござります。たとえば機須賀においてSRFの一部を海上自衛隊が整備をしたい。それを米軍が使う場合には海上自衛隊が支援するわけではありますけれども、米軍が使用することはあり得る、共同使用の形であり得るということ、あるいはその他の機能でもって何らかのわがほうの自衛上非常に重要なあるというような機能が残つておれば、それをかわるということはあるうと思いますけれども、大きな意味で、米軍が撤退につれて同時にわがほうの大体どの程度の個々なんです。

○政府委員(久保卓也君) これは具体的にはなかなか今後の検討にまたなければならないわけでありまして、明確にしにくい。しにくいというよりも具体的な見通しがなかなか立たないということです。

であります。たとえば三沢とか厚木とかいう形のものは、行場は昨年返還されまして、まあ共同使用の形は残つておりますけれども、それは海上自衛隊あるいは航空自衛隊が引き継いでおる。たとえば将来横田などが返還された場合にどうなるかといふような問題はあります。それから、あるいはいま稚内の問題が新聞に出ておりましたが、あいつたような機能は自衛隊としては非常に重要な場合に、これはできれば、自衛隊側の希望としては引き継ぎたいといったような問題は出でまいろうと思います。

○鈴木力君 どうもお先まつ暗にして、将来どうなるというやつが全然わからぬで、いまのことを議論しようとするのですから、どうも私は議論をする気持がだんだん薄くなつてくる。議論といふよりももう少し詰めていこうとする気持ちは薄くなつてくる。ことし一年なら一年といふことで十分なお答えができるかどうかと懸念いたしておりますが、お問い合わせは、この米軍の基地についても全然見通しがつきませんか。

○政府委員(長坂強君) 突然のお尋ねでござりますので十分なお答えができるかどうかと懸念いたしておりますが、お問い合わせは、この米軍の基地の動向が今後一年間を限つて見た場合にどのようになるだろうかというようなお問い合わせと解してよろしくごぞいましょうか。その場合、これはしばしばこの委員会におきまして上級の方々から御発言がござりますように、近く基地、いわゆる防衛施設に関する検討の本部を設けまして、そしでそこで從来の基地のあり方、今後における米軍の基地のあり方、自衛隊の基地のあり方を含めまして、地方の都市計画等との関連におきましても検討を加えて一つの案を出していこう、こういふことでございまして、まだそれらの着手段階でございますので、確たることは申し上げかねるわけでござります。

○鈴木力君 そうすると、たとえば先ほど局長から出ました、けさの新聞にも稚内の中の返還の問題がありましたね。こういふものは日本側でござりますので、確たることは申し上げかねるわけでござります。

○鈴木力君 そうすると、たとえ先ほど局長から出ました、けさの新聞にも稚内の中の返還の問題がありましたね。こういふものは日本側でござりますので、確たることは申し上げかねるわけでござります。

いいことだとすぐ飛びつく、こういう形のものをいま繰り返しているわけですか。

○政府委員(久保卓也君) 必ずしもそうではありますんで、米側が持つておつてわがほうが持つてあります。

そういう機能もありますけれども、地域的に米側が担当しておつて、他の地域は自衛隊側で担当しているというようなものもございます。それからまた、

米側の持つておる機能で、われわれとしては四次

防の中で整備をしてまいりたいというふうに考

えておつたものもあります。

○鈴木力君 だから、そうすると、この一年間に全然そのことはもうわからぬところおっしゃる。

出てくればそれぞれの計画でやつた、こういう答

弁に変わるわけでしよう。どの辺がほんとうな

かさっぱりわからなくなつてしまふのですね。

○政府委員(久保卓也君) その点は確かにおつ

しゃるとおりであります。米軍の現地、つまり在日米軍司令部も、実はなかなかどうう基地が日本側に返還される予定になつてゐるのかつかめ

ておらないのが現状であります。と言いますのは、

これはアメリカ国内の事情になりますするけれども、国防省とおそらく財務当局の関係で予算がし

ばられてくる。そうして国防省と今度は陸海空軍省とそれぞれ協議をして急にきまつてくるといふ

ような事態が実を申せば比較的多いといふこと

で、半年なら半年前にわかるものもあります。数

カ月、それ以内のものもあります。長いのもある

うしてそこからこれまで日本の防衛以上は何も

時間に米側から申し入れてくる。したがつて、かりに自衛隊側で引き継ぎたいと思つても、予算的な措置がなされてないし、自衛隊側としても意思決定ができないといふような問題もござります。

○鈴木力君 わからぬとおっしゃるとしようがあ

りませんが、これもあり、私はこの点につい

てもきょうはここまでにしておきますけれども、

この次の委員会あたりまでに、全然ないならない、

あれほどことごぐらいは年内にはできそうだ、

そういう点については、もう少し点検をしてみて

いただきたいと思います。それで、それも一応残

しておきます。

あと、いまの米軍との相関関係についてもう一

つ伺いたいのは、前にこの委員会で久保局長から、

米軍と日本の自衛隊は身分が違んだ、そういう御

答弁があつたですね。これはいわば関係ないんだ

という御答弁があつて、私は関係ないことはある

が、といつたやりとりをしたこともあります。それ

から身分から違うという意味だと思いますから、

したがつて、あのときのあの御答弁はそのとおり

だと思いますが、ところがそういう立場に立つて、

日本はわが国の防衛ということである。範囲

が、日本はわが国の防衛ということあります。それ

が、日本がわりになつてしまふ。同一に

から身分から違うという意味だと思いますから、

したがつて、あのときのあの御答弁はそのとおり

です。たとえ今度の、

さつき聞きました稚内なら稚内情報収集機関と

行つて任務を果たすときに、それは一体どうう

ことになるのかということです。たとえば今度の、

さつき聞きました稚内なら稚内情報収集機関と

ややあるいは広い範囲があつたかもしませんが、少なくともわがほうが引き受けける機能といふものは、日本の安全、日本の防衛に役に立つ範囲のものであります。

○鈴木力君 これも、稚内の今度のレーダーの米軍からの引き継ぎですね、その状況もひとつ具体的な資料として私に出してくれませんか。それを

ちょっといまして、この次にいまの問題もさら

に御質問申し上げてみたいと思います。私はどう

も新聞を読んだ限りにおいては、米軍の肩がわり

を自衛隊がやるよう見えてならないんです。そ

うすると、日本の自衛隊の任務と、米軍の任務が

それそれおのずから違つた性格のものが、きわめ

てあまいに、肩がわりになつてしまふ。同一に

も新聞を読んだ限りにおいては、米軍の肩がわり

になつてしまふ。その辺がたてまえがどうもひとつ

私は疑問なんです。と同時に、もう一つは、たと

えば、米軍が極東の戦略的な配慮から、稚内なら

稚内にレーダーを置いて情報収集をやつておつ

た。これは明らかにねらつてゐるところははつき

りしているわけです。さつき相手方の脅威という

ことで、ほぼアメリカと協議してきめた事項であ

れば一致すると思いませんけれども、そうすると日

本の自衛隊の任務も、またそちらのほうに濃度が

濃くなるのかどうう疑問も持ちます。これらの点

について、どうも新聞を読んだ限りでどうこう

議論してもいけませんから、稚内のレーダー基地

の引き継ぎ、配置、それらのものを資料としてちよ

うだいたしまして、この次にもう少し伺つてみ

たい、こう思います。いまの将来の防衛計画の構

想、これがわからないと、どうも私はいま三次防

それ自体の議論がしにくいことをさつき申

し上げましたが、それから米軍と日本の自衛隊と

の将来の相関関係、これらの点につきましては、

さきはこの程度にいたしまして、この次になお

御質問申し上げたいと思います。

きょうはちょっともう一つ違つたことをお伺い

いたしますけれども、自衛官の退職後の処理についての状況をひとつ伺いたい。これは率直に申し上げますと、天下りの状況がどうなつておるのか

ですね。

○政府委員(江藤淳雄君) 先般国会へ資料として提供をいたしましたが、昭和三十八年度から四十六年度までの一佐以上の退職者は二千百十二名おりますが、そのうち自衛隊の調達実施本部関係で登録しております会社に就職しておる者が六百七

十一名、それ以外の会社に就職しておる者が八百五十四名ということになつております。

○鈴木力君 ちょうどいたした資料は、一佐以上になつておるんです。それ以下の人たちはどういふ扱いになつておりますか。

○政府委員(江藤淳雄君) 一佐以上と二佐以下、これは一般職で申しますと、三等級以上と四等級以下といふ関係になります。四等級以下につきましては、比較的の承認関係その他の手続が非常に簡略化しております。したがいまして、二佐以下につきましては、私のほうに特に報告も參つておりませんし、またその在職中の職務権限能力といふものとの関係から見まして、さしてそれはどう真剣に関連会社との問題を考えなければならないとたしております。内局にまいるます案件はすべておこなほどのことでもございませんので、したがいまして、これは幕僚監部以下での承認関係をいたしております。内局にまいるます案件はすべておこなつております。

藤忠に就職をした。これは伊藤忠にいったことがいい悪いという問題じゃないのです。現地の感情から言うと、やはり防衛庁さまさまでと言う。すつきりした気持ちは見ていない。しかも、ある週刊誌なんかですと、長官みずからがお世話をした、そういうことも出ておる。この自衛官の就職といいますか、再就職ということが、なるほどその人たちのめんどうを見てやるという気持ちはよくわかりますけれども、しかし、全体的にいいますと、そういうことが国民感情を配慮した場合に妥当なのかどうかということですね。というのは、私はこの上田さんの場合は極端な例だと思います。あいう方もまだ慰霊祭も済んでないうちにもうすでに就職口もきまるのだ、そうなってきますと、自衛隊の中のといいますか、自衛官の中の相互協力の美風はよくわかるけれども、国の機関としては一体どうなんだ、そういう見方がある。これはひとつ長官のこの辺についての所感を伺つてからもう少し伺いたい。

わけでありまして、階級の低い者をなおざりにしておるということはございません。むしろこれらの就職のほうに重点を置いておることは、これはもう今後の募集業務推進の上からいっても大切なことがありますので、その点は御了解を願いたいと思います。

それから上田元空幕長でありまするが、これは私、前、防衛府長官をしばらくやったことがござりますが、そんなころから、その人物の評価等についていろいろ耳にしておりました。それからまたその後赴任をいたしますと、これは本来統合幕僚會議議長にまでなるだけのりっぱな男であるというわけで、口をきわめてみんながほめるのですね。それから私、実はそこにおられる源田議員にもいろいろ話を聞いてみましたところ、源田議員等も、全く彼は無過失責任といいますか、一つの最上長としての責任をとつてやめた、またそして一軒一軒遺族のところを歴訪して、お悔みを言つた時に、お参りをして歩いた。これは全国行脚をやつたもの約です。それから私、実は直接会つたわけです。どういうふうにするのだと言つたら、本人は、実は自分はまだ育ち盛りの子供もいるし、二度のつとめをしなければなりません。けれどもできるならば自分は防衛庁出入りの業者とか、そういうところへは行きたくない。自分は中国語が実はできます。どの程度通用するかはわかりませんが、中国語には多少自信があります。それからまた英語も、へたですけれども、どうやら商社マンとしても何をやつてもできるようになります。だから私は防衛庁の出入り業者というような立場でなしに、できれば今後いわれるところの中日との貿易とかあるいは東南アジア、こういったところを舞台にして少し働いてみたい、こんな希望がございました。それはまことにけつこうじゃないかと、そういう能力があるということならそういう能力があるように、ひとつ私も一二近づきがないわけじゃないから口をききましたようと言つておりまするうちに、まあ内局のほうで話があつて、伊藤忠にきまつたということを聞いた

んの盛んなところであります。私の選挙区自体も非常に織物の盛んなところで、たまたま伊藤忠の社長というのと、その糸へんの関係で私、常務として、まだ年も若いから大いに働きたいと言つておるということを私率直に申したわけです。いまそいう大体休みで、彼の場合は会社側も使おうということを言つておつてくれます。まあ今後どうしたことになりますか、私どもあまり事こまかにはわかりませんが、本人の意思は私は率直に実は伝えてあるわけでありまして、まあこれは周忌も済まないうちに、本人だけが適当な職について困るではないか、一つの社会道義の上から御指摘になる意味はわかりますが、本人もずっと遺族のところを歩きましたあと、まだ育ち盛りの子供が数人あるといふことになりますと、そりいつまで無理のまま遊びでもおられないというような事情もあったわけございます。まあその辺についてはひとつ御了察を願いたいと思います。

があるわけです。もしそうなら、そういう面でもう少し検討していかなければいけないのであって、再就職の問題、天下りと通称いわれておる、そういうことがいわば必要悪ということで通つているんじやないかと思ひますけれども、そういう形でいつまでもまかり通つておる。これは私は、やはり從来こうしてきたから、するするこういくべきだという論理に立つべきではないという感じがいたしますし、特に関連産業といいますか、出入りの産業に、そういう企業に平気で就職をしていく、それはもちろんそのことによつて直接どうした、こうしたという事件が、これは起つて、起つたとして、そういう業務と緣故のある企業員の立場として、そういう業務と緣故のある企業とが結びついてはいけないというのが、これは正しい姿勢なわけです。それがあたりまえになつてしまつて、みなにこうやつてしまつておる。そういうことについてはどうしても私は納得できません。これは審査したからどうだとかいうわけにはまいらないだらうと思ひます。この法案にも審査機関ですが、審査機関を提案しておる。しかしながらどう言つたら、長官が審査をして認可をする制度があるのでありますから、まず防衛庁みずからがこれを自肅できるという気持ちがあれば、よそさまにたよる必要はないし、よそさまにたよるとするならば、自分のところで長官が任命した、そこでつくった、こしらえた機関で審査したからといふようなことでは、ますますこういう傾向に拍車をかけるだらうし、道をつくるだけだと、こう思います。この辺について、私は十分に再検討する必要があると思ひます。直接この出入り業者、産軍協同になるのかどうか、そういう点から見て、も、統計を見ただけでもこれはよほど説明をしないと、軍と企業とが癒着しているというふうにしか見えません。何といつても、何年度の統計を見ましても、役員にはなつていなければども、顧問とか何とかということになつておる。閑職だから

いいと言う方もあります。一方から見れば、しょ
うがないから、自衛隊の仕事をしているのだから

閑職のところに置いて、言うことを聞いて月給を
払おうかと、こうすることにもなるのですね。そ
うして三菱重工業とか、川崎重工とか、東京芝浦
とか、こういうところから順序に全部並んでいます。

私は他の公務員の、しかも上級公務員の天
下り問題については、同時に議論すべき問題だろ
うとは思いますけれども、特に自衛隊の性質上、
この点については再検討するべきだ。それから直
接関係があるかないかと、こうしたことなんです
がね。まあ伊藤忠といふことは出たんで、その
特定のところを名指して言うことはあまり好き
じゃありませんからそういうことは申し上げませ
んけれども、きわめていまの企業は間接に結びつ
いていることは皆さん御承知でしょう。そこで、
一つの例として若干伺いますけれども、いま何億
円以上というランクに、あまり統計には出ており
ませんが、自衛隊の食糧品を納入している会社に
どういう会社がありますか。

○政府委員(黒部穰君) 自衛隊の食糧は、大体は
原則といつしまして地方調達でございまして、各
現地の部隊で調達するというのが大体のたてまえ
になつております。ただし非常用食糧のかん詰め
類は一手に調達いたしまして各部隊に配置いたし
ております。

○鈴木力君 そのいまのかん詰めの話が出ました
から、かん詰めを納入している会社はどういう会
社がありますか。

○政府委員(黒部穰君) 非常用食糧のかん詰めは
鳥めしかん詰め、白めしかん詰め等でございまし
て、これは指名競争入札できません。私
の記憶では、日本冷蔵株式会社、それから滋賀県
にありました何か協同組合が入札になつたことが
あるよう記憶しております。

○鈴木力君 いまのこの白めしかん詰めと鳥め
のかん詰めと、まあ椎茸めしもあるでしょ
う。

椎茸めしというのもありますな、かん詰めで。ま
あ一般的に言うと話が、時間が長くなつて恐縮で

すから、せっかくいま三つのかん詰めの話が出来
ましたから、この三つのかん詰めの話で伺いますけ
ども、指名入札をなさいましたね。それで、指
名入札をなさいまして、日本冷蔵とそれから滋賀
県の何とか協同組合がきたこともありますと、指
名入札というのは一体何社ぐらいを指名して入札
をなさるのが常識ですか。

○政府委員(黒部穰君) まあこの場合には何社で
あつたのか記憶しておりませんが、大体四、五社
ぐらいが指名されて、その間で競争入札されるも
のと思います。

○鈴木力君 最近ではいつ入札なさいましたか。
○政府委員(黒部穰君) 四十六年度分につきまし
ては、二月か一月ごろではなかつたかと記憶いた
しました。

○鈴木力君 最近ではいつ入札なさいましたか。
○政府委員(黒部穰君) 二月に入札なさったのに何社かもう
お忘れなんですか。

○鈴木力君 最近ではいつ入札なさいましたか。
○政府委員(黒部穰君) 私の担当は装備調達の基
本全般を担当するわけでございますが、入札自体
は調達実施本部というところがやりますので、
一々の契約案件については記憶がない、記憶もござ
いませんでした十分見てもいないわけでござい
ます。

○鈴木力君 それじゃ、その調達実施本部おりま
せんか。

○鈴木力君 それじゃ、その調達実施本部おりま
せんか。

○鈴木力君 それじゃあと午後にします。

○政府委員(黒部穰君) いまちょっと来ており
ませんが……もし御必要があれば午後でも呼びま
しょうか。

○鈴木力君 それじゃあと午後にします。

○委員長(柳田桃太郎君) 本案に対する午前中の
審議はこの程度にいたします。

午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時二十四分休憩

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから内閣委員
会を開いたします。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法
案を議題といたします。

○鈴木力君 あまり話を広げないで、時間を節約
するためにつき出したかん詰め、あれに一応
限つて御答弁ください。

○鈴木力君 白めしかん詰め、鳥めしかん詰め、椎
茸めしかん詰めですね、非常食としてのかん詰め、
この三つの指名入札の相手、それはどこどこか、
言つてください。

○政府委員(黒部穰君) 白めしかん詰めは九社ござ
います。鳥めしかん詰めは十六社、椎茸めしか
ん詰めは八社、肉めしかん詰めというのが別途ござ
いません。鳥めしかん詰めは十六社、椎茸めしか
ん詰めは八社、それから赤飯かん詰めが
四社ということになつております。

○政府委員(黒部穰君) この中で四十六年度に限りまして落札いたしま
したものを申し上げますと、白めしかん詰めは、
滋賀県経済農業協同組合連合会……。

○鈴木力君 途中ですがね、落札でなくって、指
名の対象にした社を全部言つてください。

○政府委員(黒部穰君) 全部でござりますか。

○鈴木力君 途中ですがね、落札でなくって、指
名の対象にした社を全部言つてください。

○政府委員(黒部穰君) 全部でござりますか。

○鈴木力君 途中ですがね、落札でなくって、指
名の対象にした社を全部言つてください。

○政府委員(黒部穰君) それでは、白めしかん詰
めについて申上げますと、九州食糧品工業、
土谷食品株式会社、滋賀県経済農業協同組合連合
会、日東食品製造株式会社、日東缶詰株式会社、
宝幸水産株式会社、岡山県食品株式会社、日本冷
蔵株式会社、コーポ食糧株式会社、山形食品株式
会社、鳥めしかん詰めにつきましては、九州食糧
品工業株式会社、鳥取缶詰株式会社、堺之内缶詰
株式会社、株式会社山政、愛媛県青果農業協同組
合連合会、土谷食品株式会社、大洋食品株式会社、
滋賀県経済農業協同組合連合会、日東食品製造株
式会社、日東缶詰株式会社、宝幸水産株式会社、
岡山県食品株式会社、日本冷蔵株式会社、三重長
野缶詰業株式会社、コーポ食糧株式会社、山形
食品株式会社、椎茸めしかん詰めにつきまして申
し上げますと、九州食糧品工業株式会社、鳥取缶

詰株式会社、株式会社山政、土谷食品株式会社、
大洋食品株式会社、滋賀県経済農業協同組合連合
会、日東食品製造株式会社、岡山県食品株式会社、
以上でございます。

○鈴木力君 いまあげられました社のうち、自衛
隊の幹部の就職している会社がありますか。
○政府委員(江藤淳雄君) 比較的の会社としては小
さな会社でございまして、おそらく、二佐以下で
は就職している人があるかもしませんけれど
も、一佐以上に就職しては特に私のほうで就職
審査をした事例がございません。ただ、百貨店関
係で代行店になつてゐるものもあると思ひます
が、私の記憶では、伊勢丹に十年ぐらいためにやめ
た需品補給処長の中西さんが現在でもおられる
いうふうに記憶しています。

○鈴木力君 どこがどうしたということを特に伺
うつもりもありまんから……。しかし、自衛隊
の幹部の今後の就職はぼくはやるべきだと思います
考へ方ですけれども、急にやめるわけにもいかな
いとすれば、こういう点もやはり調査をしていた
だいたい。それはどういうことかといいますと、
この会社は直接防衛庁取引会社ではありません
と、こうよく表現をして、そういうランクをして
いる会社がたくさんあるわけです。ところがその
背後に——その背後にというか、そのランクをさ
れた会社がいまあげられた会社に原料をつぎ込ん
でいるんですね。そういう形でつながっているや
つがあるはずだ。これは「あるはずだ」と申し上
げておいたほうがいいかもしれない。そういう関
係でつながつておつて、そしてどつかのほうに、
関係がないからと、ということであつたと就職しておつて、そ
ちらのほうから原料を通して、回り回つて、政府
の答弁みたいな順序でつながつてゐることがよく
あるわけですから、これはひとつ調べておつて、そ
うだけだと思います。これはあとでまた質問す
るという意味じゃありませんけれども、しかし將
来問題を起こす可能性がありますから。

ついでですからかん詰めについてちょっと伺
いますが、非常食としていまかん詰めについてちょ
うですが、非常食としていまかん詰めを調達なさつ

ていらっしゃるわけですが、この調達されておるかん詰めというものは、先ほどは三年と言いましたが、有効期間は。

○政府委員(黒部櫻君) 非常用食糧は毎年調達いたしまして、二年間保存いたしまして、三年目にそれを隊員に——もしその時点までに消費いたさず保存されている場合は、三年目から隊員に食事の一部といたして渡します。

○鈴木力君 それ以外には処理した事実はありますか。

○政府委員(黒部櫻君) この件は先般も決算委員会でお尋ねがあつたわけでござりますが、私のほうで方々わがほうの部隊の中を全部調べましたけれども、横流ししたとか、あるいはそのままの形で処分したということはございません。たまたまたとえば演習時に非常用食糧を昼食の一部として渡す場合がございまして、ところが隊員が、実はその非常用食糧を食べずに近所のラーメン屋でラーメンを食べてしまって、かん詰めをそのまま自分の背のうに持つていて、家族に会つたときに家族に渡したというような場合などはあるようございます。

○鈴木力君 まあそのとおりと伺つておきましたよ、決算委員会じやありませんから。そして、あとのほうの自分の食べる分をだれか知つてゐる人にやつたなんということは、これはあたりまえのことですから、それはいいですけれども。それと、量は一体——毎年これは注文しているわけでしょう。どれくらい毎年購入しておりますか。

○政府委員(黒部櫻君) 非常用糧食は合わせて二十日分と、いうことになつております。かん詰めの御飯で四種類ございまして、そのほかに乾パンが一種類ございます。蛇足でございますけれども、非常用糧食のかん詰め御飯のほうは、非常時、災害時におきましては、きれいな水でない、つまり水があるいは細菌の入つた水とかいうようどろ水を使いまして、ともかくお湯さえわかせばその中へかん詰めを入れれば食事ができるという

ので、災害時の場合には非常に役立つということになつておるわけござります。

○鈴木力君 隊員一人で、かりに鳥めしなら鳥めしですね、一食に何個食べる計算なんですか。

○政府委員(黒部櫻君) このかん詰めは全部一食一個分を基準にいたしております。このほかに若干の副食を添加いたします。

○鈴木力君 私の聞いたところでは、白めしが十万かん、椎茸めしが六十万かん、それから鳥めしが六十万かん、そのほかに肉めし、それらがあるわけです。一人一かんということから見ますと、いまの隊員の数から割つてみてもどうも二十日分というのは数が合わないんです。私の聞いた八十万かん、六十万かんというのが間違いであれば正しい数字を教えてもらえばいいです。

○政府委員(黒部櫻君) このかん詰めと乾パンを合わせまして二十日分でございます。二十日分でござりますから、一種類についておおよそ四日分といふことになるわけでござります。四日分でござりますからそれが三倍いたしまして十二食分という量になるわけでござります。一種類につきまして。で、先ほど先生おつしやいましたように、白めしかん詰めは四十四年度は八十三万食購入いたしております。これは陸上自衛隊分だけでございますが、四十六年度は少し、白めしかん詰めだけでは評判悪いものですから、鳥とか椎茸御飯のほうをふやしまして、白めしかん詰めにつきましては五十七万二千八百食に減らしてござります。

なお、補足申し上げますと、別途海のほうでは、艦船の定員に対して十五日分、陸のほうは二十日分であります。内定員の五日分ということを基準として購入いたすことになつております。

○鈴木力君 その実績はどうですか。非常食を二十日分なら二十日分確保して、そして長年ずっと見てきて、使われた実績は、非常食として実際には何日分消費しておりますか。

○政府委員(黒部櫻君) いま手持ちの資料にそれほどの現実には消費したかという資料がござりますので、後ほど調べまして御報告させていただ

きたいと思います。

○鈴木力君 それはあとで調べていただければいいですがね。いままでの私は私も数字がない。数字はありませんけれども、大体自衛隊の糧秣の扱いについては、食品あるいはその他の糧秣の扱いについては、毎年その購入した部分の実際にその目的に沿つた使用部分といふのは非常にパーセンテージが低いと、こういう話を聞いておる。そして大部分は先ほど平常食にそれを戻した、そういう御答弁でありますからそれはそうとしておきますけれども、そういう実績に基づく备注といいますか、新しい購入計画というものが、これだつてどうもきわめて計算の基礎というものがあいまいになつておる。何が何でも八十万食、あるいは全体を合

わせると二百五十万かんくらいになるでありますから、五種類です。あるいはもっと多くなるかもしれません。これが毎年毎年実績、実績で購入してはつぶして平常食にやつておる。そういうようなやり方をなせなければいけないのかといふ見方が、私のようにかんぐつてみると、やはり従来の取引関係を維持するという、非常に自衛隊の人は義務がたい、防衛廳関係は、そういうふうにしか見ざるを得ない。これは大体災害発動以外に非常食を使った例はないはずで、どこかに少しくらいはあるかもしれません。そうすると、そういう実績に基づいた調達ということがやはり必要になつてくる。そういうことはきょうは私はつきりとは申し上げませんが、御調査願いたいと思ひますけれども、それらのことについたしましても、あるいはさつき自衛官の就職先のランクをされた会社をずっと見てみますと、これまでときわめて義理がたいと思われる筋がすいぶんたくさんある。そういう面はもう少し実態に合つたように思ひますと、これまでときわめて義理がたいと思われる筋がすいぶんたくさんあります。これを繰り上げることがあるのかないのか、そこらの話だと思います。これは私、率直に言いまして、佐藤内閣で四次防大綱を策定した。ただし経済の見通しが非常にむずかしいというこ

は自衛隊を含んだことは一つの特権を持った社会なんだというあり方は私は改めねばと、こう思います。

きょうは、そういう私の意見だけを申し上げて、あとだれがどうしたの、そんなことを申し上げるつもりはありませんから、あり方として、実績となつておるわけござります。

○鈴木力君 隊員一人で、かりに鳥めしなら鳥めしですね、一食に何個食べる計算なんですか。

○政府委員(黒部櫻君) このかん詰めは全部一食一個分を基準にいたしております。このほかに若干の副食を添加いたします。

○鈴木力君 隊員長(柳田桃太郎君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(柳田桃太郎君) 速記をおこして。

○上田哲君 佐藤内閣の中では、留任はされるでありますしょうけれども、最後におそらく質疑をかわす機会だらうと思ひますから、長官ぜひひとつ

食い逃げをしないで、また次にもしかわる大臣がいたら、前の長官は十分に相談をしなかつたからなどということではなしに、しっかりとひとつ

食い逃げをしないで、また次にもしかわる大臣がいたります。

○委員長(柳田桃太郎君) 速記をとめてください。

○國務大臣(江崎眞澄君) 経済の見通しが立ち次第、こういうことあります。それじゃ、それはいつごろか。先ほど四十六年度の経済成長率その

他が発表されました。あれも重要な一つの基準になります。しかし從来の見通しでは、八月の末ごろと、こういう見通しで来ておつたわけであります。これを繰り上げることがあるのかないのか、そこらの話だと思います。これは私、率直に言いまして、佐藤内閣で四次防大綱を策定した。ただし経済の見通しが非常にむずかしいというこ

とで、夏過ぎであろうということがいわれておったわけです。四十七年度を初年度としての四次防計画、しかも、国会でいろいろな疑義を生じまして議長裁定になつてゐる。凍結部分がある。一体重要な問題だと思ひますので、私、佐藤さんがいつやめるとか、そういう表明がありました段階で、直ちに国防会議議員懇談会ともいいますか、関係議員で、一体これをどうするかということを、経済の見通し等とともにあわせながら検討をする、その段階で、進むのか、先送りにするのか、直ちに作業にかかるのか、またこれも、やめると言われる時点、それからまた、もしやめられるすれば——まあ、あくまでこれは仮定の話ですが、総裁選挙がいつになるか、次の首班指名がどうなるか、この辺もやはり具体的になりませんとちよつとものが言いにくいけれどあります。が、現在の時点では夏過ぎと、こう言ってまいつたわけあります。が、それがにわかに情勢が変化したとは思つておりません。いま申し上げた意味は、もう率直にこの場面の私の考え方を申し上げたわけございます。

○上田哲君 ゼひ責任大臣として締めくつておこうと、こういふ……。

○國務大臣(江崎眞澄君) そうです。

○上田哲君 どちらにせよ、こういうお考えは、それはそれで私もけつこうだと思います。そうなりますと、具体的には、在任中に明確な一つの形ができるとき上がるならば、当然これは長官の責任、また、でき上がらないとしても、それは、次に何を送るかということではしつかりしておかなければならぬ。いずれにしても、そういうことになるだろうと思います。そこで、八月ということが繰り上がるまいという見通しであつたとしても、そういう観点からすればかなり——いまおっしゃるよう、総理退陣の表明の時点で議員懇談会にもかけるということありますから、かけてもみたといふことでもありますから、そうするところでは、八月から逆算して一ヶ月とか、精一ば

い一ヵ月半というような計算の中ではかなり具体的なイメージというものは浮かび上がってこなければならぬだらうと思うんです。そういうふうな段取りですね。

○國務大臣(江崎眞澄君) そのとおりだと思います。それで、実はこういう国会での審議というの非常に重要でありますので、これにいま防衛局長をはじめ事務当局も全精力をさしておるわけです。したがいまして、国会が済みます時点で具体的にそういうものをもうちょっと詰めてみたい、こう考えております。

○上田哲君 そうしますと、八月から逆算しまして、大まかに言つて防衛庁の内局を中心とする案ができるのが六月一ぱい、そしてまあ、月で言えば、それが防衛庁全体の討議を経るのが七月一ぱい、八月には原案ができると、こういうような大きな段取りだと考へていいですか。

○國務大臣(江崎眞澄君) 私、具体的には一つの御意見だと拝聴しております。まあそれが一つの常識の線であろう。ただ問題は、ここで国防会議関係議員の間で、四十六年度の経済の決着もついたことであるし、大体それに合わせてあの想定ができるというような経済閑僚等の意見がありますが、それで私もけつこうだと思います。いざにしましても、もうちよつとこの問題は検討してからにしたいと思ひますが、いま御提示の線はきわめて常識的な御提示だと思っております。

〔委員長退席、理事町村金五君着席〕

○上田哲君 そうしますと、先ほどお答えになりましたように、佐藤総理大臣の退陣表明の時期には議員懇談会をやりたいということで、そこで討論をしようということになりますと、これはいつになるかなんということをここできめてかかつて話し合つております。まだ成案は得ておりません。そこで、この段階で検討すべきだと思つておられます。が、いろいろな言い方が出ております。そう変わつてこないだらうという常識が一つありますので、そういうことでありますと、そこで議員懇談会に

かけるべき内容が白紙であるはずはないので、せめて非常に大局的な問題、大まかなイメージといふ程度常識的に固まつてきていて、上限、下限どちらぬということになる。たとえば具体的に金額ならぬということになる。たとえば具体的に金額の継ワクとか、そういうものが一つせひなければならぬことになる。

○國務大臣(江崎眞澄君) そうですね。

○上田哲君 そこで、大体そのあたりだらうと、うものとその関連といふものはある程度提示されているわけですから、政治的にも。それからまた、それは全部足し算をしてみたら総額變らになつたといふうな統計のしかけでないことは、これまでの防衛力整備計画の過程からいつても明らかでありますから、やはり一方にそういう積算になつたとしても、大方針として、大ワクの方法論があるとしても、大方針として、大ワクこれまで呼んで、これを五年単位じゃなく十年単位のものとして考へようという発想がありましたし、これは完全になくなつたというものではないことを理解をするとしまして、いまお話をの中に出来ましたけれども、それをできるだけ長期計画として考へようというお話をありました。その長期計画ということの意味は、四次防といふものをかつて四次防といわずに新防衛力整備計画といふことばで呼んで、これを五年単位じゃなく十年単位のものとして考へようという発想がありましたし、これは完全になくなつたというものではないとも思います。この際明らかにしていただきたいが、なるべく長期計画にとおつしやつた意味は、この際、長官の考へ方の中には、四次防といふものに限定してお考へになるのか、やはり從来あつたようになん単位で防衛力のこれがかなめになるべき時期だといふ判断でお考へになるのか、いかがですか。

○國務大臣(江崎眞澄君) 当然四次防、五ヵ年計画という段階で検討すべきだと思つております。十年は長過ぎます。で、そればかりか、いま防衛局長がいろいろ試論を出しておられますように、一つのやはり——今朝鈴木議員との間のやりとりもございましたが、日本の防衛力の限界といふますか、限度をどのあたりに置くか、これをやはり十分に国民にわかるように説明するためにも、この作業はねばり強く結論を得るためにも、この作業はねばり強く結論を得るために努力を続けなければならぬというふうに考へておられます。

それから四次防そのものにおいてもよくいわれることですが、まあ私も、内閣が早くやめますといふと私自身もいざれやめることになりましょう。ですから、あまりそういう議論をし過ぎることがどうかとは思いますが、いすれにしろ私ども政党人として、党側において防衛担当の議員といふことありますと、そこで議員懇談会に

う努力を認めますけれども、上限、下限といふことになりますと、五兆二、三千億という数字がある程度常識的に固まつてきていて、上限、下限といつたところで、どう大きなものではない、そういうことです。

○國務大臣(江崎眞澄君) そうです。

うことで責任を分担しなければならないと思いまするので、率直に言うならば、ほんとうに極東の一つの平和的安定というものが明らかになつてくれざりにされてきた自衛隊の環境整備というような生協力ということが自衛隊の一つの大きな任務で後方の充実、こういったことに四次防の金額自体あつていいといふ、これは昔からそういう主張を向けることもできるのではないか。それから、持つておるんです。いさうときにもちらんその国の防衛に当たる本務はもとよりでありまするが、自衛隊がそのときだけに備えて訓練おさおさ怠りなし、これもけつこうなことですし、またそらくちやなりませんが、しかし、訓練のためにどんどん民生協力をやる、まあ一般業界を圧迫しない程度で、といふこれは一つの制限がありますするが、私は社会党の言つておられる国土建設隊方式といふものは、自衛隊としてそれはどんどん取り入れたらいものだと思つております。まあその上にわれわれの主張もあるということです、やはりこの建設隊的な性格と、いふものも特に陸上自衛隊などは持つて、平素の訓練といふ面からいっても、国民的にも共鳴感を呼び起す——共鳴感を持つてもらうというためにも、そういうことをやれるような自衛隊づくりといふことは今後考えていかなければならぬのではないかと思つております。

○上田哲君 少しまあ考え方が出てきましたね、それはそれでわかることでもありますけれども、幾つかの問題、またもう少し区分けして議論したいと思うんですが、論理的に言ふと、これまでの国会の審理では、凍結された部分は、凍結を解除することもあるけれども、そのまま凍結し切つてしまふこともあるはずです。で、長官のお考えでは、凍結部分は必ず解除するとおっしゃる……。

○上田哲君 私が伺っているのは、その凍結部分です。凍結部分というのは、長官が在任期間の責任を果たされることの中で、国防会議の議員懇談会にかけられるときの草案なり基本的なお考えの方向の中では、凍結は解除するという基本方針をお持ちになるわけですね。

○國務大臣(江崎真澄君) これはそういうふうに思いましても、四次防の具体的な主要項目や計数が国防会議できまりませんと、あれは解除にならないことに議長裁定がなっております。したがって、さつき申し上げたような方針でさてどうするかということになろうと思います。

○上田哲君 手順はそうなんですが、それはまた無責任にあとに送るということではなくましいということでお伺いしているので、区切りをつけるのは佐藤退陣後の国防会議議員懇談会だということとして私も受け取るし、それはそれで政治責任があるだろうと思いまます。したがって、その一つの大きな眼目になる凍結をそこでどういうふうに判断するのかということをお尋ねしているわけで、この凍結論はそこでは取り扱わない、あるいは凍結といふことも、そのまま廃止という方向にもつていくこともありますと、いうふうにお考えになるのかどうかです。

○國務大臣(江崎真澄君) できれば、これは現実に四次防とは関係なく査定をしたというたてでありますので、訓練上支障を来たしますので、凍結を解除してもらいたいと考えております。考

を経なければこれは解除しないといふ申し合はせになつておりますので、これはやはり議長の意思は尊重しなければならぬと思います。したがつて、次の内閣になりますかどうか、この辺もむずかしいところでありますから、佐藤総理自身も何か、ぼくの手でやれるがなということを中曾根総務会長に言つたとか言わぬとか、私ども確かめたわけではありませんが、新聞で見た程度ですが、そういうふうですから、しかし、そういうことは佐藤総理個人できることじやありませんから、やはり国防会議員懇談会で決着をつけていくことだといふうに思つております。君はどう思うかとおっしゃるならば、私はできればあとう限りひとつの責任において四次防原案というものは決着をつけてやめたいものだといふうに考えとおります。

○上田哲君 そこだけしほつてお伺いしますが、凍結部分がそのまま凍結しちばなしで、なくなるということはあり得ませんか。

○國務大臣（江崎清澄君） それはないと思います。ただ、これも仮定の話ですが、新しい内閣ができたとして、その新しい内閣は四次防策定ということに積極的に取り組まなかつたというような事態でも起りますと、これはちよつといま御指摘になるような疑問が出てくる可能性もあるうかと思います。

○上田哲君 そうしますと、万々一の事態が起こらない限り、四次防の原案の策定は、今内閣の任期中であれ、そうでない場合であれ、凍結部分の解除ということは当然に中に含んで策定をされるということになりますね。そういうことになりますと、そこで伺つておきたいことは、四次防のそれが先取りであるかどうかということは見解が分かれておりますから詰めることはできないとして、そこで伺いたいことは、国会の決定の中で凍結部分もつくり、原案のつくり直しをする事態にいまある。それは政府における防衛力整備計画策定の反省のはずですね。そうしますと、これまで

○國務大臣(江崎真澄君) この凍結部分というの
は、御承知のとおり私が防衛庁長官になってから
予算査定を詰めたものであります。これはやはり
私の責任においてやったものであります。それ
から同時に、あの機種の選定等においても、これ
は欠落していくものの更新という、こういう形で、
大蔵省は四次防と関係なく査定をしましたと、こ
う言つておるわけです。しかし、それが違うと、
中曾根原案にあつたじゃないか、目玉商品じゃな
いかといふところで問題になつて疑惑を生じたわ
けですが、それはともかくとして、したがつ
て、この四次防というものがあつてもなくとも、
武器の更新という形でT-2にしろC-1にしろ、あ
れだけのものを計画したわけでありますので、こ
れは当然四次防初年度の予算ということであれだ
けのものが計上されておるわけですから、当然四
次防の中にこれは持つて入る。四次防とは関係な
く査定されたとは言ひながら、それが初年度であ
るといううことに位置づけられておる以上、当然こ
れは持つて入りますし、その機数等についても相
当な、なお追加発注と言ひますか、そういうこ
とも考えられる。これは從来も申し上げてきてお
るところです。

○上田哲君 それでは質問を変えますけれども、
新しくつくられる四次防原案の基本的な性格は何
なんですか。

○國務大臣(江崎真澄君) これはもうすでに大綱
で申し上げておりますように、三次防の延長と
して、足りないものを充足させ、また古くなつた
ものを更新する、こういう形でやってまいるわけ
であります。

○上田哲君 これまで四次防原案、あるいは四次
防構想として提示されてきたものの理解を正確に
いたしますと、どうしても政府のおっしゃること

なつたんだろうと私は思うけれども、一部であるからどうかは問題がありましょう。しかし、ともかくもそのところを物理的に測定できる性質のものではありませんから、見解の相違をここでたたくことにはやめにして、少なくとも言えることは、さきの米中会談に比べれば米ソ会談というものが実質的には世界の緊張緩和と具体的な貢献をしていくことは間違いない。あるいは実質的に進んでいる実情を確認したという印象であるということでもいいですけれども、そこだけは間違いがないということだけは言えるのであって、その象徴がSALTという形に結晶をしたんだというところまでは間違いはない。

もう一つの問題は、核ですね。で、局地防衛だからとおっしゃるけれども、局地防衛の上に核のかさの必要を強調されることが明らかなよう明らかに局地防衛というものを全く核の問題と離れて、核レベルの戦略問題と離れて議論するなんということは意味がありませんね。そういう意味で、核といふものがどういうふうに世界超大国の中で動いていくかということは非常に大きな関心でなければならない。もう一つは、日本の核武装ということがどういうふうに世界超大国の議論をされているということが現実であってみれば、そこで私たちばかりそれに対し、この世界の潮流に対して少なくとも雪解けの方向であるということをお認めにならざるを得ない上では、核の問題についての指向性というものさらには、確かにしなきやならぬということへきたことは、明らかだと思うんですね。そこで私は、四次防護というものがたまたま実質的にそういうものにぶつかっている以上は、当然この問題について、原案作成のために、作成者の側では、核問題についてより一歩進めて、少なくとも防衛省という部門が引き受けるべきものは、ぬのだろうというふうに思っています。

その意味で言いますと、単に政策としての非核三原則というようなものから一步進めて、少なくとも防衛省という部門が引き受けるべきものは、

これは軍事戦略といいましょうか、まあ防衛戦略的な側面で核武装ということがあり得ないとか、無効であるとかいうことをこれははっきり表明をされるということが、非核三原則を政策としてでも持つておられることの実質的な意味だと思いますね。そういう意味で、これは前回の議論の中でかなり出ておるんです。これはまあ防衛局長からも出ましたけれども、日本の地形的な条件から言つて、これを使うことが不可能であるとか、あるいは、日本で核を戦術的に使用することはペイしないことであるとか、私はそこにもう一つの条件をつけ加えましたけれども、そういう、少なくとも二点にせよ、三点にせよ、問題はかなり明らかになつてゐるとなれば、そうした問題をこの際、SALTの妥協なり、あるいは米中から米ソに至る世界の超三大国(の協調の過程をながめるにつけても、日本の防衛政策の中では四次防の中にはつきりこれを明らかにしておくことになるべきだと思うんです。そこの組み込みができるだけ具体的に御表明いただきたいと思う。

定するということになりますと、ちょっとそこにはむずかしい矛盾が出てくると思うのです。したがいまして、国民に納得してもらうためには、これもこの内閣委員会でしばしば議論になりまするようになります。間に合えば防衛白書というような形でその記述にそういうふたつの考え方というものはゆだねていくことができるのではなかろうか。特に非核三原則を裏づける核兵器を持たないというような主張というものはやはり私繰り返し国民にわかりやすく説明をする。久保議論というのも、もうこれは数年前からの議論でありますて、これはただに防衛局長個人のそれはドグマではなくして、われわれ政府与党側においてもそういうものの考え方というものが大体多數の間に理解されておる。中にはいろいろ極端な議論をなす方もありますが、一つのまあ何といいますか、最大公約数というか、標準政策としては、先般久保局長が申しましたものの考え方というものは表に出でておるわけです。したがいまして、そういうものを防衛白書その他の機会をとらえて絶えず国民に表明をします。そればかりか、総理大臣や特に外務大臣が国連の場などに出来まするときは、堂々と私は演説したらしいと思う。それからまた日本の自衛隊も、なつたらどうだということをしつかり世界各国に守りに徹するというその自衛隊の姿勢というものをもっと強調したらしいと思うのです。そうして、世界の軍隊が軍縮以前に日本の自衛隊のように徹底させる。同時にそういう監視の中で日本の自衛隊というものが生きしていくのだということになれば、これも一つの大きな政治的な歯どめでもあるというふうに私は思います。

○上田哲君 この防衛白書というものの存在もよくわきまえますけれども、どちらかというと、防衛白書というのはこれまでの防衛方針の補足説明というふうな意味しかない。現に毎年出るわけではない。そういう意味では、防衛白書というもののメリットは高くはないと思うのです。具体的に防衛政策がどうやって進められていくかといえど、これは具体的な金額を伴った防衛力整備計画

計画の一番欠点となることは、長期的な防衛力整備しかないわけなんですね。そしてその防衛力整備が欠落しているということなんです。全く倍々ゲームで、大きいことはいいことだという論理しかない、こういふうにしか説明のできない整備計画という増強計画が進んでいるということに問題があるのはもうすでにお認めになつておられるだろうと思います。そういうことでいえば、まあどういうものであれ、それは議論の対象にはなりますけれども、防衛構想というものを少なくとも議論の対象にはなり得るようなものとして提出されるべき義務は、それをやはり具体的なものとして出すのは四次防のほうだと私は思うのですよ。

で、まあそこの議論はちょっとおきますが、けれども、そういう防衛構想の欠落ということがからしまして、白書で出すのだというようなことがちょっとありましたので、それでお伺いするのですが、原案がいつできるかとか、それが政権との微妙な關係でどうなるかということがあつても、現防衛庁長官の努力としては、たとえばそれとは切り離しても、防衛白書といふうな方法を通じてその核を含む防衛構想というものを明示するということはあるわけですか。

○國務大臣（江崎寅彦君） 私は事情が許せばそういうことをはつきりすることがいいと思います。国会でも決議をしておりまするし、從来歴代内閣は非核三原則といふものをとつてしまひました。で、この非核三原則という政策をとつておる理論的な説明がないですね、実際で、そこに世界を納得させるだけの、やはり納得させるだけのことにならない。まあ牌肉の嘆をかこつよくなところがあるわけです。一たび指導者がかわればどうなるかわからぬじやないかとか、あるいはアメリカでも、日米安保条約を破棄しようという論者に、いや継続したはうがよからうという人は、もし日本安保条約をアメリカ側から破棄すれば、日本の経済的現状を守るためにも、日本の不安感を解消するためにも、日本は核保有国になるであろうといふ議論をなす論者が非常にアメリカにも多いわ

けですね。いや、そういう場面があつてもわれわれは核は持たないんだ、こういう説明が從来ともなされておりません。それからまた、自民党の中にも、いや、核装備は時代の流れに沿つて兵器の更新のようにそれは持べきじゃないかという一部の人もこれはあることは確かです。ですから、やはりこういう問題はもっと積極的に私研究をして、政府として、また防衛庁として責任をもつて國民に説明するばかりか、世界に向かって訴えるという必要があると思います。そこで、防衛庁で一体それはどこがやるのか。ここにおる防衛局長のセクションでやることはこれはもうもとよりでありまするが、やはりいろんな場面を想定してものを考えるといふならば、私は防衛研修所であるとおもふんです。で、この防衛研修所が、いま眠つておるとは思ひませんが、比較的の不活発です。一部の幹部要員に講習をするという程度にとどまつておりまするが、それをもつと前進させて、いろんな場合を想定して、日本の今後の防衛力の整備計画、また防衛構想、基本方針、こういったものを常に話める必要があるのじやないか。これはまあ私の任期の問題もありまするので、あまりここでえらそなことを言つてみましてもはたして実現するかどうかはわかりませんが、幸い人事異動をやることになつておりますので、その際にそなういう構想を生かして、この防衛研修所といふものをおもちよつと防衛庁内において重要な部門といふことにしていきたい。そこで、いま上田議員がお示しのような問題やら、核の問題やら、それから午前中鈴木議員からこれも議論のありました防衛力の限界というようなものについても、思いつきじやなくて、こういうものでありますと、こうした言えるやはり理論的根拠、これを積み上げてまいりたいと思います。これはまあいま口で言いましても多少時間のかかることでありまするが、今後防衛長官をやめましても、私はやはり自民党の党員とし、代議士として、そういう構想を実現してくれる防衛庁になつてもらうように努力をしてま

いたいと思います。

○上田哲君 ボフレーが今度のSALTに関連したものと申しておられるわけですが、その中で、日本に関連して言つておることばの中に、日本の核装備というものはやっぱり近時点においてあるべきではない、それは、平たく言えば間尺に合わぬこと

だ、つまりぬことだということを言つておるわけですね。で、これはボフレーという人の考え方といふのはかなり日本の防衛庁にも影響を持つて、た経過もありますね。そういうようなことを、まああえて客観的な評価などとは言いませんけれども、まあそんなことなどもあり、いままあかなり意欲的な御表明があつたと私は受け取つておきましたけれども、防衛研修所がそれを一生懸命勉強したらよからうといふので、防衛研修所の拡大といふことに落ちつくだけじやこれは意味がないのでありまして、まさに四次防がここで発足をする

ますけれども、防衛研修所がそれを一生懸命勉強したたらよからうといふので、防衛研修所の拡大といふことに落ちつくだけじやこれは意味がないのではありませんが、これを具体的にどうあらわすかと申しますと、それはどうであらうかということは大いに考慮に値しますが、後段の核等の問題については、考え方としてはさつき私申し上げたとおしゃるなら白書を——原案ができなくたつて白書をお出しになることはできましょ。退陣表明か

ら次の政権ができるまでの時間もあるというお話をもありましたし、その間だつて、書こうと思えば徹夜で三日あれば書けるといふことも、もし身中

があるんなら、あるでしょ。そういう面でいつて、たとえば白書を出すとおっしゃるなら出

はそれでもいいんです。で、白書を出すなら出

しましますが、それからその場でもけつこうですか、非核三原則というような、まさにいま御指摘のとおり、それだけでは空疎な、説明力にならないものであるものを、少なくとも防衛庁のパートとして軍事戦術的な分析としてはつくり打ち出すべ

きものをそこに盛るか、そのところなんです。

その二つをきちつとひとつ盛り込んでいただき

ますから、それは乗ります。だから食い逃げされちゃ困るんで、そのあと、大臣でない部分まで含めて決意を表明されておりましたから、それは乗りましょう。

○上田哲君 そうしますと、これは重要なことでそこまで現職である江崎防衛庁長官は、さつさから食い逃げされちゃ困るんで、そのあと、大臣でない部分まで含めて決意を表明されておりましたから、それは乗りましょう。

そこで、まず現職である江崎防衛庁長官は、さつきのおこぼを私はそのまま承つておくけれども、標準政策であると、核について核武装をしないといふことの方向を。これは単に非核三原則を政府レベルで表明するだけではなくて、そのパートである防衛庁の具体的な軍事戦術的な分析を含めて、とるべきではないのだという見解を持つこととが標準政策であると言われた。これは私は、單に当時防衛局長が、私見でありますと、というお断りが冒頭にありますけれども、長官の御表明はこれを標準政策として受け取るんだと、こういふことを強く理解いたしましたと、もう一つは、これから政権末期だということになつてしまえば議論はできないけれども、かりに大臣がおやめに

始末というような形にならざるを得ぬと思うんであります。したがつて、防衛白書にしろ、特に核の問題についての理論づけ、哲学的な、何と言いますか

ことは拙速でやるべきものではなくって、同じ性格の内閣が続くわけですから、次の内閣に、また

防衛局長官たる人に、重要な引き継ぎ事項とい

うです。

これは拙速でやるべきものではなくって、同じ性

格の内閣が続くわけですから、次の内閣に、また

防衛局長などもそういう方向をいま考えておるわ

けでありますから、当分この自民党内閣、ある

いはまたその姿がどうなりましようとも、主張が

違うものではない。特に、私が政治家であります

る限りはそういう主張をします。ただ、それだけ

では説得力がないので、私はいつも、これは私の

完全な個人的な意見ですが、平和利用というよう

なもので幸い合意がありますから、先般、木内

科学技術庁長官によると二十五年計画といふも

のが、原子力の平和計画が樹立されるとお

りでありまするが、これを具体的にどうあらわす

かという点においては、ちょっと、政権末期とい

くと、しかも、また八月には概算要求で四十八

年度予算の策定にからなければならぬといふよ

うな場面で、これはどうであろうかといふことは

大いに考慮に値しますが、後段の核等の問題につ

いては、考え方としてはさつき私申し上げたとお

りでありまするが、これを具体的にどうあらわす

かといふ点においては、ちょっと、政権末期とい

くと、しかも、また八月には概算要求で四十八

年度予算の策定にからなければならぬといふよ

うな場面で、これはどうであろうかといふことは

大いに考慮に値しますが、後段の核等の問題につ

いては、考え方としてはさつき私申し上げたとお

たい。

○政府委員(久保卓也君) 核兵器につきましては、戦略核兵器、戦術核兵器に一応分けて考えます。そして戦略核兵器の場合には、奇襲攻撃あるいは第一撃能力でもって相手をやつづけてもなかなか報復能力、第二撃能力が残っていないといけません。つまり、戦略核兵器が十分な抑止力であるためには、第二撃能力、報復能力が残ってないといけないわけあります。で、第二撃能力を持ち得るためには、相当膨大な量の戦略核兵器が必要いたします。その場合に、日本では非常に地形が狭小、人口、産業、文化、その他集中いたしておられます。したがいまして、そういう膨大な陸上基地のICBMを持つことはほとんど不可能に近い。しかも脆弱性がある。近ければ近いほどICEMの精度が高まります。そういうことで、陸上基地のICBMは脆弱性がある。その脆弱性を避けるためには、海中のボラリス型の潜水艦を必要とする。これもいま申し上げたように相当の量を必要とする。たとえば五十の都市を戦略核兵器でやつける場合には、アメリカですと四〇%の人口が破壊されます。なくなります。ところが、中国の場合は七%になります。日本の場合についていま計算してもらつておりますけれども、おそらくアメリカよりもっとひどいであろうと思います。ということは、この戦略核兵器の交換、お互にやつつけ合うことについて日本が非常に弱いというふことを証明するものであろうと思います。

それからまた、戦略核兵器だけを持つては意味

がないで、この前申し上げましたように、いま核兵器論争が行なわれている中立あるいは非

同盟諸国では戦略核兵器は持たない。これは平和

を志向しておる国もあるし、またそれだけの必

要はない、持つのは戦術核兵器であるということありますので、戦略核兵器だけでは意味がない。ところが戦術核兵器を持たなければいけない。それを使用する意思がなければならぬ。使用する場所も当然なければならない。ところが、使用

する場所の点について見ますと、幾つかの潜在核保有国、つまり核をつくる能力もあり、かつ核を持つてもいいではないかというような意見のある国々、それぞれの国についてどういう防衛戦闘、どういう戦闘が行なわれるかという場所を想定してみますと、すべてございます。この前はインドの場合を申し上げましたが、たとえばスイスの例を申し上げますと、スイスというのには四つの国に囲まれておりますと、AからBに移る通過国であります。つまりスイスという国を占領しても意味がないので、AからBに行くために通過するためには、そうなると、通過するために山の中の通路に大砲が据えつけられたり、あるいは地雷が埋められたりして防衛をしたわけがありますが、今日であれば核地雷を据える、あるいは核関係の火砲を持つというようなことは考えられるというふうに、これまで人の住んでおらない山の中で核を使うことができるわけあります。ところが、日本ではそれを使つ場所がない。ほとんど、むしろその代替の手段を講ずるほうがはるかに日本としては有利であるというふうに思います。もちろん、この核関係については、日本がかりに装備するといたしましても、これは後発国でありますから、相手のほうが有利でありましょう。そうすると、相手の有利な兵器をわれみずから選んで、むしろ相手方からより大きな攻撃、破壊を受けるというふことになるわけです。

最後に、この前、一つつけ落としましたが、ABMの問題があります。ABMは、米国とソ連とで最近問題になりましたように、日本でも一部の方は、ほかの核兵器はともかくとして、ABMは純粹に防御兵器であるからそれは持つべきではないか、特に中共の核開発に伴つて、それを持たないといけないのではないかという意見もあります。

また、通常兵器と核戦争を考えれば、通常戦争のほうがもちろん可能性としては多いわけあります。で、可能性の少ない核戦争に備えるために、戦術核兵器を準備するということでは、これは通常兵器に対する圧迫のみならず、核戦争というものを予想するならば、自衛隊の持つ裝備自身に対核裝備、対核性——核に対する攻撃を受ける防御の能力を与えねばなりません。そのための金が非常に膨大になつてしまります。これはNATO、ワルシャワ条約機構の軍隊も現にそうであります。

それからまた、通常兵器に対する圧迫のみならず、核戦争というものを予想するならば、自衛隊の持つ裝備自身に対核裝備、対核性——核に対する攻撃を受ける防御の能力を与えねばなりません。そのための金が非常に膨大になつてしまつて、それをしておきます。その部分は、ま

がそうであります。それからさらに、自衛隊のみが生き残つてもしようがありませんので、これまた一般的の住民に対する防護、つまり民防の関係でこれを防護しなければなりません。その典型的な例はスウェーデンであります。アメリカも何年か前にシェルター論争というものが行なわれましたとて、結局、住民の全部を保護するだけのシェルターをつくることは、国であれ個人であれ、それは不可能であるということで打ち切られております。そういうふうなことで、核装備をするためには、たとえば一兆円だ、二兆円だというような金が例示されますが、それは完全のものを、つまり核戦争に備えるためのいわば全体的なシステムを考えればきわめて膨大な金が必要となるわけであります。そういうことをやるならば、むしろその代替の手段を講ずるほうがはるかに日本としては有利であるというふうに思います。もちろん、この核関係については、日本がかりに装備するといたしましても、これは後発国でありますから、相手のほうが有利でありましょう。そうすると、相手の有利な兵器をわれみずから選んで、むしろ相手方からより大きな攻撃、破壊を受けるというふことになるわけです。

最後に、核のかさであります。この問題については、核のかさが信頼するに足るものであるのかどうか、あるいはアメリカの核のかさがあるといふものであらうかどうかという点については意見の分かれるところであります。私は政府委員会でありますので、アメリカの核のかさといふものは十分に信頼性があると、米側は再三それを繰り返して申しておるということを申すほかないと思います。

○上哲君 政府委員でありますからそれ以外に言ひては反駁をしておきます。明らかにこれは軍事技術論的にナセンスのものである、意味のないもの、無意味なものである、軍事技術論的には幻想に属する、心理的なものとしてあるいは政治的などのとして以上の意味を持たないという見解を結論的に申し上げておきます。その部分は、ま

た今後の議論にもなりましょうし、今日分かれるところであるとして、いま専門家としての表明がうつこぶとく文子こちうじゆうべーさんふーへトら

あゝ大部分を政府と党的立場でコントロールする
ということの御表明があつたわけですが、これは
私は非常に重要なものとして今後の具体的な政策
の中に具現されていくよう、念のためにひとつ
長官に伺いたい。

ですね、非常に私は前進したと思いますけれども、今度のSALTの問題で一つ注目しておかなきやならぬのは、いまも御指摘が一部ありましたが、ABMの二百基までの制限ということは評価されている。そのままずぱり評価してもいいこととなんでしょうが、問題は打撃能力が海へ向かって持ち越されたということにあるだろうと思います。そういう観点からすると、しり抜けであると、いうことは使うのは少なくともその努力に対し不見識だとは思いますけれども、しかし海に対する関心というものは、われわれもまたその観点からいっても非常に重視しなければならないといふことになる。そこでお伺いをしておきますけれども、原潜を持ちたいという発言が制服の中に出でてきたというようなこともあります。この際ひとつ明確に、いまの見解の一部として、原潜というものに対する見解、今後のですね。しっかり出してください。

○国務大臣(江崎義道君) 現在は防衛省において原子力潜水艦を持つということは、希望もありません。せんし、また検討したことございません。これははつきり申し上げておきます。私、ただ思いましては、少なくとも原子エネルギーというものが、平和裏にどんどん利用されるようになつて、あらゆる商船、タンカー、いろんな船というものの、をひっくるめまして、原子エネルギーで航行ができるようになつたといふ時点においては当然これ、は防衛省においても原子動力で動く潜水艦なり何なりというものは検討する余地がある。原子兵器

○上田哲君 ロケットを分けて、これを推進する
推進力と爆発力は別だというような議論になつて
くるので、そんな議論はいいですけれどもね。自
由な海を原子力動力によって動くようになつた場
況、そういうときに検討されることであろう。現
在はさようなことは一切考えておりません。
と、その原子エネルギーで推進する、いわゆる運
航できる船というものはおのずから別ではないが
というふうに思います。ただし、それは少なくとも
も原子エネルギーによってあらゆる船が動く状

合はなんという前提もはなはだこれはあいまいな
ことでありますて、そこそもそもそも少し違つ
た側面からう議論がある。だからそういう議論を
のものは別の次元のこととに属するし、私はやっぱ
り危険だと思っています。しかしいましほつて
る話は、非核三原則というものを軍事技術レベル
の問題としてはつきり方向づけた場合に、この原
潜といふものもはつきり否定の中に入るということ
を確認をしていただきかなきやならぬということ
なんです。これはいいですね。

○國務大臣（江崎謙漫君） 現在否定するにやぶさ
かじやございません。

○上田哲君 さてそこで、先へ進みますけれども、
そういう核問題も一つ大きなポイントとして含み
ながら、やはり四次防といふものがわれわれの懸
念を少しでも解消する、あるいは防衛庁が少しでも
もそれらしい議論と方向を打ち出すということに
なりますと、やはり先ほどもお認めになつた基本
的な、われわれからすれば平和保障論ですけれども
も、まあ防衛庁のサイドにウエートをかけて言う
ならば、防衛構想といふものがやはり少くとも
議論に値するほどのものが出でない、ということ
になります。そこにそれを構築しようという御努力
力、意欲があるんだということならば、少しきそ
こをきちつと議論をしてみたいと思うんですねけれど
ども、私は、国土建設隊というようなお話をもさつ
との裏返しにちょっとつけているこれも補足説明開

か、行きどまりがどうなっているかということを議論を先にしたところで、ながめが生まれるものではないので、ここは私はあまりウエートを置きませんが、しかしまあマルクマールとしては重要な部分でありまして、向こう側がどうなっているか、あるということで、後ほど議論いたします。しかし基本的な考え方ということで言えば、今後日本が進んでいかなきやならない——これは防衛庁のサイドで私は土俵をおりて議論していますけれども——防衛庁がこれから持つていかなければならない防衛構想、ことばはあまりこだわらずに私は使ってしまいますから、防衛構想ということを言えれば、私は少なくとも三つの側面は考えていんじゃないかという提起をしたいのです。基本的に三つの基本的にあるものは、専守防衛ということを言われる、防衛庁は、その専守防衛といふことが金科玉条になるのだけれども、この専守防衛というものがより立っている柱は何かといえば、日米安保条約ということになる。これはいまのところどういってみたって、片務的であるにせよ何にせよ、軍事同盟であるという認識に立つわけですから、そういう立場で言えば、この軍事同盟の一方に入っているアメリカ側が、明らかに戦力放棄を中心しつかり持っている軍隊あるいは國、そういうものと軍事同盟の橋渡しをしておきながら、こちら側だけは専守防衛であるということに論理的な矛盾が基本的に出てくるのだと思うのです。もし、論理的に進めていけば、専守防衛ということを徹底的に究極させいくならば、そこにはやはり武装を頭にかぶせるにせよ武装中立ということになるんだと思うのです。中立論か軍事同盟論かということを議論すると、これは見解の相違出てくるので、事前協議の問題にせよ集団安全保障論なりというところが矛盾として浮び上がってくることになるんだと思うのです。中立論か軍事同盟がないかもしれないけれども、その部分をどうやって理論的にも解消していくのか、各論的には

もう少し、さつき申し上げた三項目というののは専守防衛ということを究極に進めていけば、どうしても戦略攻撃をもつくると軍事同盟というのもは矛盾をしてくるんだと、それをどうするんだと、これはどうしても中立志向ということ——一步踏み込みますよ——軍事中立でもいいと、私は賛成するのではなくて、軍事中立というならそれではすっきりしたものになるんだけれども、そういうかないとすると論理的矛盾が出てくるだろうということをどうお考えになりますか。

○國務大臣（江崎寅置君） 私やはり一つの理論的分析をなさっていらっしゃると思うのです。しかし、現在の世界情勢が東西に分かれ、集団安全保障の形で、相互防衛条約というようなものがある。それの主義主張、平素の国交等によって結ばれておる。そういう実情から言つて、現在のあり方が悪いとは思いません。しかし、理論的に言えば、専守防衛という面が、攻撃の面は攻防自在の米軍に依頼しておるのだから専守防衛が防衛にならぬじやないか、しかしこれは相手が理由なく侵略してきたときという前提があるわけです。われわれのほうがトラの威をかりてというか、アメリカの攻撃性を背景に持つておるということで侵略性を持つとか攻撃的に他国を刺激するとか、そういう立場は当然とらないわけですから、ここが重要なところだと思うのです。重要な点だと思うのです。ですから日本の立場としては、あくまでも専守防衛である。もし不正の侵略者が日本に危害を加える場合には、攻撃的な面といふのはアメリカに分担をしてもらう。これは現在の世界の常識からいってそんなにはされたことを日本がおるものと思いません。しかし、中ソ友好同盟条約が空洞化しておる時代です。だから一つの研究課題としては、私たとえばさつき申し上げたような防衛研修所などが武装中立論といったようなことを研究することはあっていいだろう。しかし、現在の段階では、われわれは政治家としてそういうことになるとはまだ思っておりません。

○上田哲君　侵略してきた場合というのも論議としてはずいぶんラフになってしまったのですよ。侵略とは何かということになつてくると、またこれだけで議論をしなければなりません。アメリカがベトナムに侵略しているとは言つていなければもちろん使えるということの証左でありますね。そういうことでいえば、向こうが侵略してきた場合だけに限つての専守防衛だという議論は、今日の進んだ兵器体系の中でも、まあこれはちょっとアフ過ぎる議論ですね。だから、そのところを言つてもきりがないと思うんだけれども、私が言つているのはもうちょっと、防衛研修所の議論のテーマじゃないんですよ。基本的に防衛構想をお持ちにならうというのならば、その防衛構想の中から防衛力整備計画というものをお出しにならうというのであれば、とりわけいま新しい世界の潮流の中で、何かそこへ向かつて適応してつくり出そうという意欲があるんなら、そういうからを破ついく論理を勇敢につかみ出して、いこうとなれば論理にならぬです、これは構想にならぬですよ。そういう意味で、私は非常に突き詰めもう一べん繰り返しますが。

○國務大臣（江崎眞澄君）　私は一つの理論としては、上田さん、筋の通つたことを言つておられると思います。思いますが、日本の現在の政治的立場等々から言えば、日米安保条約を堅持して、現在の自衛隊の専守防衛の姿を推進する、こういう方方が世界の情勢等を踏まえてみましても適切である、こう、うことを申し上げるわけです。専守防衛というならば、武装中立といった形にならざるを得ないではないか、これは一つの理論だと思います。だから、防衛研修所ではそういうことを過去にもまとめた論文がありますが、一つ

の研究題として研究することはあっても差しつかえないと思いまするが、防衛局長官としては、いまだその方向に切りかえていくという意思はございません。

○上田哲君　まあ政治課題が先にあるからとおしゃるのは、翻訳して言えども、「アメリカへの関係があるから」ということになるでしょうが、まあこれはうなずいておられるので、それ以上は言いません。

そこで、もつと、防衛研修所のテーマだと言われるなんなら、それでもいいから、まあ久保さんあたりをはじめて議論をしてみたい意味で私は三つの提案をしてみたいんだけれども、それがどうしても踏み切れないという前提でもけつこうだが、私が申し上げたいのは、しかばいろんな論理的な矛盾なりあいまいさはあるにしても、安保の中のせめて武装中立、武装のほうに力があるんじやなく、安保の中の中立志向ということをどういふうに考えていくかということが一つないと、どうしても防衛構想は必ず矛盾しますよ。進んでいけないだらうと思います。

もう一つの問題は、日本の自衛隊は終始一貫今まで戦時編制です。これを平時編制という発想に変えていくといふことが根本になければならぬ。平時編制論はしままで防衛庁にないんですね。有事即応体制で来ておるわけです。有事即応に立つて、防衛構想を考えなければならぬだらう。

もう一つは外交と軍事の関係ですね。この外交と軍事の関係を、軍事をうしろに立てての外交じゃなくて、完全に外交優先といふことじやなく、外交に含まれる軍事といましょかね、そういう形に、まあうまく言えない部分があるんですけれども、外交と軍事の整理、こう、う問題がいま申し上げた前二つの点の関連において検討さ

れていかなければならぬだらうと、こういうふうに私は思つてみるんですよ。それは決して防衛

研修所の研究テーマなんということじやなくて、長官が言われる政治的配慮がなければならぬのかは議論しますまい。しかし、それを動かしがたい一つの今日の現実だと考へるならば、日米安保条約の中での武装中立の志向ということ、それから平時編制への切りかえの問題、それからその二つの観点に立つての外交と軍事のあり方の問題、この三つの側面を根本的に検討して結論を出さんじやないと、新しい構想というものは出てこないだらうと思うのです。その辺は、政治家の見解と、それからまあ専門家の見解と、それぞれひとつじっくり伺いたいと思うんです。

○國務大臣（江崎眞澄君）　安保の中の中立志向、私、議論になる御意見だと思います。で、それはただ日本の現在の立場から申しますと、日米安全保障条約を基調とし、これを堅持していく、これは政府として変わりはございません。しかしアメリカ側からメリットが比較的小ないではないか、ときに破棄がいわれることもしばしばあります。で、そういうことなども想定しながら、日本がやはりこの安保の中において今後どう立つていいべきかということを平素から研究しておくことは必要だと思う。私は、久保君が先ごろ論文を発表しました、いろいろ議論の対象になりましたが、それもやはり職責上いろいろな場面を想定してものを考えておる一つのあらわれである。まああくまで私見でありまするが、一つのあらわれである。これを防衛庁として、政府段階として、今後どう結論づけていくか。これは大事なことだと思います。そのためには、私さつきから申し上げておるよう、防衛局とか、防衛研修所とか、そういうところが相当旺盛なやはり研究と努力を積み重ねることが必要だというふうに思つております。そしてまあ結論づけることが必要でしょ。そのた

めにはどうぞ時間をおかし願いたいと思うのです。

それから平時編制と戦時編制の問題であります。で、いま特に国際間の緊張、特に大国間ににおける緊張が緩和しつつある状況というものを考えてみると、いま——まあいまも定員増の問題で御審議を願つておるわけでありまするが、この確保した定員というものにこだわって常にこれが相当程度の充足率をあげておらなければならぬとする従来の考え方というものを再検討する必要はあるんじやなかろうか。これは大事な点だと思うのです。要するに量より質といいまするか、隊員もぜひひとつそういう方途で自衛官の充足を考えようじやないか。で、相当程度かりに欠員があると、これは人教局長、ここにおりまするが、常に人教局長もそのことを私は強調しております。私もぜひひとつそういう方途で自衛官の充足を考えようじやないか。で、人教局長、ここにおりまするが、常に人教局長もそのことを私は強調しております。私と、これは人教局長、ここにおりまするが、常に人教局長もそのことを私は強調しております。私と、これは人教局長、ここにおりまするが、常に人教局長もそのことを私は強調しております。私は必要だと思つた。だから、定員だけはこれは何が何でも確保させていただきたい。しかし定員を確保したということと、その充足率が十分満たされておるということとは別に考えていいではないか。これはいま御質問に直接答えることになるかどうか存じませんが、十分検討に値する話題としていま防衛庁内で検討をしておる最中と、こう、うわげでございます。

それから、この外交に占める軍事、これはもう善隣友好の外交、平和外交というものを日本は国是として推進しております。したがつて、軍事力を背景にしたこの外交方針というものは私はあつちやならぬと思います。あくまで平和を貫くためのあらゆる努力というものをはかつていく、これはもうおっしゃるまでもないことだと思つております。

○政府委員（久保卓也君）　初めに安保の中の中立志向ということを言わされたわけですが、政府の立場で申しますると、中立志向といふ発想は

やや困難であると思うのです。しかしながら安保の中の自主性の高揚といいますか、自主性を高めしていくという発想であれば、これはあり得るんではないか。最近、アメリカの学者あたりでも、この日米関係を想定しながら、相互依存の中における自主性、相互依存関係の中における自主性という発想をしております。それからニクソンの、こうしてありましたか、外交白書の中では、日本の自主性がだんだんと強くなってくるのは当然であろう、しかしながらその底に日米関係というものがあるということの趣旨の発言があったようになりますが、いすれにせよ日米関係というものは、言われるような相互依存はもちろんありますけれども、その中で自主性が高まっていくということ、これはあり得ようと思います。それでは具体的にどうかということは私はなかなかわかりませんけれども、そういったことが具体的に今後議論されたいことが望まらうと思います。

の平和が実現し得るというような考え方であります。して、やはり基本的に力というものの存在を非常に高く評価しております。いい悪いはもちろん主観的判断があろうと思いますけれども、ただ日本の場合には、どうもそういった発想は適当でない。やはり平和外交と申しますか、外交が主たる分野を占めておって、それのどういう分野を軍事力というものが占めるか、これもまた一つ大きな問題でありまして、具体的な問題としては、やはり今後御議論いただきたいところだと思います。

○上田哲君 三点のうち二点目のところを先にひとつ抜き出してお話をお聞きしたんです。

るわけですね、戦時編制と平時編制の違いから、それは突き詰めて申し上げるけれども、こういう構想の一番わかりやすいポイントと言えば、戦時編制から平時編制に変わっていかなければならぬということは明らかなんですから、そういう方向に対しても努力するということでいいです。

言われるような相互依存はもちろんありますけれども、その中で自主性が高まっていくということ、これはあり得ようと思います。それでは具体的にどうかということは私はなかなかわかりませんけれども、そういったことが具体的に今後議論されたいなと、それが望ましいなと思います。それから自衛隊の平時編制の問題でありますけれども、それは従来自衛隊の中ではタブーともいいうべきものであります。従来現実にとれておるわけではない即応体制を、従来現実にとれておるわけではないのにもかかわらず、それを主張しておるというのが実態であります。そこで、四次防衛以降の場合に、われわれが考えなければならないのは、脅威の問題でありますとか、あるいは国際緊張を直ちに前提にした編制でなければならないかどうか、そ

非常にはつきりものを言われた。私はそのとおりだと思うんです。今まで防衛庁には実質的に戦時編制しかなかったわけですね。防衛庁長官は先ほど質に答えるんだというようなお話をされておる。質に答えるんだということは、今日の実情をかまえて言えば、これは人が集まらないから何とか中身を濃くしようという言いわけ以上には私どもは感じられない。そのところは、これもまあそれ以上言つてもしようがないからそれぐらいで切り捨てておいて、問題はそういう発想ではない。根本的に平時編制と戦時編制の異なるところは、これは充足率というものどう見るかということが一つあるわけです。それと装備の問題がありま

ますと、ヨーロッパに配置をされておりまして、軍隊というものは一〇〇%の充員であり、一〇〇%の装備を持っております。それから第二線、第三線となるつれ、ペーセントは忘れましたけれども、七〇%とか五〇%というふうに、充員は減っております。しかしながら、ソ連の場合には装備は十分に持つておるということであります。それからNATOのほうにつきましては、これは時期によって若干違いますけれども、充員の度合いが本来は一〇〇%であるべきところ、当該の情勢によってなかなかそれが充足されていないという嘆きが何べんか報告されていたように思ます。

中小国の場合には、これは比較的この充足度が悪い。これはまあ日本でも同じでありますよう、軍隊といふものは一〇〇%の充員であり、一〇〇%の装備を持っております。それから第二線、第三線となるつれ、ペーセントは忘れましたけれども、七〇%とか五〇%というふうに、充員は減っております。しかしながら、ソ連の場合には装備は十分に持つておるということであります。それからNATOのほうにつきましては、これは時期によって若干違いますけれども、充員の度合いが本来は一〇〇%であるべきところ、当該の情勢によってなかなかそれが充足されていないという嘆きが何べんか報告されていたように思ます。

先に充足率の問題を言えば、人が集まらないから中身を濃くしようとという話ではなくて、本来これらは予備自衛官の問題なんかも議論しなければなりませんから、あとにしますけれども、現実の定員のことを先に言うなら、充足率をどうふうに見ていくのかといふところをもう少し根本的な観理として考えなければならないわけですね。これがどうするか。いまは予算がこれだけある、予算がこれだけあるんだけれども人がここまでしか来ないんだということではないんであって、充足率をどうするかのを本来この辺と見ておくといふことと必要になってくる。そこに根本的な違いが出てくる

お願いにもなるわざでござります。
くお願いいたします。

○上田哲君 いじましいところへ話を持つていい
たんでは……。

○国務大臣（江崎寅造君） ちょっとコマーシャル
のほうを……。

○上田哲君 コマーシャルが出てきては基本的な
防衛構想にならぬです。防衛構想を議論する有資
格ではないです。これはひとつもう少し古今東西の
のそうちした事例とかあり方ということの中では、
論的にものを考えたいだけたいんです。

スペシャリスト伺います。防衛局長に伺つ

国を補つておりまするものは徵兵制であります。そういうようなことがあります、ただこれらそこで、いま先ほど申し上げましたように、平時に編制がタブーであるということを申しておりますのは、日本では徵兵制を背景としない防衛力あるということになりますので、急には防衛力が集まらない。したたって常時持つていかなければならぬというのが従来の発想であります。

しかし、そういった発想は机上の議論としてまあもちろん成り立つわけですが、國際勢との関連で考えた場合に、そういう情勢にあ

かないか、これがまあ一つの判断の分かれるところであらうと思います。したがいまして、今後の当分の間の国際情勢をどう判断するか、それに応じていまの人員の充足、それから装備の充足をどう考えるかということが検討の対象であろう。

人員についてはまだいま長官も申されたことあります、装備については、これはたとえばソ連がとつておるような一〇〇%充足が必要であるのか、あるいは訓練プラス・アルファ程度のもので足りるのか。つまり、あまり装備を充足過ぎますと、装備の近代化に支障がある。これは防衛費が一定のワク内でありますと、装備のすべてを近代化するわけにいかないということになりますと、一〇〇%の装備を持っている、充員は八五%で一〇〇%の装備というのが従来の考え方からいけば望ましいわけだけれども、しかしそれがほんとうにいいことであろうかという問題は出ます。そうしますると、訓練なりその他部隊運用なんかの関係でどの程度を持てばよろしいのかといふのが、いま長官のお示しになつたような方向にあると、今後われわれとして検討しなければいけない。

もう一つ関連することではありますけれども、人と装備という観点から、まあ常時の編制と申しますか、そういうことを考へる以外に、部隊の単位も考へてみる必要がある。これは人と装備をかけたものが部隊にはなりますけれども、実はわれわれの觀念からしますると、部隊のほうが重要でありまして、その結果装備なりそれから人員なりがどう出てくるかという問題もあります。まあ完全に同じではありませんが、そういったような部隊、人員、それから装備、そういうようなものを総合的にやはりいま御議論のような方向で検討してみたいと思っております。

○上田哲君 部隊のことはあとで触れます。

そこで、長官にもう一つ伺つておきたいのだが、先ほど長官が標準政策という認識を持たれた考え方の中で、あなたの言われた教育訓練部隊ということがありますね。その教育訓練部隊の原理とし

て横たわるもののは平時編制だということでなければなりませんね。そういうことでその方向を進めしていくということになれば、平時編制というものの人員の構想ですね、考え方、これはやっぱり導き出されてこないと議論にならないわけです。部隊のことはあとでちょっと聞きますけれどもね。

まず、その点はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(久保卓也君) 人員については、私はこれはまだそれほど多くの人と議論したわけではありませんが、話し合っている事柄としましては、私どものほうで部隊を含めて陸海空の常時の問題ではない。充足率の問題ではなく、定員の問題として考へたのですか、部隊の規模はこういうものが望ましくなるというものを想定いたしますと、その場合の人員、たとえば三十万なら三十名といふものを定員として定めて、それ以上はもう何年たとすると国際情勢の急激な変化以外はふやさないといふ一種の自衛隊に課せられた憲法的制約のよ

うなものを置いて、その範囲内で自衛力の整備を

考へる。しかし毎年の定員はいま言いました数字ですから、実際の実員については、予算なりあるいは政令なりで定めていくということが、実はわかれから各種の技術関係の部隊、それから歩兵である普通科の部隊、そういったそれぞれの部隊の性格に応じて数字が違つてしまります。そこで、いま申し上げたように、いざというときに役に立つようその母体になるようなものとしてどうあるべきか、各種の部隊はどうあるべきか、そこから検討してまいり、総合して何十何%が適当であります。

○上田哲君 非常に重要な発言だと思います。三十五万という数字は今後根本的な原理の発想の転換をした場合の、つまり平時編制に切りかえていく場合の一つの尺度になるという方向へ向かってこれから検討が始まることだといふように考えていいですか。

○政府委員(久保卓也君) 三十五万と申しましたのは一つの例示でありまして、少ないという人もお

いが、防衛局長は三十万ということをおおよそ見当として平時編制への発想を考えようということですね。

○上田哲君 議論はちょっと別にして、伺つておきますが、その場合の部隊編成ですね、あわせて伺つておくのは、予備自衛官の問題が、これ、くつづけていかないと議論にならないと思いませんが、それを含めて、部隊編成の問題をどういうふうにお考えですか。

○政府委員(久保卓也君) いま三十万と申しました場合に、現在自衛官が二十六万から二十七万になりますが、これは純粹の自衛官で、予備自衛官はもちろん入っておりません。そこで、予備自衛官を含めてのことになりますと、これは外国のいわば緊急徵兵といいますか、そなうとする段階であります。たとえば今日の規模で、有事の場合に、現在の想定される部隊、つまりわれわれが整備目標と考へられる部隊が必ずしも十分の充員をしておりません。たとえば今日の規模で、ある部隊が百人なら百人の定員でありますとしても、有事になると百二十人要るというようなところに充當するということと、予備自衛官の場合には後方の治安保持の関係の要員に含められるというようなかつこうになります。

○上田哲君 三十五万ということになりますとね、陸上は十八万を動かさないということはすでに定している問題ですね。海と空にならざるを得なかつこうになります。

○上田哲君 三十五万といふことになりますとね、もう一步踏み込んで、海と空を重点にした場合のプロセスですね、編制、どうなつていくのか、できれば装備も含めて、大体のイメージをひとつ出してください。

○政府委員(久保卓也君) 実はそこまで関連させぬ。その定員は集まるか集まらないかまた別の話です。集まるところで定員を作成するなんどいふことは全く錯綜しているんですから、そういう

問題として考へるのではない、定員の問題としてですね。その定員は集まるか集まらないかまた別の話です。集まるところで定員を作成するなんどいふことは全く錯綜しているんですから、そういう

すしておきます。はずしておきますが、私見でい

ますか、そういう方向で検討するようになりますが、私自身はそんな程度がいいところかな

と思つております。

○上田哲君 議論はちょっと別にして、伺つてお

りますが、その場合の部隊編成ですね、あわせて

いますか、私自身はそんな程度がいいところかな

と思

いま局内でやつておる段階でありまして、具体的な部隊の規模、それに応じた人員というふうなところではまだできておりません。しかしながらそこには陸が十八万は動かせない、あと海、空にどの程度いくかということであろうと思います。

○上田哲君 かなりしかし検討のイメージが出てきましたから、それはそれで意見の何は別にして、そういう方向を含めて、ちょっとと予備自衛官の、前から言われている警備連隊ですね、四十一都道府県、これはその後どうなっているのですか。

ちよつと聞かして下さい。

○政府委員(久保車也君) 予備自衛官は実は三次防の場合にも十数個連隊程度——これは計画だけでありまして、現実に運用はいたされておりませんが、計画としては三次防計画の中ではあつたわけありますが、これは四次防原案の中では、約四十ありましたか、五万名ということで計画をしておりました。この点については、總員、四次防末で陸の予備自衛官の六万、海、空がそれぞれ約三千程度のものを計画しておりましたが、陸海空を含めましてこれは検討し直します。その場合に警備連隊という発想がなくなるかどうかについて、検討結果を待つてみないとわからぬわけではありませんが、私はなくすわけにはいかないのであります。といいますのは、警備連隊と申しますとすぐ治安出動的な分野のみをお考えいただくわけになりますが、必ずしもそうではありますんで、いま限定的な局地戦というような考え方をとつておりまするし、日本本土にかりに上陸してくる場合に、四方八方から大規模な侵略攻があるとは必ずしも考えない。特定の地域に限られてくる、大規模な侵略は。そうすると、他の地域については小規模な空襲による降下でありますとか、あるいは上陸でありますとか、そういうことを想定いたします。そういう場合のいわばコマンド作戦とも申しますけれども、そういうような小規模の外敵からの侵攻に備える、あわせ備えるといふと、それからその地域にありました師団がいざれ

かの戦闘地域に派遣された場合の後詰め部隊にするというような考え方でありますので、これはおそらくなくすわけにはいかないのではないか。しかし規模は、全体の関連もありますけれども、若干縮小せざるを得ないのではないかというふうに考えております。

○上田哲君 警備連隊についてはわかりました。

そういう警備連隊構想の検討を含めて三十万という一応のメルクマールを置いて、そこへ向かって部隊編成、装備の問題を含めてこれまでの長い戦時型編制の考え方から、世界の潮流に合わせながら平時編制の方向を志向していくという努力をいりますのである、長官、そういうことでいいわけですね。

○國務大臣(江崎寅造君) 戦時編制ということばがいまの日本の自衛隊に当てはまるかどうか、これはやはり議論の存するところだと思うのです。ただ、いつも定員の目一ぱいを充足する、それは一〇%や一二%の欠落はあっても、そういう形できたものを今後どういうふうに運営するかという点は重要であると思います。で、私はその戦時編制、平時編成ということは自衛隊にはなかつたのではないか。むしろ日本は何といつても海外派兵をしないということ、それからマンパワーの限界と申しますか、微兵制をとつてないというと一緒で、私ちよつと抵抗があるのです。しかしあなたのおっしゃる意味、上田議員のおっしゃる国際緊張緩和の方向等々にらみ合わせながら今後の編制というものを考えていく、これは当然あつていいことだというふうに思っております。

○上田哲君 大きい切りかえの時点であるということはお認めになつたので、けつこうです。
そこで、あまり深く踏み込んでいる時間もなんですか、少し先へ進みますけれども、外交のことなどございますが、根本的には外交がもちろん優先すべきことはこれはもう問題ないわけですが、それほどいふべきことはないかがですか。
○政府委員(吉野文六君) これはたいへんむづかしい問題であります。私は実はその問題について何ら考えたこともない、というのが率直な私のあらんなんでございますが、根本的には外交がもちろん優先すべきことはこれはもう問題ないわけですが、それほどいふべきことはないかがですか。

いて考えてみた場合に、軍事と外交のあり方といふのは、やっぱりそういう意味で検討する段階にあくまでもいわば自由世界の中の一環としての外交でしかないわけです。少なくとも当面、わが国はことばが熟しないのだけれども、軍事と外交なんということを言うのは、ことばを背中においた外交なんということを言うのは、少しこれは合わない言い方であるとは思いますよ。しかしたとえばさつき久保防衛局長も言われたように、ヨーロッパ諸国のあり方というのが、いまの日本の自衛隊に当てはまるかどうか、これが、つまり外交と別に軍事が走つていくということではないか。むしろ日本は何といつても海外派兵をしないということ、それからマンパワーの脈絡を持ちながら、明らかに和平外交といふものは軍事をコントロールしながら進んでいく。ほかのことばで言えば、防衛計画におけるフレキシビリティ——じゃないかと思うんです。そういう防衛計画上のフレキシビリティーというものを、たとえば五年間なら五年間という防衛力整備計画があつたところで、それは五年間の中で情勢の変化や政策の変化に応じて変わっていくということを外交の推移によつてなし得ると、こういうことが一つなければならないかねということになるかと思ひます。そういう点についての時期に来ているといふことはいかがですか。

○政府委員(吉野文六君) これはたいへんむづかしい問題であります。私は実はその問題について何ら考えたこともない、というのが率直な私のあらんなんでございますが、根本的には外交がもちろん優先すべきことはこれはもう問題ないわけですが、それほどいふべきことはないかがですか。
しかしこれは政治家の答えるべきことでしょうから、長官にそのことを一言伺つておきますけれども、やっぱり今日の日本の財政のあり方から、あるいは予算の編成の実情からいって、防衛力整備計画のみが全くすべてに優先して先取りするという形が事実存在をしておる。それはことばのニーズアスとして異論がおありだろうけれども、しかし別のことばを使えば、そういう点で他の財政費目とのフレキシビリティーを失つておるということは間違ひがないわけです。そういう意味で、それを欠いている最大の因子が外交努力によるの

だ。逆に言えば、外交によって、そうした防衛費なり防衛力増強計画などというもののフレキシビリティーが不斷に保有される、そういう方向をいまで以上に強く考えなければならないといふことは私は間違いないと思いますが、いかがですか。
○國務大臣(江崎真澄君) もともと自衛隊そのものは一つの戦争の抑止力ということもあり、にわかに不正の侵略というものに対応するものであるわけとして、このことはもとと世界に知らされなければならぬ。これはやはり外交手段をもつて日本の自衛隊の特質というものを徹底する必要がありますね。これが徹底しないといふと、何ら他国と変わらない軍隊ということことで認識されるし、軍国主義呼ばわりということにもなるうかと思います。そういう点で、むしろわれわれのほうが外交に期待するものが非常に多いわけです。
それからまた、外交の面から言えば、善隣友好、平和外交の推進ということがあくまでこれは政府自体の大目標であって、かりそめにも、さっき申し上げるように、軍事力が背景になつて外交展開をするとか、推進をするとか、外交推進があるとかいうことは、日本の場合、あってはならないと思ひます。したがつて、平和外交が推進されることによつて防衛費が少しでも減る形、これは私、望ましいことだと思っております。ただ誤解があるてはなりませんのは、現在の四次防段階の整備計画といふものは、まだまだ国力国情に応ずるところの必要最小限を満たされていない、これの充実段階である、これが私どもの主張であります。これは見解の分かれどころですが、したがつて、いまの平和外交の方針はもつともっと力を入れ、今まで以上にこれは徹底しなければなりませんが、のことと、現在の防衛府の四次防の五ヵ年計画といふものは、直接的には関係がないといふわけです。しかし将来においては、この程度でよからうということは、いずれ国民にも理解してもらひ、またわれわれもそれが具体的に説明できる日がくる、またそうしなければならぬといふうに考えております。

○上田哲君　砲艦外交の時代ではありませんけれども、しかし現実にそういうふうに受け取られることがある。そういうことは非難として受け取りたくないならば、やはり政府の姿勢そのものの中に、外交努力によって防衛力増強というようなものが不斷にフレキシビリティ——という点を保有するという政府の政治姿勢がなければならないということを私は強調しておきます。

第一点に戻りますけれども、この中立志向ということはだけでは、どうも政府の立場からものが言いにくいという御答弁もございますけれども、具体的に言いますと、その中立志向を、私はそのことばの矛盾ということは承知しながら、安保の中の中立志向ということを一生懸命提案しているわけですから、これは前向きに受け取ってもらわなければ議論にならないわけですが、さらに、したがってそれを抽象論にしないために、具体論にすれば、二つにしほって、極東の範囲ということをもう一べんしっかり検討し直すのだということと、それから基地問題をしっかり検討し直すのだと、ということ、この二つに限定できると思ってる。現在に佐藤総理が、六日の参議院の外務委員会でも、この問題はキッシンジャーなんかとも話し合ってみたいといふことを表明されているわけですね。佐藤さんはもう日ちがないのだから佐藤さんの言うことはあてにならぬという議論ではもう審議は全部無意味になりますから、こういう話に入らないようにしますよ。少なくともいま客観的に言つて、そういう問題を洗い直さなきゃならないところにきてるということはもう外部情勢がわれわれに迫つてきてると思うわけです。内在的な発意の問題ではない。そういうことからしますと、やっぱり中立志向ということばをとるならぬはあえて議論をいたしません。実質の問題と/or>です。実質の問題として、新しい構想の基底にあるものの具体的なテーマを、極東の範囲の洗い直しということと、基地問題の整理ということにどれくらい踏み込んでいくか、これが少なくとも最大の課題だということはしっかりと認めています。

○国務大臣（江崎真澄君）重要な点だと思います。当然そういうことを検討しようという姿勢であります。それから基地自体で言いますならば、これもしばしばここで申し上げておるようになります。官を長としまして、基地の洗い直しをする、これは米軍の基地、自衛隊の基地、そしてまた米軍が将来解除するであろうこの基地を自衛隊が利用すべきもの、またすべきからざるもの、開放していいのかどうなのか、そういうことはもうすでに事務的に進めておるわけでありまして、これは私の任期のいかんにかかわらず、もう現実の問題としてすばり出しております。具体的におそらく国会が終わったころにはこの内容等々についてももう整備されるというふうで、何か二日ほど前の参事官会議、私ども防衛庁の参事官会議でも具体的な議題として議論したそうでありまするが、これは大急ぎ検討をしてまいりたいと思います。極東の範囲、もとよりであります。

○上田哲君 そうしますと、長官のそういうお答えもありましたので、久保さん、ひとつ具体的な責任者として、新しい防衛構想をつくっていく中で、極東の範囲の確定、洗い直しということと、基地問題のそういう方向での整理ですね、この問題をぜひ構想構築の中に入れていただきたい、こう思つてます。それがさつき久保さんは、中立志向ということは政府サイドでは言いにくいけれども、しかし安保の中の日本の自主性の向上ということならばわかるのだと言われた。日本の自主防衛努力の向上なんというよりは軍事力の増強であるというほうが全くたいへん困るわけですけれども、しかし実際の行動というものが、少なくとも極東の範囲なり基地問題の整理について、日本側の専守防衛なら専守防衛、あるいは逆に言えばアメリカの戦略攻撃というものに入っていかないのだということの歯どめとして確定をされていかなければならぬということは明白だと思います。それも一つ新しい構想の中に大きな項目としてきちっとしていくだけということを御見解を賜わりたい

○政府委員(久保草也君) ただいま政治家江崎長官がお答えになつたよう思うのですけれども、基地問題については、私どもは関係がござります。日米安保をどういうふうに持つていくかということがありますので、これは防衛庁の中でも、いま申されましたように、委員会を設けて検討してまいるということではありますので、これはただし四次防でだけでなく、防衛政策全般との関連、あるいは日米安保の実施との関連で検討してまいり、これはそういうことはお約束できると思います。ただし極東の範囲の問題については、まさに外務省プロパーの問題でありますので、外務省にお譲りして、外務省から御相談があれば、われわれ軍事的な立場からまた御相談に応ずるということできたいと思います。

○上田哲君 そこに、だからさつき私が申し上げたすでに外交と防衛の問題に乖離があると言うのですけれども、また吉野さんもう一へん出番が回ってきた。極東の範囲といふものはどうしてもなきやいかぬのだということをこつちも言つていいわけです。総理もそういうふうに言つていいわけですから、キッシンジャーも言つてのことだし、いいですね。

○政府委員(吉野文六君) 基地の整理の問題につきましては、われわれも非常に同感でございますが、極東の範囲ということになりますと、おそらくいまいろいろ問題があるのは、ベトナム戦争との関係で、また再びこの問題が極東の周辺に起きた事件について、日本の基地がいかに使用されるべきかという問題で問題になつてゐるのだろうと思ひますが、これはあくまでも極東の周辺でございまして、そこで、極東の範囲自身を明確化するということは、これはまあ少なくとも過去においてはすでにそういう努力がなされたわけでございまます。問題は、これを拡大するというようなことがどちらかの方面にあるというならばともかくとしまして、これを縮小するというようなことになりますれば、これはまた御存じのとおりやはり日

本の防衛自身の問題及び安全の問題に關係してくるのだろうと思ひます。したがつて、今度のキッシンジャーとわが国首脳との会談の内容は、やはり根本的に、あくまでも極東情勢をどのようにアメリカ及びわが国が見ておるかということ、これらに対する米国の政策が今後どういうよう展開されていくかということにつきまして、根本的にまず意見の交換を行なうべきではないかとわれわれは考へております。

○上田哲君 局長に聞いてもしようがないかもしませんが、キャッチボールをされては私も迷惑なんだ。

國務大臣に伺います。総理がそうはつきりおっしゃつておることでありますので、極東の範囲をああいようなことではなくてはっきりひとつ、いまのままで少なくともどんなに百歩譲つても、専守防衛の範囲に入らないという懸念があるわけですから、そこをひとつ明確にしていただくような決意を……。

○國務大臣(江崎眞造君) 従来安保条約の審議の過程で、極東の範囲といふものはこれは明らかにされておることは御承知のとおりであります。たゞ、ベトナムが極東の周辺であるということから、今度いろいろ議論を呼んでおるわけですから、そういうことをひらくするめて、もつとわかりやすく国民になるほどと思えるような結論を出すべく努力すると、こういうことを私、総理も意味は言つていると思ひます。ですから私も全くそれは同意でして、先ほども申し上げますように、国民にわかりやすく、なるほどと思えるような説得力のある説明、これは大事だと思ひますので、努力してまいりたいと思ひます。

○上田哲君 それは明確化ということは縮小化しないわけですから、そのところをぜひ強調しておきますが、この項も結論に入るが、その三項ですね、私の提起した三項について、新しい構想というものに意気込みを持つならば、この三項を踏まえて検討してみようということでいいです。

○國務大臣(江崎眞造君) 一つの筋の通つた理論として、よく承つておきます。

○上田哲君 そうなりますと、そういう方向で言えば、いまある議論したことの一つの方向として、日米安保条約という軍事同盟を友好条約の方向に少なくとも改めてみるということがなければ、先ほど來言われている平時編制への努力であるとかその他のもの前向きの意欲というものが空虚になるわけです。長官いかがですか。友好条約の方向に、私は千歩も万歩も譲つて、これがいま持つてある安保条約の性格を全部変えろといふような、見解の相違であるという答えしか返つてこないような言い方はしませんから、少なくともこの軍事的性格ということをゼロにするとまで言えないにしても、友好条約の方向に変えていく努力というものはこの場合なくてはならぬのではないか。そうでなければ少なくとも世界の情勢の推移に応じていくことができないのでないかという観点から、これを一つ伺つて、この項は終わりたいと思います。明確に。

○國務大臣(江崎眞造君) 現在、日米安保条約の運用について、私、格別の変わった方針は持つておりません。現在のこの運用を続けていく、これはどうもそうお答えするより方法はないと思ひます。ただ、言えることは、第二条にも経済協力といふことが非常に強くうたわれております。したがつてその経済協力の面においても、いろいろ從来の行きがかりから言つておれば、アメリカとの間に疑惑も生ずるといつても、したがつてこれがまあ日本にあるアメリカの通信基地であるということであります。簡単に言つてこの五基地の性格、きわめて簡単でいい、言つてください。

○政府委員(久保卓也君) 五つの基地の中で稚内だけ私の特に所管でありますので先にやつて、残りを他の政府委員から補足説明をいたします。

稚内は、現在第五空軍の指揮下にあります第六九八六通信保安群がおります。で、ピーク時で、軍人が約六百人ぐらいおりまして、これは機能と保全、電子現象に関する研究などをやつておるわけであります。現在要員はほとんどおりませんで、六月末ぐらいに日本側に返還もしくは共同使用という形になる予定であります。

○政府委員(江崎眞造君) キャンプ千歳は御承知のないように米軍が通信施設として利用しておったわけできます。

○上田哲君 政府の立場では、言えない制約なり、考えていても明言できない面もあるだらうというぐらには考えておきますけれども、少なくとも外部状況の変化といふものは、そういうこれまでのようなたくな形でいけば、私どもの歓迎する方向であるかどうかは別にしても、日米安保と

いう軍事同盟は実質的にその内容を空虚にしていかざるを得ないだらう、日本がよりかかる実体ともならなくなるであろうということを申し上げなければならぬだらうと思います。そういう意味のことを見ると、私は解して受け取つておきます。現に防衛庁の中にも、そういう方向でなきやならぬという見解も相当あるわけで、私はそれに對しては衆議院段階の議論も踏まえて、立場は違うけれども、若干の共感を持ちながら踏み込んでみたいと思つたわけです。

ということのもう一つの側面は、そういう形の中でしつかりした歴史めぐめなり前向きの方向を見出していくかないと逆な問題が出てくるだらうといふことです。たとえばきょう報道もされておりますけれども、稚内の問題なんかが出てくるわけですね。千歳、稚内、三沢、上瀬谷、雁ノ巣と、これがまあ日本にあるアメリカの通信基地であるということであります。簡単に言つてこの五基地の性格、きわめて簡単でいい、言つてください。

○政府委員(久保卓也君) 五つの基地の中では、まだ三沢にその主力が移つております。しかしまあ施設としてはまだ残つておりますし、通信機能の一部は維持しておりますけれども、以前に比べますと非常に機能が縮小しておるといふふうに聞いております。

○上田哲君 稚内さん、稚内の部隊名をもう一ぺん言つてください。

○政府委員(久保卓也君) 第六九八六通信保安群、群は群れであります。

○上田哲君 この五つのアメリカの通信基地の中で、千歳と稚内の関係、連携ですか、これはどうなつてしますか。

○政府委員(久保卓也君) いま千歳は米軍がいるのですが、従来米軍が千歳でやつておられます。た業務は、ここにあります同じような無線中継、通信保全をやつております。それに対しまして稚内のはうは、レーダー電波によるところの、周辺を航行する航空機あるいは艦艇の運航を見ておるというような機能を持つております。その点

が進っております。

○上田哲君 私は、通信機能の問題ですね、とりわけ千歳と稚内の問題というのは非常に重要なことで、私自身も從来から興味を持ったわけですけれども、いま、はしたなくも出でまいりました稚内基地の機能が通信機能であると同時に偵察機能であるということは、また非常に大きな問題を含んでおると思うのです。偵察機能というのは具体的にどういうようやつておりますか。

○政府委員(久保卓也君) アンテナによりまして受信施設を持つておるわけですが、それによって、周辺から入ってきます電波、これを収集いたします。それを分析をして、どういう種類の艦艇、航空機が航行しているか、どういう運動をしているかというようなこと認識するわけであります。

○政府委員(久保卓也君) アンテナによりまして受信施設を持つておるわけですが、それによって、周辺から入ってきます電波、これを収集いたします。それを分析をして、どういう種類の艦艇、航空機が航行しているか、どういう運動をしているかというようなこと認識するわけであります。

○上田哲君 ここでEC 135、RC 136というものが飛んでいるわけでしょ。

○政府委員(久保卓也君) まあ米側の立場で考えますと、固定基地は固定基地なりの用途がありましょ。たとえば出力が非常に大きいといふような問題、それからEC機の場合には、これは比較的遠方まで飛んで行ける。小回りがきく。特に調べたいところを集中的に調べ得るといふような機動性を持っているといふようなことで、やはり米側の立場から言えば相互補完性があるといふように考えられます。

○上田哲君 その相互補完性というものは、戦術的な側面と戦略的な側面だというように考えていいですか。

○政府委員(久保卓也君) この辺になると戦略と戦術の区別がなかなかむずかしいと思うのですけれども、むしろECの場合に、戦術的と言つたほうが当たるのじやないかと思ひます。

○上田哲君 稚内の場合はそうですね。北辺にありますのですから、あまり注意を引かないといふことがありますから、御説明のように六百人も隊員がいるという施設ですね、非常に膨大

なものだということになります。一千千歳、稚内

がそれぞれの連携において探るべき情報というのを相手にしているのですか。

○政府委員(久保卓也君) 周辺の諸国で放送しております、これは通常のラジオ放送であります。そういうような放送、それから艦艇やら航空機が行動する場合には、やはり電波を出すわけでありまして、電波も時と所に応じましていろいろ変えているようであります。そういう動きといふようなもの、それから、それに応じて艦艇、航空機の動向がわかるといふことがあります。

○上田哲君 そこで、千歳というのが持つておる機能というのは、まあそういう意味で非常に広いといいますか、戦略的なものであつて、ただ、いまおっしゃるような範囲であれば、ECやRCは飛んでいる必要はないわけですね。これは単に通信機能でなくして非常に大きな偵察機能であるといふことにならなければならぬと思います。戦術的機能としての偵察機能、六百人かの隊員が存在をしている偵察機能といふのは、もっと具体的に言ふと何をしているのですか。

○政府委員(久保卓也君) これは米側がやっておつたわけでありまして、私どもも十分には把握いたしておりません。ただし偵察といふのは、いま言いました偵察ということばに当たるのは、電波を調べておる、電波現象を調べておるといふことであります。

〔委員長退席 理事町村金五君着席〕

それから、基地があればEC機は要らないではないかといふことありますけれども、固定基地との関係もありまして、区域が限定されます。したがつて、かりに重複する機能でありますても、これは他の区域をカバーし得る、EC機は他の区域をカバーし得るといふことでありますし、また固定基地と、それからEC機とのおのずからの性格の相違もあるうだと思います。ただ、このEC

ことは米側が具体的にわれわれに教えてくれていません。

○上田哲君 自衛隊としてはこの基地がほしいの程度はわかれの知識であります。

○上田哲君 千歳はトン・ツー通信その他でもつて聞いておる、それから稚内は、これだけ膨大な隊員を持つて、相手ははつきり権太なりソビエト領に対する偵察機能、情報収集機能というものを行なつて、果たしていとることは、これまぎれもないことだと思いますよ。——

ことは間違いないですね。

○政府委員(久保卓也君) こちらは受信施設を持つておるわけでありますから、いろんなところから電波が入つてくるということで、それがどこものであるか、これはやはり分析をおそらくアメリカはしているだうと思います。

○上田哲君 これは明らかにECなりRCなりの飛行機の性能からして、海上のソビエト船その他に対する非常に超低空の偵察行動が行なわれている限りでも、この超低空の偵察行為といふものが非常に危険であるといふことを知っています。聞い

紋が起きているといふことを知っています。聞いていませんか。

○政府委員(久保卓也君)

これは、相手の実態がよくわからないといふことが不安の原因になります。それは、SALTであります。SALTでは、あるいは六〇年代に結ばれた成層圏における核実験の問題であつて、常に偵察衛星でもつて調べられるといふことで、相手の実態がわかつることによってわがほうも安心し得る、それに応じてまた相互の平和的な環境がつくり得るといふことになるわけでありまして、不運な事件が日本海に再々来る、飛行機もよく来るといふことも御承知のとおりであります。いい悪いの問題はありますけれども、やはり国際環境といふものはそういうふうに置かれているといふふうに私思ひます。そして、具体的な問題として提示されたことは私どもは承知いたしております

ん、米側の問題ではありますけれども。

○上田哲君 自衛隊としてはこの基地がほしいのですが、ELINT関係と申しますか、電子関係のことは米側が具体的にわれわれに教えてくれていませんので、大体いま申し上げた

程度はわかれの知識であります。

○政府委員(久保卓也君) 予算が成立されておりませんので、これを引き継ぐわけにはいまのところできませんけれども、このうちの部分的な機能は持つことが望しいといふうに考えておりま

す。そこで、四次防の中でこれを持つことが適当であるかどうか、検討してみたいと思っております。

○上田哲君 何でほしいのですか。

○政府委員(久保卓也君) わが国の自衛力はウサギでありますから、耳はなるべく高くしたうがよろしい。キリンも同じであります。そういうようなものの一環をなすのではなかろうかといふふうに思います。

○上田哲君 できれば防衛廳側は経費その他の面

あるいは隊員の問題から言つてもこれは引き受けたくない、引き受けることができないと、そういう意向を持っていたんだけれども、アメリカ側の強い要請によって引き受けることになったんだと、こういう事例はありませんか。

○政府委員(久保卓也君) 実態は、われわれのほうでは引き受けるとしましても米年予算であります。そして、その前提としまして、四次防である、そういうたものがきまつてない段階においては何らの意見は言えないといふので終始まいつております。そして、またわれわれが引き受けたといたしましても、先ほど米軍は二ヶ月六百人ぐらいであります。

○政府委員(久保卓也君) 実態は、われわれのほうでは引き受けるとしましても米年予算であります。そして、その前提としまして、四次防である、そういうたものがきまつてない段階においては何らの意見は言えないといふので終始まいつております。そして、またわれわれが引き受けたといたしましても、先ほど米軍は二ヶ月六百人ぐらいであります。

○上田哲君 引き受けた場合の経費、人員はどれくらいと見ておりますか。

○政府委員(久保卓也君) 経費についてはまだ算

定をいたしておりません。人員についてははせいぜい百人あまりぐらいではなかろうか、これはまだ具体的に算定いたしておりませんが、感じとしては大体そんな程度であります。

○上田哲君 植察行動はどうなんですか。
○政府委員(久保卓也君) これはやはり米側の器材について十分の説明を受け、内容についての検討を行なって、どの分野を引き受けけるがよろしいか、そういうことは今後の問題であろうと思いま

す。
○上田哲君 植察行動をやらないと言いい切れますか。

○政府委員(久保卓也君) 植察ということばがいかどうか、いずれにせよ、情報収集の有力な一つの手段でありますので、これはそれをやりたいというふうに思います。

○上田哲君 そこで明らかにならてきたわけですよ。たいへんおかしいことは、このアメリカの六百人、アメリカのふんだんな器材、施設などものをそのとおり受け取れるかどうかは別問題としても、少ない金や人員で、いわんや引き受けたって来年度にならなければどうにもならない。国会が承認をするかしないかもまあ形式的にはまだわからぬというものを、先取りをしてしまった。そういうところに問題があるんですよ。なぜそれをそんなに急いでやらなければならないか、何を期待しているのかということがもう少し言えませんか。

○政府委員(久保卓也君) これは事実問題といったしまして米側では予算がつかなくなつて、六月末には日本側が引き取らうと引き取るまいと撤退をするということのようありました。そこで、六月末に一応この使用用途がきまつておりますけれども、おそらく大蔵省のはうだと思いますけれども、大蔵省のはうへ返還をすると、しかし部分的には

米側としてはまだ使いたいということで共同使用の申し込みがあるということだと思います。

○上田哲君 それは手続でありまして、そこが二^(b)になっているというところに非常に大きな問題があるんです。アメリカ側はどうしても持ち切れないというのは、ニクソン・ドクトリンの経費の経過がどうであつたかはわれわれは手を入れて探ることはできないにしても、こういう形で押しつけてきた形、引き受けなければならない形が出てきているということは、これは明らかにトータル・フォース・コンセプトの参加分担の要請に違いないわけです。そういう経費をどんなようないいわけです。そこまで否定するにしても、ここで日本自衛隊が引き受けける機能は何かといえば、明らかにソビエト向けの最も大きい日本の通信基地をそのとおり、日本自衛隊が自分のできる適用のぎりぎりではあるけれども引き受けようとしているところにあるんですね。これは明らかに長い耳という範囲を逸脱しているということになりますか。

○政府委員(久保卓也君) あくまでも日本の防衛にとって、また日本の、あるいは国際関係の平和維持にとって私どもとしては重要だというふうに考えます。そういうことで、ここにあります機能が十分にはわかつておりますにせよ、過大なものもあるというふうには私どもも考えております。

○上田哲君 じや質問を変えます。
○政府委員(久保卓也君) アメリカ軍が椎内——まあ千歳も含みますけれども、椎内で果たして、いた機能と違つたことをやるのではありませんか。

○政府委員(久保卓也君) 日本側ですか。

○上田哲君 日本側は米側がやっておつたものの部分的なもの、どの範囲がよろしいかは今後検討したいと思いますけれども、米側のやついたもののうちの一部、これは先ほど人員の面でもおわかりだと思いますけれども、そういうものと御認識いただきたいと思います。

○上田哲君 アメリカと日本が持つてゐる力の相違からいまして、たとえば小笠原なら小笠原へ行つたって、アメリカのロラン基地と日本の基地

というものは全然雲泥の差がありますよ。六百対百

六百人というのはたいへんな基地ですよ、通信偵

察基地としては、これをとにかく二^(b)という形

で、ときどきは日本の持つてゐる情報というものが何と言つたって六百人いたわけです。椎内の

六百人というのは引き受けられるわけです。肩がわりするわけです。

○政府委員(久保卓也君) あくまでもソビエト

防攻撃を含むのかどうか、こういう問題が押し詰めていけば出てくるわけです。明らかにソビエト

戦の危険を感じる、ある種の警告を発しなければならないような問題もちらほら仄聞をする、こう

いう状況になるほどEC、RCが飛んでいます、たとえばこのRCは横田の五五六植察隊にあつたも

のを一月三十一日で縮小を発表しておりますね、これは別の話です。いまここで椎内基地の持つてゐた、大別するならば通信機能ということと航空機の持つてた戦略戦術通信偵察機能、情報収集機能といふものは引き受けたわけですね。

○政府委員(久保卓也君) 椎内でやつております無線中継などは、これはおそらくやる必要はないでありますから、それから通信保全、これは自衛隊関係で必要であれば——必要な分野があるかどうかわかりませんが、この点は検討の対象になりますから、それから電子現象に関する研究、これはある範囲内においてはやつてしまいたい、これが別個の問題としてお考えいただきたいと思います。

○上田哲君 飛行機。
○政府委員(久保卓也君) この航空機、艦艇は、先ほどから申しますように、電波現象をこちらが研究をするということで、電波現象といふのは、艦艇や航空機が出すものということでありますから、艦艇、航空機はその中にあります。

○上田哲君 そんなことを言つてもらつては困ります。私はむしろまさに航空機偵察のことと言つてはいるんですけども、ぎりぎり船のところまで超低空でやつてくる。この飛行機の機能からいつでもそうですけれども、そういうものが来るというので、たいへんな国際不安といふのはどのものをかもし出している現象があるんです。これは御存じないだけの話じゃないですか。お調べになつてみればすぐ出でますよ。そういうトラブルが現実に存在しているような状況が出ているものを引き受けたわけです。肩がわりするわけです。

だから、この肩がわりといふのは、現にアメリカ

側が何と言つたって六百人いたわけです。椎内の

六百人というのはたいへんな基地ですよ、通信偵

察基地としては、これをとにかく二^(b)といふ形

で、ときどきは日本の持つてゐる情報といふものが何と言つたって六百人いたわけです。椎内の

六百人というのは引き受けられるんだといふ形、これはもう全く密着

した形での肩がわりだといふこと以外にはない

じやありませんか。

政府の立場としては、なかなか言い切れないものがある。しかし、ちょっとした、了解させることのできないような事情で来てもらっては困る、これは言い得ると思います。それからまた、相手側も十分知つておると思います。この間うち台風で避難してくるんだというようなこともありました

が、あれはうわざで済んだようでもあります。それからまた、相手側にその点ではよかつたというふうに考えておられます。こういう問題については、むしろ私どもよりも外務省側で積極的に話し合ひをしてもらうということではなかろうかと思つております。

○上田哲君 はつきり台風の避難ということならこれからも来ることを許容するんですか。そこをはつきりしてください、イエスかノーで。

○國務大臣(江崎眞澄君) イエスかノーカとおっしゃられるが、完全ノーとは言い切れないものがこれからも来ることを許容するんですか。そこを供しておるということ、それから友好関係にあるということ、戦闘作戦行動で来るというのならばそれは絶対困る、ノーということがはつきり言えます。他の人道上の問題を含んで来るということはこれを拒否するということは、これはひとつ友好関係にあるといふ前提で、御了解を願いたいわけです。まあ、立場の相違はあります。どうも歴史的よくそれでもノーだと私は、政府のやはり關係としては言い切れぬものがござります。

○上田哲君 それはイエスであるということをはつきり言われたわけですね、そうですね。

○國務大臣(江崎眞澄君) 人道上の問題を含む場合。

○上田哲君 イエスなんですね。

○國務大臣(江崎眞澄君) そうです。

○上田哲君 そうしますと、それはもうわれわれの見解、われわれの考え方とは全く相反するわけですが、そういう場合を好ましいとお考えになりますが、そういうことがあつたことがあります。しかし、そういうことはないと思っております。しかし、そういうことは

アメリカ側もよくわかっているわけですから、よく多くの場合でない限りは、具体的に避難をすることがあります。こういう問題になつては、とか不時着をするとか、そういうことはなかろうといふように思つております。

○上田哲君 これが最後ですけれども、B52がどういう理由であれ沖縄に来ないよう、日本国内の基地に来ないようなどいふことを日本政府としてアメリカ政府にはつきり言つることはできないものですか。

○國務大臣(江崎眞澄君) これは現在の状況としてはむずかしい問題だと考えております。

○上田哲君 最大の怒りと不信を表明をしておきます。

最後の問題に入ります。先般私が問題にしました熊本の清水小学校の件です。この前申し上げたように、ここにテープがあります。これがそのときの全部のテープであります。

〔理事事務官金五君退席、委員長着席〕
これは委員長のお許しを得て、時間があるならここでかけてもいいですし、長官はあれは日曜日のことだったからと、どうよなことを言わされたけれども、三月二十三日の木曜日と——木曜日でしたかね、つまりウイークデーと、それから四月の二日の日曜日と二回にわたってこういうことが起つて、三月二十三日の、いまだ、つまづきたいと思います。

○上田哲君 長官はそれは望ましくないことだと

○國務大臣(江崎眞澄君) まあちょっと一べん事情をお聞きください。

○上田哲君 長官はそれは望ましくないことだと

○國務大臣(江崎眞澄君) 私のほうで調査をかかれていたしましたけれども、やはり部隊の本来の任務行動ではございませんし、また部隊を通しての調査でございますので、その点を先生に御満足いただくような調査結果は出ておりませんが、当日と申しますか、三月二十三日に出席しましたのは、自衛官が三十九名、これは代休として三十二名、

○上田哲君 そうしますが、そのうち自衛官六十一名、家族十四名の合計七十五名、おそらく大体どちらもPTAとしての総会では百三、四十名ぐらい出ておったようですが、しかも近所の御婦人方の話では、あしたは自衛隊は全部このPTAに詰めかけると、こういうふうに主人が言われているのでみんな行きますと、こういうことがたくさん聞かれているわけですが、明らかに自衛隊の命令であつたかどうかは別として、こういう形でPTA総会に押しかける、そして、これはまさにテープを聞いてもらつてもいいんですけど、弁士と称するべきでしょ

うが、何人かの人と、そしてそのたびごとにあら

のような拍手をする人たちとに分かれて、これがP.T.A.の規約を一方的に葬り去つた今日までそのことは、これは自衛官の任務外の、いわゆる私事にわたるわけであります。しかしそれが好ましくないというのであるならば、これはやはり自衛官らしからざる行動ということになります。これがそのままにいつまでも、それがほんとうに自衛官であるかどうかということになりませんと、せびろでよくわからなかつたということになります。

○國務大臣(江崎眞澄君) まあ自衛官が父兄がどこの関係上、実際PTAで会いましても、それがほんとうに自衛官であるかどうかということになりませんと、せびろでよくわからなかつたといふことになります。

○上田哲君 長官はそれは望ましくないことだと

○國務大臣(江崎眞澄君) 私のほうで調査をかかれていたしましたけれども、やはり部隊の本来の任務行動ではございませんし、また部隊を通しての調査でございますので、その点を先生に御満足いただくような調査結果は出ておりませんが、当日と申しますか、三月二十三日に出席しましたのは、自衛官が三十九名、これは代休として三十二名、

○上田哲君 そうしますが、そのうち自衛官六十一名、家族十四名の合計七十五名、おそらく大体どちらもPTAとしての総会では百三、四十名ぐらい出ておつたようですが、しかも近所の御婦人方の話では、あしたは自衛隊は全部このPTAに詰めかけると、こういうふうに主人が言われているのでみんな行きますと、こういうことがたくさん聞かれているわけですが、明らかに自衛隊の命令であつたかどうかは別として、こういう形でPTA総会に押しかける、そして、これはまさにテープを聞いてもらつてもいいんですけど、弁士と称するべきでしょ

うが、何人かの人と、そしてそのたびごとにあら

が減つて自衛官の数がふえております。もちろん先生御指摘の、部隊から出席を特に命令したといふことはないということになつております。ただ、PTAの関係で父兄のある者が、自衛官のある者

のような拍手をする人たちとに分かれて、これがP.T.A.の規約を一方的に葬り去つた今日までそのことは、これは自衛官の任務外の、いわゆる私事にわたるわけであります。こういう状況になつては十分わかつておりません。それからまた部隊として、北熊本は実員として約五千人おりまして、五千人おりますが、これらの部隊のものは必ずしも同じような職種ではございませんで、普通科連隊をはじめとして戦車大隊、特科連隊、それから施設大隊、通信大隊、業務隊というふうに、約千人前後の数で分かれています。それらのものには相互に知り合つていないということになります。

○國務大臣(江崎眞澄君) まあ自衛官が父兄として学校のPTAに参加をして会議を行なうということは、これは自衛官の任務外の、いわゆる私事にわたるわけであります。しかしそれが好ましくないというのであるならば、これはやはり自衛官らしからざる行動ということになります。これがほんとうに自衛官であるかどうかということになります。

○上田哲君 最大の怒りと不信を表明をしておきます。

○國務大臣(江崎眞澄君) これは現在の状況としてはむずかしい問題だと考えております。

○上田哲君 最大の怒りと不信を表明をしておきます。

最後の問題に入ります。先般私が問題にしました熊本の清水小学校の件です。この前申し上げたように、ここにテープがあります。これがそのときの全部のテープであります。

〔理事事務官金五君退席、委員長着席〕
これは委員長のお許しを得て、時間があるならここでかけてもいいですし、長官はあれは日曜日のことだったからと、どうよなことを言わされたけれども、三月二十三日の木曜日と——木曜日でしたかね、つまりウイークデーと、それから四月の二日の日曜日と二回にわたってこういうことが起つて、三月二十三日の、いまだ、つまづきたいと思います。

○上田哲君 長官はそれは望ましくないことだと

○國務大臣(江崎眞澄君) まあちょっと一べん事情をお聞きください。

○上田哲君 長官はそれは望ましくないことだと

○國務大臣(江崎眞澄君) 私のほうで調査をかかれていたしましたけれども、やはり部隊の本来の任務行動ではございませんし、また部隊を通しての調査でございますので、その点を先生に御満足いただくような調査結果は出ておりませんが、当日と申しますか、三月二十三日に出席しましたのは、自衛官が三十九名、これは代休として三十二名、

非常にいけないことだと思います。

問題にしたいのは、そこで何を葬ったのか。PTAの会長を選挙で選ぶということに反対をしてこれを葬ったのです。これは正しいことです。自衛隊員が全部一緒にそろってその規約改正に反対をして、選挙でない方法をとることが——選挙がいいことであるかどうかの問題ではない、規約を通してPTAの執行部というのですが、その方針をくつがえすということに目的が置かれていた。こういうことをするのが正しいでしょうか。これは、命令があるなしの問題でありましょうか。

○國務大臣(江崎眞澄君) 上田さんのだんだんの御質問でありまするが、まあPTAで自衛官が市民として行動をするという場合に、いわゆる人の子の親として、父兄として行動をするということに防衛庁がいろいろくちばしを差しはさむということは、むしろ私そのことは非常にむずかしいことだといふうに思います。まあ規約改正に関して賛否に分かれた、そして改正をしようという執行部側といいまするか、提案者側の改正案を否決したということは、私人事教育局長から報告を受けおるわけでありまするが、この内容、まあここにテープがあるわけでありまするが、あくまでも私は制服を着た良識のある市民であれといふ方針で自衛官教育をしておるわけでありますが、あくまでそれにもどるというような顕著な行動があればともかく、そうでなければ、これはひどつPTAのこととしてPTAの良識にまかせるということがあま世の中の常識的な判断のように思いますが、いかがございましょう。

○上田哲君 PTAの良識にまかせるといふなりいいですよ。また、おっしゃるように市民感覚に従つて行動したというな抜けつこうです。○國務大臣(江崎眞澄君) ええ。

○上田哲君 全然そではないですよ。一つの例をあげましょうか。当日ピラが配布された。このピラは、小・中・高校の教職員の数をもつとふや

す、憲法で認められたとおり義務教育をただす

る、だれもが入れるよう幼稚園、保育所の増設をすること、それから中学校、高等学校の予備校化、差別的なクラス編成をやめて、すべての子供の能力を伸ばす教育をすべきである、こういうことの書かれた紙が配られたのです。文部省来てますか。この趣旨は教育基本法なり文部省の指導方針に従つて間違つていますか、正しいですか。

○政府委員(奥田真丈君) ただいま初めて承りましたので、詳細は十分了知しておりませんが、いまだお読みくださいましたような事項につきましては別に異常はないと思います。

○上田哲君 文部省者が言うように、これこそが良識であつて、市民感覚でしよう。ところが自衛隊から出た人々は、ここに発言が一ぱい、私意訳してきましたから読んでもいいですが、これは一方的な見解である、一つの傾向を持った思想の発言である、こういうことはけしからぬということをたくさんの人が発言をしていますよ。古賀と名の入るとか、名前がたくさん書いてありますけれども、そういう人たちが、こういう内容は一方的な思想の偏向であると何でもきめつけています。それに対してあらしのような拍手をしているのです。これ市民感覚で良識ですか、長官。

○國務大臣(江崎眞澄君) どうも現場におつたわけでありませんからよくわかりませんが……。

○上田哲君 そんなことはいい。

○國務大臣(江崎眞澄君) そういうことになるとテープということになりますが、どうなんでしょう、またPTAの会長さんが多少何と言いましょうか。親として出席したものがどういう発言をするかと申しますけれども、隊内でやらなければ外でどうぼうをしても、破廉恥な行為とか、反民主的な行為をしたってそれは自由だということになりますか。

○上田哲君 そういうことを言つちや困るじゃないですか。極端な例を出しちゃ例が正しくないだろと思つますけれども、隊内でやらなければ外でどうぼうをしても、破廉恥な行為とか、反民主的な行為をしたってそれは自由だということになりますか。

○國務大臣(江崎眞澄君) 私は決してそういう極端なことを申し上げているのではなくて、やはり人の子の親として、自衛官もやはりPTAに出るときは親であろうと思うのです。ですから親という立場で判断をしてそのPTAに臨むそのとき、いろいろなしきさつもありましょうが、私はやはり自衛官といえども過去のいろいろなしきさつから多少感情的になることもあるのではないかということ、これも事実からそかわがりません、想像して申し上げたわけで、ですから、たまたまそこでお読み上げになった程度のことならば、あえて何も反対するほどのことではないように思います。しかし何かほかにも反対をしたり異議を唱えたりすることがあったのじゃないでしようかと、こういうふうに思つて、お尋ねをしておるわけです。

○上田哲君 それがあるならあなたのはうからもつと、十分な時間があつたのだから、資料を出ししなればいいのです。いま私が質問しているのです。そらさないできちと答えて下さい。明らかにここに書かれている紙きれの内容といふのは、日本の教育のあるべき姿を明らかにしていられるではありませんか。文部省が——どんなふうに言つくりこうとしたってこれで問題ないじやありませんか。認めているではありませんか。そうしたらその方向に従つてやることが人の子の親じやないですか。自衛隊の親は日本国憲法の方向でないところのことをやるのが良識なんですか。そんなばかなことはないでしよう。そのことをきちっとしほって答えて下さい。それは明らかに人の子の親なら当然考えるべきことではありませんか。

○國務大臣(江崎眞澄君) そのことに関する限りその場にい合わせたり、そうしてまたそこに横たわる何かいろいろな問題がわかりませんと、いいとか悪いとか言えません。また防衛庁長官が、父兄として親として発言したことについて、十分

がままありますね。ですからPTAという場面の話は、これはひとつPTA自体の良識と判断にまつということでありませんと、どうも防衛庁とし

ても、親として出席したものがどういう発言をするかという、その一々まで指団をしたり監督するということは事実上ちょっとむずかしいよう思つてます。

○上田哲君 そういうことを言つちや困るじゃないですか。極端な例を出しちゃ例が正しくないだろと思つますけれども、隊内でやらなければ外でどうぼうをしても、破廉恥な行為とか、反民主的な行為をしたってそれは自由だということになりますか。

○國務大臣(江崎眞澄君) それがあるならあなたのはうからもつと、十分な時間があつたのだから、資料を出ししなればいいのです。いま私が質問しているのです。そらさないできちと答えて下さい。明らかにここに書かれている紙きれの内容といふのは、日本の教育のあるべき姿を明らかにしていられるではありませんか。文部省が——どんなふうに言つくりこうとしたってこれで問題ないじやありませんか。認めているではありませんか。そうしたらその方向に従つてやることが人の子の親じやないですか。自衛隊の親は日本国憲法の方向でないところのことをやるのが良識なんですか。そんなばかなことはないでしよう。そのことをきちっとしほって答えて下さい。それは明らかに人の子の親なら当然考えるべきことではありませんか。

○國務大臣(江崎眞澄君) そのことに関する限りその場にい合わせたり、そうしてまたそこに横たわる何かいろいろな問題がわかりませんと、いいとか悪いとか言えません。また防衛庁長官が、父兄として親として発言したことについて、十分

いうことは問題のすりかえです。このことはどうなんですか、ほかのことは別ですよ。

○國務大臣(江崎眞澄君) そのことに関する限り、文部省の審議官も申しまするよう、私ども聞いておりましてことさらに異を唱えることはあります。ですからそういうことに何か特にけだなし異論を唱えるというからには、それまでによつてくる原因があるのでなかろうか、そうして感情的なものがあるのでなかろうか。よく世の中にあるトラブルというのはそういうことがもとになるのですね、それを私さつきから申し上げておるわけです。

○上田哲君 それがあるなら、調査の結果をだからお出しになつたらいいぢやないですか。そんな予断に基づいてのそういう言い方は許されませんよ。私は具体的に聞いているのです。そのこと自身をはつきり認めなければいいのです。はつきり出して下さい。それあるのなら出して下さい。明らかにここに書かれている紙きれの内容といふのは、日本の教育のあるべき姿を明らかにしていられるではありませんか。文部省が——どんなふうに言つくりこうとしたってこれで問題ないじやありませんか。認めているではありませんか。そうしたらその方向に従つてやることが人の子の親じやないですか。自衛隊の親は日本国憲法の方向でないところのことをやるのが良識なんですか。そんなばかなことはないでしよう。そのことをきちっとしほって答えて下さい。それは明らかに人の子の親なら当然考えるべきことではありませんか。

○國務大臣(江崎眞澄君) そのことに関する限りその場にい合わせたり、そうしてまたそこに横たわる何かいろいろな問題がわかりませんと、いいとか悪いとか言えません。また防衛庁長官が、父兄として親として発言したことについて、十分

の事情も知らず——いやそれは調査不行き届きとおっしゃればそのとおり不行き届きです。不行き届きでございますが、ただちにそれは遺憾であるとか悪いといふうには断定できないようと思ひます。ただいまお読み上げになつた点については異論を唱えるほどのことはあるまい、こう思います。

○上田哲君 異論を唱えるほどのことであるとかないとかの問題じゃないでしよう。異論を唱えてはならぬことでしよう、このことは。ほかのことがあるんならお出しになればいいんだ。そこは別にしましょう。話をすりかえないで下さい。ほかにいろんな事情があつたんだとおっしゃるならば、その議論はまたてもいい。このことに限ります。このことは憲法問題ですよ。教育基本法問題ですよ。このことに反対なさる大臣が佐藤内閣におられるならば、与党の力が強からうが野党的力が弱からうが問題なんですよ。憲法に照らしてこれは追及されなければならない責任を持ちますよ。だから、のこと自身にしぼって、反対するほどのことはないとは何ですか。反対すべきではないことはありませんか。はつきりしてください。

○上田哲君 そこで、何か執行部がおかしかったんじゃないのかという言い方は、調査をなすつていらっしゃるならこれはおっしゃつてもいい。これはデータをあげて言つていただければいいです。どういう名前であり、どういう職業であり、どういうことであり、それは議論の対象にもなるだろう、やつてもいいです。しかしね、長官、たとえばここで父兄会員から十三名、それから教職員から四名、顧問として校長か教頭、こういう形

でなされていいる民主的な運営といいうもののスタイルが、たとえば会長がどうだと、だれがどうだとかいうような、しかも調査を十分にしてない予断の中で、自衛隊を守らなきゃならぬという意識だけでやられるということは、私は許せないと思うんですよ。これは事実を持つていらっしゃって、どんな顔をしてるか、どんな背筋をしてるか、少なくともそんなことにはかかわりなくほんとうに実証できて、このPTAはけしからぬのだから、お話を聞くなら別だ。そうでなければ、問題をそっちにすりかかるということは私は許せないと思う。状況がその奥に何があったんだろうと言われるならば、感情のもつれとか何とかということはあるでしょう。そのことは申し上げてもいいですよ。根本的に何があったのかと言えば、これは言うまでもなく、さつき五千人ということはありますたけれども、この清水小学校の校区というのは、第八師団のまっすぐおひざ元ですよ。熊本城の第八師団のまっすぐおひざ元ですよ。

第八師団、精強を誇る第八師団のおひざ元で自衛隊の考えが通らないようなことで困るという不規則発言はあるんです。この中にあるんですよ。そんなものはそっちの調査には出でこないだろうから、聞きたりやこれで聞いてくれと言っているんです。そういうのが根底にある。もとと具体的に申しましょう。そしてこのPTAが子供たちを連れて自衛隊の大矢野原演習場で五年生のキャンプの実習を計画をしたんです。ところがPTAはまだ小学校五年生ぐらいの子供たちをそういうところへ連れて、教育するということが、社会教育上の見地から言って妥当かどうかという議論をした末、これをやめたんですよ。もしもつれがあるとすればこういうことが問題だったと思ふ。自衛隊に入る、自衛隊にキャンプをする、小学校五年生がキャンプをする。こういうことを自衛隊としては誘導されることが目的かもしれないけれども、PTAがこういうことはまだ小さな小学校の生徒五年生を連れていくにはふさわしくないと判断することもまた自由ではないか。これに

対して、第八師団のおひざ元だからというのではなく、いろいろなことがしからぬというようなことがない規則発言であれで出でてくるような状況の中で、出たこともないような自衛官が、それとわかる形で一列からずらつと並んで二回にわたって代休を取ったと言えば、全部免責されるはずはありませんよ。はつきりそういう発言をする。あるいは教育基本法に抵触しないはつきりした報告をされている紙きれをとらえて、これは偏向の思想であるというようなことを堂々と言い切るようなことを自衛隊は教育をしているんですか、自衛隊員に。こういう形というのは望ましいとお考えになりますか。大矢野原演習場というところへ小学校の五年生をキャンプに連れていかなければいけないのであります。はつきりしてください。

○國務大臣（江崎眞選君）まあ上田さんのお話を聞く限りにおいては、決していい態度ではないと、いうふうに思います。人事教育局長において十分の調べがついていないということは、これどうもわれわれのはうから議論の余地がない、おっしゃるとおりだと思います。しかしまあそういう話というのは、とかくいろいろなきさつかあってこちらいうことになるので、私上田さんのいつもの高次元のお話から言うと、これを何度も低次元だとどちらかということを決して申し上げるわけではありませんが、そうここでですな、參議院の内閣委員会でお互いが目くじら立てて、おしかりを受けたり、遺憾であるとか残念であるとかという話ではないんですね、今後極端な、自衛隊がP.T.A.といえども、集団的にあまり行動したりどうとかといふことは困ると思います。しかしですね、これはあくまで親としての立場でやることですから、それはなしでですね、今後極端な、自衛隊がP.T.A.ではないか。ですから、いまお話を承った範囲においては、私遺憾な点もすいぶんあるように承りますが、もつとこれは詳細に人事教育局長に、あの実情も調べさせますし、せっかくケーブルもお持ちで

ございまするので、これはお借りができるものならお借りして、私も時間を取って聞いてみたいと思いませんが、まあどうぞひとつこれはこのあたりでおさめていただけたらありがたいと思います。また自衛隊については、今後とも制服を着た市民として、良識をもつて動くようにならう教育は徹底してまいりたいと思います。

○上田哲君　はぐらかしてもらっちゃ困るですね。あなたは高次元の話が向かないと思うから低次元の話をしているだけであって、こう、うう話を、しかも委員会を二つも飛ばして十分時間を与えてですね、局長に何べんも話をしたのがそれじやないですか。それをそういう言い方ではぐらかされるのはたしいへん私は残念だと思う。自衛隊の中にやっぱりそういうふうな教養の浸透と言いましょうかね、市民としてのあり方の教育がやっぱりあるべきですよ。五千人を擁する第八師団なんといううのがそこにあつたら、日ごろ長官が言われるようには、市民との交流とくことの重要な課題として、そういう誤解をかりそめにも持たれないようになるのが、隊内と言わば隊外と言わば、防衛廳長官の任務ではないですか。長官、私が話しているんですよ。いまごろそんなところで打ち合わせないで、きょうはちゃんと質問通告してあるのだから、答えるべきことがあつたら、ちゃんとその前に打ち合わせをするべきじゃありませんか。こんなことにたくさん時間かけようとは思わない。思わないけれども、それはいけないですよ。

それじゃ、私は例をもう一つだけ出しておきます。こういう文書があるのです。

謹んで御采軒をお祝い申し上げます。

かねがね当地方連絡部に賜わりました種々の御高配に対し厚くお礼申し上げますとともに、今後とも隊員の募集につきまして倍旧の御支援・御協力のほど切にお願い申し上げます。

さつそくお祝いに参上致すべきところ取急ぎ書中をもつて御祝詞を申し上げますとともに、今後の御活躍と御健勝を心からお祈り申し上げ

ございまするので、これはお借りができるものならお借りして、私も時間を取って聞いてみたいと思いますが、まあどうぞひとつこれはこのあたりでおさめていただけたらありがたいと思います。また自衛隊については、今後とも制服を着た市民として、良識をもつて動くようという教育は徹底してまいりたいと思ひます。

ます。

昭和四十七年三月二十九日

自衛隊熊本地方連絡部長

藤本健市

と書いてあります。

これ、どこへ出したと思いませんか。中学校の校長ですよ。中学校の校長へ、三月二十九日という日は、この校長が校長として発令された日です。お祝いの手紙ですよ。人が校長になつたことにお祝いすることに私は問題があると思いませんよ。

しかしですね、自衛隊募集がいかに苦しいかといつて、高等学校へのいろいろな働きかけもありましたね。いまは中学まで行つてあるんですけど、はつきりここには「隊員の募集につきまして倍旧の御支援・御協力のはど」云々と書いてあるじゃありませんか。しかしこういうものを出しておられたために、少くともいる言われた、隊力をしていることがいけないということだけではありません。しかしこういうものを出しておられたことの中に、少くともいる言われた、隊員たちが、いかに苦しいかといつて、高等学校へのいろいろな働きかけもあります。いままで中学に向かつても隊員募集のためには、少くともいる言われた、隊力をしてしまつて、高大生の校長になつたことにお祝いすることに私は問題があると思いませんよ。

いつ、自衛隊員をどのように教育し、市民としての、

そういうことがらら外に出るじやありませんか。こういふ問題はやはり基本的に、自衛隊といふものが隊員をどのように教育し、市民としての、

いま制服を着た市民をおっしゃつたけれども、市民としてのあり方をどういうふうに考え、教育しているか。一步出たら関係ないといふことはありませんよ。中にあって、市民として外に通用する

にはどういうあり方でなければならぬかといふことの教育がやっぱり足りないといふことはあります。左

じやありませんか。これは私は、ここでやめてく

れとか、ぜひととまあまあどうだとか話をはぐらかさないで、自衛隊が、精強を誇る第八師団のおひざ元で、五千人の隊員といふのは絶対の影響力を地域に持つておられます。それがどうとばかりに、

それこそ力あふれるようなつわものがいっぱい集まつてきて、日ごろ鉄砲を持つておられる力でもつて

テーブルをたいて拍手をしてわいわいやられたらこわいでですよ。これは、それが市民たる良識だ

といふようなことがぬけぬけと通るといふような社会を私はこわいと思う。それに対するは十分に配慮するのだということのほうが、これはやつぱり、もあり得るならば、市民から自衛隊への理解とすることになるんじやありませんか。まあそ

れくらいのことは目こぼしをしておけ、目かどを立てて言うことはないじやないかといふような話にしてしまつては私はないと思うのですよ。

そこで、このところ胸にしめるようなことをしつかり言つていただきなければ、私あなたも現場へ行つておけばいい。一週間の時間があつて、抜

き打ちでやつておける話ではないのですから。それを十分にお調べになつて、胸に落ちる御説明をして、やはりこれは遺憾な部分があると、この遺憾

な部分というのは、今後たとえばあなた的好きなことばのように、自衛隊が市民に愛されるために

はこういうことのないようにしていかなければならぬのくらいの反省は、これはきちつと出して

いただきたい。そのことで私もこの話を打ち切りたいと思いますから、耳を傾けてあなたの御発言を聞きます。

○國務大臣(江崎眞澄君) 自衛隊が制服を着たりばな市民であることは大事なことだと思います。

やはり親としての良識にまつ、親としての良識とはまた制服を着た良識ある市民であるということ

を私どもはよく言うことであつて、個々々々の議題について私どもがとやこう口を出す場面ではな

いと思います。冒頭申し上げましたような趣旨で今後教育をしてまいります。

○上田哲君 六月の末に行なわれる総会でまたこの教育をしてまいります。

あなたのことばで言つては、そういう誤解を受けないように十分考へたいと思います。

それからいまのお読み上げになつた問題は、少

年自衛官に対する理解を校長さんが持つておられたかといふように想像されます。それからまた先

生個人として、教え子もたくさんあることですか

それから成長してそして自衛官として志望年齢、

普通の自衛官としての志望年齢に達したときだ、

あよと先に答えて……。

○上田哲君 要らない。質問者が要らないといふのに要らぬじやないです。

○國務大臣(江崎眞澄君) それでは私からお答え

いたします。

まあ どういう運営になりますかはこれは私は

申しあげたお祝いとともに地連部長としての手紙

というふうに理解されます。

○上田哲君 遺憾な点があつたということはお認

めになりますね。これはやはり自衛隊の隊員を含めて、体質の問題だと、市民性とどう融合できる

かできないかといふ基本的にかわる体質の問題た

と私は思うんです。それで、遺憾な点もあつたと

うような言い方では困る。それだったらしきなり

お調べになればいい。一週間の時間があつて、抜

き打ちでやつておける話ではないのですから。そこ

を十分にお調べになつて、胸に落ちる御説明をして、やはりこれは遺憾な部分があると、この遺憾

な部分というのは、今後たとえばあなたのが好きなことばのように、自衛隊が市民に愛されるために

はこういうことのないようにしていかなければならぬのくらいの反省は、これはきちつと出して

いただきたい。そのことで私もこの話を打ち切りたいと思いますから、耳を傾けてあなたの御発言を聞きます。

○國務大臣(江崎眞澄君) これははどうでしよう。

やはり親としての良識にまつ、親としての良識とはまた制服を着た良識ある市民であるということ

を私どもはよく言うことであつて、個々々々の議

題について私どもがとやこう口を出す場面ではな

いと思います。冒頭申し上げましたような趣旨で

今後教育をしてまいります。

○上田哲君 六月の末に行なわれる総会でまたこの

教育をしてまいります。

○國務大臣(江崎眞澄君) あとから私言いますか

のを聞かぬじやないです。

○國務大臣(江崎眞澄君) それでは私は私は

申し送ったお祝いとともに地連部長としての手紙

というふうに理解されます。

○上田哲君 遺憾な点があつたということはお認

めになりますね。これはやはり自衛隊の隊員を含めて、体質の問題だと、市民性とどう融合できる

かできないかといふ基本的にかわる体質の問題た

と私は思うんです。それで、遺憾な点もあつたと

うような言い方では困る。それだったらしきなり

お調べになればいい。一週間の時間があつて、抜

き打ちでやつておける話ではないのですから。そこ

を十分にお調べになつて、胸に落ちる御説明をして、やはりこれは遺憾な部分があると、この遺憾

な部分というのは、今後たとえばあなたのが好きなことばのように、自衛隊が市民に愛されるために

はこういうことのないようにしていかなければならぬのくらいの反省は、これはきちつと出して

いただきたい。そのことで私もこの話を打ち切りたいと思いますから、耳を傾けてあなたの御発言を聞きます。

○國務大臣(江崎眞澄君) これははどうでしよう。

やはり親としての良識にまつ、親としての良識とはまた制服を着た良識ある市民であるということ

を私どもはよく言うことであつて、個々々々の議

題について私どもがとやこう口を出す場面ではな

いと思います。冒頭申し上げましたような趣旨で

今後教育をしてまいります。

○上田哲君 六月の末に行なわれる総会でまたこの

教育をしてまいります。

○國務大臣(江崎眞澄君) あとから私言いますか

のを聞かぬじやないです。

○國務大臣(江崎眞澄君) それでは私は私は

申し送ったお祝いとともに地連部長としての手紙

というふうに理解されます。

○上田哲君 遺憾な点があつたということはお認

めになりますね。これはやはり自衛隊の隊員を含めて、体質の問題だと、市民性とどう融合できる

かできないかといふ基本的にかわる体質の問題た

と私は思うんです。それで、遺憾な点もあつたと

うような言い方では困る。それだったらしきなり

お調べになればいい。一週間の時間があつて、抜

き打ちでやつておける話ではないのですから。そこ

を十分にお調べになつて、胸に落ちる御説明をして、やはりこれは遺憾な部分があると、この遺憾

な部分というのは、今後たとえばあなたのが好きなことばのように、自衛隊が市民に愛されるために

はこういうことのないようにしていかなければならぬのくらいの反省は、これはきちつと出して

いただきたい。そのことで私もこの話を打ち切りたいと思いますから、耳を傾けてあなたの御発言を聞きます。

○國務大臣(江崎眞澄君) これははどうでしよう。

やはり親としての良識にまつ、親としての良識とはまた制服を着た良識ある市民であるということ

を私どもはよく言うことであつて、個々々々の議

題について私どもがとやこう口を出す場面ではな

いと思います。冒頭申し上げましたような趣旨で

今後教育をしてまいります。

○上田哲君 六月の末に行なわれる総会でまたこの

教育をしてまいります。

○國務大臣(江崎眞澄君) あとから私言いますか

のを聞かぬじやないです。

○國務大臣(江崎眞澄君) それでは私は私は

申し送ったお祝いとともに地連部長としての手紙

というふうに理解されます。

○上田哲君 遺憾な点があつたということはお認

めになりますね。これはやはり自衛隊の隊員を含めて、体質の問題だと、市民性とどう融合できる

かできないかといふ基本的にかわる体質の問題た

と私は思うんです。それで、遺憾な点もあつたと

うような言い方では困る。それだったらしきなり

お調べになればいい。一週間の時間があつて、抜

き打ちでやつておける話ではないのですから。そこ

を十分にお調べになつて、胸に落ちる御説明をして、やはりこれは遺憾な部分があると、この遺憾

な部分というのは、今後たとえばあなたのが好きなことばのように、自衛隊が市民に愛されるために

はこういうことのないようにしていかなければならぬのくらいの反省は、これはきちつと出して

いただきたい。そのことで私もこの話を打ち切りたいと思いますから、耳を傾けてあなたの御発言を聞きます。

○國務大臣(江崎眞澄君) これははどうでしよう。

やはり親としての良識にまつ、親としての良識とはまた制服を着た良識ある市民であるということ

を私どもはよく言うことであつて、個々々々の議

題について私どもがとやこう口を出す場面ではな

いと思います。冒頭申し上げましたような趣旨で

今後教育をしてまいります。

○上田哲君 六月の末に行なわれる総会でまたこの

教育をしてまいります。

○國務大臣(江崎眞澄君) あとから私言いますか

のを聞かぬじやないです。

○國務大臣(江崎眞澄君) それでは私は私は

申し送ったお祝いとともに地連部長としての手紙

というふうに理解されます。

○上田哲君 遺憾な点があつたということはお認

めになりますね。これはやはり自衛隊の隊員を含めて、体質の問題だと、市民性とどう融合できる

かできないかといふ基本的にかわる体質の問題た

と私は思うんです。それで、遺憾な点もあつたと

うような言い方では困る。それだったらしきなり

お調べになればいい。一週間の時間があつて、抜

き打ちでやつておける話ではないのですから。そこ

を十分にお調べになつて、胸に落ちる御説明をして、やはりこれは遺憾な部分があると、この遺憾

な部分というのは、今後たとえばあなたのが好きなことばのように、自衛隊が市民に愛されるために

はこういうことのないようにしていかなければならぬのくらいの反省は、これはきちつと出して

いただきたい。そのことで私もこの話を打ち切りたいと思いますから、耳を傾けてあなたの御発言を聞きます。

○國務大臣(江崎眞澄君) これははどうでしよう。

やはり親としての良識にまつ、親としての良識とはまた制服を着た良識ある市民であるということ

を私どもはよく言うことであつて、個々々々の議

題について私どもがとやこう口を出す場面ではな

いと思います。冒頭申し上げましたような趣旨で

今後教育をしてまいります。

○上田哲君 六月の末に行なわれる総会でまたこの

教育をしてまいります。

○國務大臣(江崎眞澄君) あとから私言いますか

のを聞かぬじやないです。

○國務大臣(江崎眞澄君) それでは私は私は

申し送ったお祝いとともに地連部長としての手紙

というふうに理解されます。

○上田哲君 遺憾な点があつたということはお認

めになりますね。これはやはり自衛隊の隊員を含めて、体質の問題だと、市民性とどう融合できる

かできないかといふ基本的にかわる体質の問題た

と私は思うんです。それで、遺憾な点もあつたと

うような言い方では困る。それだったらしきなり

お調べになればいい。一週間の時間があつて、抜

き打ちでやつておける話ではないのですから。そこ

を十分にお調べになつて、胸に落ちる御説明をして、やはりこれは遺憾な部分があると、この遺憾

な部分というのは、今後たとえばあなたのが好きなことばのように、自衛隊が市民に愛されるために

はこういうことのないようにしていかなければならぬのくらいの反省は、これはきちつと出して

いただきたい。そのことで私もこの話を打ち切りたいと思いますから、耳を傾けてあなたの御発言を聞きます。

○國務大臣(江崎眞澄君) これははどうでしよう。

やはり親としての良識にまつ、親としての良識とはまた制服を着た良識ある市民であるということ

を私どもはよく言うことであつて、個々々々の議

題について私どもがとやこう口を出す場面ではな

いと思います。冒頭申し上げましたような趣旨で

今後教育をしてまいります。

○上田哲君 六月の末に行なわれる総会でまたこの

教育をしてまいります。

○國務大臣(江崎眞澄君) あとから私言いますか

のを聞かぬじやないです。

○國務大臣(江崎眞澄君) それでは私は私は

申し送ったお祝いとともに地連部長としての手紙

というふうに理解されます。

○上田哲君 遺憾な点があつたということはお認

めになりますね。これはやはり自衛隊の隊員を含めて、体質の問題だと、市民性とどう融合できる

かできないかといふ基本的にかわる体質の問題た

と私は思うんです。それで、遺憾な点もあつたと

うような言い方では困る。それだったらしきなり

お調べになればいい。一週間の時間があつて、抜

き打ちでやつておける話ではないのですから。そこ

を十分にお調べになつて、胸に落ちる御説明をして、やはりこれは遺憾な部分があると、この遺憾

な部分というのは、今後たとえばあなたのが好きなことばのように、自衛隊が市民に愛されるために

はこういうことのないようにしていかなければならぬのくらいの反省は、これはきちつと出して

いただきたい。そのことで私もこの話を打ち切りたいと思いますから、耳を傾けてあなたの御発言を聞きます。

○國務大臣(江崎眞澄君) これははどうでしよう。

やはり親としての良識にまつ、親としての良識とはまた制服を着た良識ある市民であるということ

を私どもはよく言うことであつて、個々々々の議

題について私どもがとやこう口を出す場面ではな

いと思います。冒頭申し上げましたような趣旨で

今後教育をしてまいります。

○上田哲君 六月の末に行なわれる総会でまたこの

教育をしてまいります。

○國務大臣(江崎眞澄君) あとから私言いますか

のを聞かぬじやないです。

○國務大臣(江崎眞澄君) それでは私は私は

申し送ったお祝いとともに地連部長としての手紙

というふうに理解されます。

○上田哲君 遺憾な点があつたということはお認

めになりますね。これはやはり自衛隊の隊員

ふうに出ております。するとこの六十というの部隊編成上必要な数と、三十六というのは現在の段階において予算上それはやむを得ないのだという数なのか、その辺はいかがですか。

○政府委員(久保車也君) 定数の六十両はあくまでも師団として本来持つべき数ということで、目標の数字になります。そこで、それに対する基準を設けてつくったものは、全体の数量の中で当時においてはその師団にはこれだけを充當いたしました。そこが現実にはそりいした部隊によって余分に配分したり、あるいは学校のほうに回ったり、そういうふうなことで、現実にその師団に回されている数字それとも充足基準数のほうですか。

○政府委員(久保車也君) 定数を合計いたしますと約千両程度になりますから、基準の合計になります。そこが現実にその師団に回されている数字というのが一番最後の充足数になります。

○沢田実君 そうしますと、三次防の戦車七百二十両という一つの目標はこの定数の合計ですか、それとも充足基準数のほうですか。

○沢田実君 そうしますと、この三次防の計画と作戦上の数というのじゃなしに、そのときの予算に応じた数だと、こういうことですか。

○政府委員(久保車也君) その辺はなかなかむずかしいわけですが、定数の場合には、その数字でもって有事の場合に防衛に当たる数字になります。したがいまして、一つの師団で六十両の戦車がなければ十分の戦闘ができないということになります。ところが何次防何次防という場合の各種装備の数は、これはある種の、やはり一定の考え方に基づいてつくられてはおりますが、どうしてもこの整備計画が最終的にセットされる場合には、予算のワクその他で締めつけられてまいりますので、おおよその考え方方はあります、予算、経費、総体の経費のワクの中、それとほかの装備との関連でおのずからきまとてくる数字というこになります。

○政府委員(久保車也君) 定数で申し上げますと、おもなもので、たとえば小銃が七千八百丁、戦車が六十両、装甲車が二十両、機関銃が二百二十丁、以上のようなものであります。

○沢田実君 いまの御答弁は第四師団のですか。戦車が六十両、装甲車が二十両、機関銃が二百二十丁、以上のようなものであります。

○沢田実君 いまの御答弁は第四師団のですか。戦車が六十両、装甲車が二十両、機関銃が二百二十丁、以上のようなものであります。

○沢田実君 いまの御答弁は第四師団のですか。戦車が六十両、装甲車が二十両、機関銃が二百二十丁、以上のようなものであります。

○政府委員(久保車也君) 陸海空の編制の概念が少しうまくいっておりまして、陸上自衛隊の場合には各師団単位、あるいはその他の特殊の部隊単位に考えて、本来持つべき装備は幾らであろうかというものが出てまいります。それを合計いたしますと、定数の合計にいたしますと、定数の合計といふことで、たとえば戦車の千百両というのが出るわけですが、海の場合には艦艇が中心であります。そうしますと、どういう種類の艦艇をどの程度持つべきかということが出てまいります。そ

うすると、その艦艇の中には、たとえば五インチ砲、あるいは三インチ砲が何門あるべきものであるか、あるいは三インチ砲が何門あるべきものであるか、ということです。これは数が出てまいります。そこで要撃部隊が十であれば、十を単位にいたしまして、一つの単位で、たとえば二十五機とかある、あるいは十八機が基準になつて、それに予備機を若干つけて一個中隊の機数が出る。それ

○政府委員(久保車也君) 先ほど戦車約千両と申しましたが、千百両であります。それから装甲車が約六百六十両。いま代表的な例を申し上げました、具体的な数字はちょっと手元でなかなか出ませんので、別途御連絡申し上げたいと思います。○沢田実君 いま御答弁の戦車の千両、まあ第三次防で七百二十両ですから、定数として千両といふことは納得できますが、装甲車の場合にはいま六百六十とおっしゃる。ところが三次防は六百七十、四次防はまあ若干減るといったしましても、中曾根私案といいますか、一応あなたのほうから発表なされた数は八百五十になつています。そういうことになりますと、その辺がつじつまが合いませんが、どうですか。

○政府委員(久保車也君) いまの装甲車の場合には、新型のものを想定いたしまするとおかしいのあります。米側からもらつておりますハーフトラック型M3A1というのをやはり装甲車といふ名前のもとに整理をいたしております。したが

いまして、定数の上で六百六十両しか要らないのですけれども、以前に米側から相当量もらつておられます。これが三次防から四次防にかけて相当消耗してまいりますが、その消耗の過程で、まだもったものの数が多かつたということで、三次防の保有数のほうが定数よりふえているというのがあります。

○沢田実君 師団の場合、九千名編成の師団と七千名編成の師団があるよう聞いておりますが、これはどういう違いでそういう編成をしているのかといふことが一つ、それから第四師団は何名編成の師団ですか。

○政府委員(久保車也君) 相当部員がありましてもなかなか数字が出ないこまかい問題であります。が、そもそも七千と九千は本来、昔から申しますと三個連隊編成、つまり三、三編成と四を単位とする編成がどちらがよろしいかということがいわれておったわけであります。三、三編成が以前の観念、以前の概念であったのであります。ところが部隊運営上は三つの部隊のはかに予備部隊を一つ設ける。つまり四個の編成が近代的な軍としては望ましいのじゃないかという意見が相当以前に出されました。そこで九千師団は四個連隊といふことになつたわけであります。しかしながら全部の部隊を四個部隊、四個連隊にする必要があるかどうかということで検討されまして、主要な部隊については四個連隊にする。そうして七千の三個連隊の部隊も残すということにしたわけであります。片一方では一応十八万という制約がありました。どうかといふことで、これは數が出てまいります。そこで航空自衛隊の場合また違うまして、部隊単位になります。そこで要撃部隊が十であれば、十を単位にいたしまして、一つの単位で、たとえば二十五機とかある、あるいは十八機が基準になつて、それに予備機を若干つけて一個中隊の機数が出る。それ

数の師団の編成にしたのはどういうわけですか。
○政府委員(久保卓也君) 旧陸軍はこれも各種各様ありまして、一万数千から二万数千、通常二万五千名という師団がとられております。それから日本以外の各国では大部分が一万余名台、これが師団の普通の規模であります。当然日本の場合には七千と九千で非常に少くなっています。それからが、なぜかと申しますると、日本の地形に合わせて、つまり山脈で区切られている地形、一つの区域区域の単位をずっと持つていてみますと、大体十三から十五ぐらいの単位になります。その単位にそれぞれ一つの師団を張りつけてみると、一応十三師団、総体的に十八万ということがあります。計算がありますが、さらにもう一つ、これもまた大勢的な見方でありますけれども、日本は山岳地帯が多いのでありますから一つの盆地から一つの盆地に夜間に移動を完了し得る、これは人數と装備を含めてであります。相手方の航空機による攻撃をも避けながら、一つの盆地から他の盆地に一晩のうちに移動し得るということになりますと、ほぼ二千名ぐらいが適当であるという観点、したがいまして二千名というものが大体一つの連隊の規模になっているということになります。そういうものを三つないし四つ持つことによって七千師団あるいは九千師団といふものをつくったということです。さるに言うならば、七千、九千が最も適当であるかどうかはわかりませんが、少なくとも外國の師団よりも適当であるうと思いましては、日本の場合にはなるべく持久戦闘をする、つまり広い地域で相手方と決戦をいどむ、奉天会戦をいどむというような戦闘は日本の防衛上は好ましくない、なるべく相手に損害を多く与えながらこちらは生きのびていく、そしてできるだけの抵抗を長くする、そしてまたどのような分断攻撃にあってもできるだけ独立性を持つていくという観点からいきますと、できるだけ小部隊のほうがよろしい。ですから、たとえばインドシナ地域のどこでしたか、イギリス系統の国はたしか旅団編成、旅団単位、それから英國も旅

団単位であります。旅団単位というのも一つの発想だと思います。師団をつくらないで、一応旅団を中心にして考える。いざという場合にはその旅団を合わせて一つの軍なら軍に編成をしていくという考え方があります。したがって日本の場合には七千もしくは九千というのが、そういう観点からいければ多いという場合には、連隊を中心にして戦闘団と、いうものをつくります。日本の場合に。そして、その戦闘団が一つの独立をして戦うもの、師団よりもさらに小さなものとして独立して戦い得るもの、そういうような意味で戦闘団という考え方もあります。あれやこれやで大体七千師団あるいは九千師団が日本の地形、地勢上は適当ではなかろうかというのがかつての陸上幕僚監部での検討結果であります。

○沢田実君 いまの局長の御説明を聞きますと、ちょうど十三に区切れて、七千なり九千にするというとちょうどいいあんばいの十八万になるのだといふ最初から十八万が適当だというふうなお話をおしゃっていますが、これは長官、私は十八万というのをきめる段階で日本がアメリカに交渉した。アメリカは十個師団の二十三万ですか何かを主張したけれども、池田さんが十八万ということで話し合ってきたんだ、それが十八万ということなんで、特別根拠がないんだというふうに聞いておりますが、いま局長が答弁したのはあとからつけた理屈じゃないですか。

○国務大臣(江崎義謙君) 当初私ども三十五万の要求があったという話を聞いたこともございません。それが二十数万になり、それから十八万に落ちついたというわけでありまして、その十八万を日本地形に合うようにあんばいしたというが正直なところだと思います。

○政府委員(久保卓也君) ちょっとと付け加えます。私は第一次防衛力整備計画ができる前にその素案というものを十何次案までつくりましたときの担当者であります。その場合に、池田私案も当然その途中で出ましたけれども、われわれが制服の

連中と検討したときは大体十八万から三十二、三万のうちにおさまっておりました、これはいろいろな思想がありまして。であります。そうおから旅団を合せて一つの軍なら軍に編成をしていくといふう考え方があります。したがって日本の場合には七千もしくは九千というのが、そういう観点からいえば多いという場合には、連隊を中心にして戦闘団と一緒に一つの軍をつくります。日本の場合は、旅団よりもさらに小さなものとして独立して戦い得るもの、そういうような意味で戦闘団といふ考え方もあります。あれやこれやで大体七千師団あるいは九千師団が日本の地形、地勢上は適当ではなかろうかというのがかつての陸上幕僚監部での検討結果であります。

○沢田実君 この前いただいた資料では装備品の状況が書いてあるのですが、たとえば小銃、機関銃にしても弾薬はどれだけあるということではない。そういうものは御発表いただけますか。全国のがだめでしたら、第四師団管轄だけでもけつこうですから、第四師団なら第四師団は小銃はこれだけ、機関銃はこれだけ、迫撃砲弾はこれだけ常時保管してあるのだというような状況がわからましたら、発表してください。

○政府委員(久保卓也君) 弾薬の総量につきましては、三次防末で六万三千トン、これは從来からいつおるところであります。弾種別にどういふことなんで、特別根拠がないんだといふふうに聞いておりましたが、いま局長が答弁したのはあとからつけた理屈じゃないですか。

○国務大臣(江崎義謙君) 当初私ども三十五万の要求があったといふ話を聞いたこともあります。それが二十数万になり、それから十八万に落ちついたといふわけでありまして、その十八万を日本地形に合うようにあんばいしたといふふうに聞いておりますが、いま局長が答弁したのはあとからつけた理屈じゃないですか。

○沢田実君 今度、いまのそういう数字がすぐ出ておるところであります。弾種別にどういふことなんで、特別根拠がないんだといふふうに聞いておりましたが、いま局長が答弁したのはあとからつけた理屈じゃないですか。

○政府委員(久保卓也君) 今度、いまのそういう数字がすぐ出ておるところであります。弾種別にどういふことなんで、特別根拠がないんだといふふうに聞いておりましたが、いま局長が答弁したのはあとからつけた理屈じゃないですか。

○沢田実君 今度、いまのそういう数字がすぐ出ておるところであります。弾種別にどういふことなんで、特別根拠がないんだといふふうに聞いておりましたが、いま局長が答弁したのはあとからつけた理屈じゃないですか。

○政府委員(久保卓也君) たとえば小銃について見ますと、一人が百二十発を携行いたします。ところどころで、この百二十発、それから何と申しますか。装備定数でもいますか、個人が携帯をしているもの以外に、その部隊として基本的に装備

数が一分間で百発である、こういたしますると、その四百発というのが四分でなくなるわけあります。ところが現実にはそういった最大発射速度でたまを撃つものではないということでありまして、そこで持続的に発射をする速度、小銃の場合に持続的に長く、これは最大発射速度をしてしまえばおそらく小銃自身がだいぶ悪くなつて、継続的に使えないなるということもあります。長い間使えば、したがいまして、持続的に発射してやる場合の速度が一分間に十発であります。そうしますと、かりに四百発あるとすれば四十分钟左右で、かりに四百発あるとすれば四十分钟左右で、事実上は、たとえば国全体にどの程度の小銃もけつこうですから、第四師団なら第四師団は小銃はこれだけ、機関銃はこれだけ、迫撃砲弾はこれだけ常時保管してあるのだというような状況がわからましたら、発表してください。

○政府委員(久保卓也君) 弾薬の総量につきましては、三次防末で六万三千トン、これは從来からいつおるところであります。弾種別にどういふことなんで、特別根拠がないんだといふふうに聞いておりましたが、いま局長が答弁したのはあとからつけた理屈じゃないですか。

○国務大臣(江崎義謙君) 当初私ども三十五万の要求があったといふ話を聞いたこともあります。それが二十数万になり、それから十八万に落ちついたといふわけでありまして、その十八万を日本地形に合うようにあんばいしたといふふうに聞いておりましたが、いま局長が答弁したのはあとからつけた理屈じゃないですか。

○沢田実君 今度、いまのそういう数字がすぐ出ておるところであります。弾種別にどういふことなんで、特別根拠がないんだといふふうに聞いておりましたが、いま局長が答弁したのはあとからつけた理屈じゃないですか。

○政府委員(久保卓也君) たとえば小銃について見ますと、一人が百二十発を携行いたします。ところどころで、この百二十発、それから何と申しますか。装備定数でもいますか、個人が携帯をしているもの以外に、その部隊として基本的に装備

○政府委員(久保卓也君)　たまのはうは不十分な
のであります。相手方の上陸してくるであろう
師団数というのはまあ數個師団という感じであります。
あまり下のほうでもなりません中辺の數個
師団という感じであります。

○渋田寅君　数個師団が九州なら九州に来たと、そうするとこゝちは一萬にも足らないような師団で、しかも弾薬も少なくて、それで持つのですか。○政府委員（久保隼也君）　もちろん部隊運用の間

題につきましては、たとえば数個師団ばかりに上がつてまいりましても、十三個師団を振り向けるわけにはまいりません。そこで部隊運用上は、たとえば北に来た場合にはどうする、西に来た場合

にはどういう転用をする、これは当然われわれのほうの防衛計画の中でのいろいろな演練がなされております。しかしながら、事実上どの程度振り向けるかといえば、相手方の師団の大体一・五倍程

度というふうにお考えいただければ「こうか」と思います。たとえば三個師団上がつてきそうであれば四・五師団は少なくとも振り向けなければいけない。したがつてそれだけの事前に情報を

キヤツチをして国内における転用を考えていかなければいけない、そういうことであります。

○政府委員(久保草也君) 現在保有をしておりますか
す弾薬量は先ほども申し上げたように六万三千トントンばかり、これは実際の月間の所要に比べて相当

低い数字であるということを言えようかと思ふ。す。
○沢田寅君 一分間で持続発射が十発だ、だから四十分程度だというお話を承ったのですが、そんなに長い時間持つてこつらは

四・五師団なりが九州なら九州に結束してそこでやつた場合、四十分やそこらのたましかないわけですから、機関銃やなんかももつと少ないのであります。

〔委員長退席、理事町村金吾君着席〕

迫撃砲砲弾を聞きしてもおそれもつと少ない數だろうと思ひますし、戦車は先ほどおっしゃったとおりですから、そういうような状況で、もし日本に数個師団の上陸があつたとすれば、現在の自衛隊ではどうしようもない状較じやないかというふうに私は思ひます。もしそういうことがあれば——万一一ですね、あるいは現在の装備、訓練で全然だめじゃないのだ、あるいは何日間は持つんだと、いうような見通しであるのか。こんな小さな数字をここで御説明願つてあれする必要ありますので、専門的な立場で、何日ぐらいはだいじょうぶなんだ、その間に何とかしなくちゃいけないのだ、というようなことは、その辺はお考えだと思いますが、その辺のお考えはどうです。

○政府委員(久保卓也君)さつき小銃弾で四百発と申しましたが、これは部隊に与えられている数字でありますから、たとえば、弾薬庫といいますか、補給処で持つております弾薬庫にはまだ別途ある。したがって、戦闘行為が予想されれば平素から備蓄されている弾薬をそれぞれの部隊に増配をするといふことは当然でありますし、たまに繰り返して統的に補給しなければならないという問題があります。したがつて四百発だけでないことは少なくとも言えるわけであります、しかしそれにしても不十分である。そこで、六万トンであるということは、実際の所要に比べて、たとえは月間に必要なものに比べて相当低いレベルでしかないといふことは言えます。そこで、なぜそれではその程度で満足をするのかということになりますが、これは、この辺から議論の分かれるところでありますけれども、現在の自衛隊というものが有事即応の形でなければならないのか、あるいはごく近い将来にそういった外國からの侵略というもののふるに分かれるわけでありまして、たとえば有事即応ということで、あしたにもどつかの国が日本に攻めてくるかもしれないという場合には有事即応経費を使うことが適当であるかどうかというところに予想されないのであれば、やはり装備を使っての部隊の演練ということを中心にして一定のワクを設けて使うことが適当であるかどうかと、いうところに攻めてくるかも知れないという場合には有事即応

ばれるだけのものを準備しておかなければいけない。ところが弾薬というものは非常に高いものであります。それだけのものを整備するといふことになりますと、他の訓練あるいは装備の整備などに非常に大きな支障を与える。片一方で、たまたまというのがおのずから、まあ火器が、装備が既式化するという「ことになりますので、かりに有事即応の形で弾薬を相当量、というよりも必要な準備しておりますすると、ある時期において、装備が変わりますするとそのたまが不要になってしまいます。あるいは、たまは十数年すれば内部の火薬との他があふぐあいになつてくるというようなことで、不経済な持ち方でもあるということでもありますので、結局、現在の日本の置かれてる情勢がどうであるか、日本に対する脅威の判断がどうであるか、それからまた、同じくたまを持つにしてもその経済的な持ち方はどうであるかということを判断してみますと、大体今日の情勢であればまあ七万トン程度を持ってほしいんじゃないか、陸上自衛隊の場合ですね。そして有事の場合に近くなつてくれば緊急に生産をしていく。あるいは、同種類の火器であれば外国からその弾薬を輸入をするということによってまかなっていくというのが実は四次防の原案当時の考え方であります。その点については、基本的には今後の防衛力整備計画においても弾薬については変わらないのではないか。やはりそこに、有事即応にするかしないかで議論が分かれてくるところであります。

自衛隊のような形にして、そして日本の海軍、空等はこれは守らなくちゃなりませんけれども、争がない方向での外交あるいは政府の姿勢といふもの最も大事にして、その軍隊を再び力のある軍隊をつくることはしないほうがいいんじやなからうか。それをやるにはたいへんなことだといふことをこの装備の実情から感ずるので、そういう装備をしてここで議論しているよりも、そうでない方向に切りかえたほうが一番いいんじゃないか、こういう立場で——立場が違うといえばそれまでのことですが、わが党的考へてゐるような国でもう少しお聞きをしたいわけですが、時間の關係もありますから陸上のこととはそのぐらいたしまして、実際に法案に関係のあります海上自衛隊のほうについてお聞きをしたいのですが、いわゆる海軍自衛隊というのは何をやることが任務であるのか、その辺をひとつ御説明いただきたいと思います。

いないよう思つたのですが、乏しい私のいろいろな聞いた範囲から申し上げることですから、そういうふうに防衛廳として見解を統一しているのだけごろからそういう解釈になつたのですか。

○政府委員(久保卓也君) 国の安全を確保するということの中には、國、國民が生活をできるといふことでなければならないであります。國民が生活できるということであれば、國土に外国人から持つてくる物資というものが少なくとも必要程度は確保されねばならない。そうでなければ國民はひばしになつてしまふことがありますので、國の安全を確保するということの中には、國に持つてくる、あるいは國が生存するために必要な海上交通の保護ということは当然含まれるべきであるということは、自衛隊当初からの考え方であります。

○沢田実君 日本の國土に外國の軍隊が上陸する

というような場合にはこれを防ぎ、上陸した場合には後方基地を遮断するというようなことがいわゆる海上において行動するということじゃないですか。あなたのおっしゃるような解釈に当初からなつてているのですか。

○政府委員(久保卓也君) 申し落としました。私がいま申し上げたことと、それから、わが國に対して海上から侵攻する艦艇を、これを防御するということも当然入っております。

○沢田実君 そうしますとね、外國の軍隊がもし攻めてきた場合に、先ほどおっしゃった数個師団が攻めてきた場合に、後方を遮断するとかあるいは上陸したものを使いせん減をするためには、そういう戦いのために大体どのくらいの海軍の兵力といふものが必要なんですか。

○政府委員(久保卓也君) これは、いろんな計算がありまして、必ずしも確定した数字になつておりません。一応、それともう一つは、海上交通の保護と、それから相手方の軍隊が日本に上陸してくるときにそれを阻止するという場合に、その使われる海上兵力といふものは、これは海上自衛隊

の研究、検討の中では、両方彼此融通し合つて使うということで、別々にいたしておりません。

そこで、その両方兼ね備えた機能を持つ海上自衛隊の兵力といふのは從来からも検討されておりましたし、中曾根前長官が示唆された数字は、十

年後ぐらいには三十数万トンぐらゐになるだろうということを言われたわけですが、まあ大きさはへだたらない数字というふうにお考えいた

だいてもけつこうであります。

○沢田実君 もう一つ、あなたがおっしゃった海上交通の安全の確保ということになりますと、こ

れはもうたいへんなことになるのですが、どの辺までの海上の交通の確保を考えているのか。日本

の領海だけ考えているのか、あるいはアメリカか

らも日本が輸入する、その商船の安全の確保まで

考へているのか、いわゆる全世界から物資を輸入

しております日本の現状で、おそらく世界じゅう

の海上の安全確保なんということは、これはもう

不可能なことだと思つますので、あなたのおっしゃるいわゆる海上の交通の安全の確保というも

のはどの程度の海域をさしていらっしゃるのか。

○政府委員(久保卓也君) 日本は中東からも石油

を輸入しておるわけで、非常に遠距離からの海上

交通の安全が必要でありますけれども、アメリカ

ですらも、大きな海洋、太平洋とかインド洋とか

あるいは大西洋とかを含めて海上交通の保護をア

メリカの力だけでやれるとは申しておりません。

それらはやはり世界各国が力を合わせて守るべき

であろうということを言つております。そこで、

わが国もやはりそういう背景に立つてしか

考へられないのであつて、海上自衛隊の任務とす

れば、江崎長官も再々申しておられますように、

本土から数百マイルぐらゐ離れた程度、数百マ

イリが五百がいいのか六百がいいのか、必ずしも數

字的には具体的に特定できませんけれども、その

ときの情勢あるいはわが自衛隊の能力といつたよ

うなことも勘案して、大体数百マイル、海マイル

でありますから、キロでいえば千キロ前後ぐら

い感じが適当な範囲であらうといふうに

思つております。

○沢田実君 それは実際問題、海上交通の安全の確保ということは、確保できないわけでしょう。

日本

の國の近くへ千キロぐらゐ来たら確保しま

う、そこから先はできませんよということは、こ

れはやらくたつて同じことになりますか。

なぜ千キロぐらゐだけやろうといふうにお考え

になつていらっしゃるのですか。もう商船の海上

交通の安全なんていふのはどうしようもない問題

じゃありませんか、日本の自衛隊では。

○政府委員(久保卓也君) どうしようもなけれ

ば、海上自衛隊で対潜哨戒といふ任務がなくなる

わけであります。やはり非常にむずかしい問題

であるけれどもしなければならないし、ある程度

はりわが國も対潜哨戒機、それから護衛艦などを

結合いたしまして、そしてある程度の潜水艦に対

する掃討能力といいますか、阻止力及び攻撃力と

いうものを持ち得ます。これは今日十分であると

いうことをもちろん申しておるわけではありませんし、それから潜水艦をどういうふうにして発見

するかという方法の検討も行なわれております。

ですから十分にそれをなし得るとは限りません。

たとえばかりに三十数万トンの艦艇ができたとい

いましても、日本の商船の擊沈数が非常に少ない

といふにはやはりなるまい。しかしながら、

日本国民が生活を維持をしておる、そしてある程

度はがんばっている間に、国際社会において平和

秩序が確立されるというまでがんばり得る程度の

ものは何とかなり得るということで、一〇〇%の

能力がないからといって、それを、そういう能力

を持たないでよろしいということにはやはりなら

ないのでないかといふうに考えております。

○沢田実君 軍事上の考え方でそうおっしゃるの

でしおが、長官、実際問題ね、それくらいの海

上の力を持つよりも、いつそ持たないはうが、私

が申し上げておるのは、海上交通安全確保といふ

問題ですよ。日本の全輸入物資の何%確保できる

ということを考えてみると、ほんの私は小部分だらうと、いま千キロぐらゐだという海上の確保を考えてみれば、それから先は全然できないのですから、そうして見れば、もし仮想敵国があるいは敵国ができる、そこから先でやられれば、もうどうしようもない。いまおっしゃる千キロを二千キロに延ばしたところで、これはどうしようもない問題じゃないか。どうしようもないから要らないのだといふにはいかないのだとおっしゃいますけれども、私はそういうふうな現況であるから、世界に再び戦争を起こさない方向での政治の姿勢、あるいは外交の政策というものが必要であつて、そして、私どもは等距離完全中立ということを主張して、戦争をなくしろということを

言つておるもののはそういうことなんですね。ですからまらないちょっとした艦艇を持つた日本は、軍國化の方向をたどつておるなんて世界から非難されるというよりは、どうにもならぬようそん

なものを持つ必要ないのじゃないかという感じを

私は持つのですが、それは中立国でも国の予算の三分の一も軍事費を使っておりますスエーデン等

もありますから、世界の各國の例を引けばそれは

軍備も必要だという議論はあるかもしません。

しかし、世界のどこの国よりも先がけて平和憲法

をつくった日本では、そういうものをいまさら

ちょこちょこつくるてもどうしようもないのじや

ないか。海上保安廳がやつておるような限度で、

それ以上自衛隊がいわゆる商船の護衛をやろうな

もんていつたって、実際問題は無理なことじゃない

か、またむだなことじゃないか。そういう方向を改めて別な方向にいくことは考えられないのかどうか。

【理事事務官金五君退席、委員長着席】

あまりにも力の違う日本が少しぐらい持つてみて

も、局長はまた国連と、あるいは集団的な方法で

云々といふその短い期間でも自分の力でどうい

うことをおっしゃるかもしませんか、そういう

考え方も若干あるかもしませんけれども、新し

い憲法を日本はここで宣言しているんですから、

世界の國とは違った方向への行き方ができないことないじやないか、こう思いますが、政府・自民党はそんなことは考えないんだ、軍艦は足りないけれどもどんどんつくっていくんだ、それから海上と航空のほうは力を入れて、陸上は十八万でよろしいからあとは海上と航空に力を入れて、うんと飛行機と船をつくるんだと、こういう方向なのか。そんなうんとつくるんじやない、四次防、五次防といつても徐々につくるんだと、こうおっしゃるかもしませんが、徐々にそんなこととしてつくる必要が一体あるのかどうか、世界の将来といふものを見渡した場合にですね、これは大きな問題だと思うんですが、長官としてはどんなふうにお考えか。

○國務大臣(江崎眞澄君) 私は、やはり海上兵力に限らず自衛隊を持つということと自体は必要だと思っております。それは自衛隊を持つておることによって相手も警戒をする。全然なければ、抵抗がない真空状態に侵入することはきわめて簡単でありますから、相手の侵略意図というものを誘う。やはり自衛隊の現在の装備というものがもちろん万全であるとは思っておりません。また万全のものを持つておる国というのはこの地球の上に一体どこの国があるかという議論にもなるわけでありまして、したがって、現在の自衛隊装備があるといふことが一つの侵略の抑止力になつておるという考え方であります。したがつて、いまの海上上のこの装備をもつとしてまさかマラッカ海峡に出でていけるものでもありませんし、そんなことは夢にも考えていないということはもうこれはしばしば申し上げておる限りであります。そうかといつて、それじゃ、なくていいじゃないかといふことになりますと、これは先般のあの円を沖縄に持つていつたりまたドルを本土に持ち返してきたら、あの一つのことをとりましても、何ら装備がなければ、不特定な海賊などの脅威にさらされたいくことができないというようなわけで、どうして足りないところは日米安全保障条約によつて補つておるというのが実情であります。した

がつて、抑止力としてやはり現在整備中の兵力量程度のものは持たなければならない、こういう考え方方に立つておるわけでございます。

○沢田実君 それから、ちょっと話がまた変わります、設置法の改正の法律案ですが、これには統合幕僚会議の人数については、抜けるようになつているんですが、引いて計算すれば出ます、この条文の上で。またこれ変わつたほうも、引いて計算すればその差が出ますから、これだけが統合幕僚会議の人数なんだなということはわかるようになつていますが、わざわざこれは人数が書いてないのはどういうわけですか。

○政府委員(久保卓也君) これは統幕の構成員の関係であります、陸、海、空——自衛隊はもちろん陸、海、空自衛官のみで構成されておりますので、それを人の員数が計算できます。ところが統合幕僚会議は陸、海、空の自衛官がらなつております。したがいまして、総数として統幕の場合に何人ということは言えますけれども、陸、海、空の区別が分けられないという意味で、統幕には特に総数を出さなかつたということのようであります。

○國務大臣(山中真則君) ただいま議題となりました国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから内閣委員会を開いたします。午後六時十六分開会

○委員長(柳田桃太郎君) 暫時休憩いたします。午後五時四十八分休憩

○委員長(柳田桃太郎君) 暫時休憩いたしました。午後六時十八分散会

○國務大臣(山中真則君) ただいま議題となりました国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年三月十六日、人事院から、国家公務員法第二十三条の規定に基づき、最近における犯罪の凶悪化等の状況にかんがみ、国民の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全と秩序の維持の任に当たる警察官等に係る災害補償について、特別の措置を講ずる必要がある旨の意見の申し出がありました。政府としましては、その内容を検討した結果、この意見の申し出のとおり国家公務員災害補償法の一部を改正する必要を認め、この法律案を提出した次第であります。

次に、その内容について概要を御説明申し上げます。

この法律案においては、警察官、海上保安官等の職務内容の特殊な職員が、その生命または身体に対し高度の危険が予測される状況下において、

第八条第一項第十四号中「勤労者財産形成促進法」の下に「中小企業退職金共済法、港湾労働災害の検査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時ににおける人命の救助等の職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における障害補償

または遺族補償の金額について、現行の補償の金額にその百分の五十の範囲内の率を乗じて得た金額を加算することとしております。

なお、施行期日については、公布の日から施行することとしておりますが、改正後の規定は、昭和四十七年一月一日から適用することとしております。

以上、この法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げました。

○委員長(柳田桃太郎君) 本案の審査は後日に譲りたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

○委員長(柳田桃太郎君) 本日はこれにて散会いたしました。

。賞金
。福祉部は、第一項第一号に掲げる事務。
時間及び休息に関するものについては、
基準法の施行に関するものを除く。)、同項第八
号に掲げる事務のうち中小企業退職金共済事業
團及び特定業種退職金共済組合の監督に関する
もの、同項第九号の二から第十一号までに掲げ
る事務並びに同項第十四号に掲げる事務のうち
。最低賃金法、家内労働法(第四章の規定を除く)
勤労者財産形成促進法、中小企業退職金共済法
及び港湾労働法の施行に関するものをつかさど
る。

附 則

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行す
る。内において政令や定める日

昭和四十七年六月二十六日印刷

昭和四十七年六月二十七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W